災害・環境対策特別委員会資料
令和４年１２月２７日
都市環境部環境課

品川区環境基本計画中間見直し　素案について

１．現行計画および見直しの経緯

区では平成３０年度に「品川区環境基本計画（計画期間：平成３０年度～令和９年度)」（以下、「計画」という。）を策定した。

本年、中間年を迎えるにあたって、計画の見直しを行う。

２．計画の素案

別紙１「品川区環境基本計画中間見直し　素案【概要版】」

別紙２「品川区環境基本計画中間見直し　素案」

３．パブリックコメントの実施

(1) 実施方法

広報しながわ１月２１日号および区ホームページに掲載、また環境課窓口、区政資料コーナー、図書館、地域センターに紙媒体を設置

(2) 実施期間

令和５年１月２１日（土）から２月１７日（金）まで

４．今後のスケジュール

令和５年２月　パブリックコメントの意見を計画へ反映

令和５年４月　計画　運用開始

品川区環境基本計画中間見直し　素案【概要版】

別紙１

第１章　計画改訂の趣旨

１．計画改訂の趣旨

品川区では、2018（平成 30）年度に「品川区環境基本計画〔計画期間：2018（平成 30）年度～2027（令和 9）年度〕」を策定しました。

近年、地球温暖化の進行による気候変動の影響の顕在化、生物多様性の損失など、世界規模で環境課題が深刻化するなか、課題解決に向けた取組が国内外で進んでいます。大きく変動し、多様化する環境課題へ対応していくためには、長期的な視点で区の未来を考え、区民・事業者・区が、それぞれの役割を担いつつ協働・連携し、各主体ができることから取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

このため、計画の中間年を迎えるにあたり、長期的な視点で、最新の環境課題および区の現状を踏まえながら、実効性のある計画となるよう中間見直しを行うこととしました。

本計画において、区の二酸化炭素排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 50%削減（カーボンハーフ）、2050(令和 32)年度までに実質ゼロ（ゼロカーボン）とする目標を掲げており、脱炭素に向けた具体的な取組を実践していきます。

あわせて、区の都市型の自然環境に適応した生物多様性の理解の浸透や保全策について、近隣自治体と一体となった取組が必要であることから、環境基本計画の施策体系の中で、品川区生物多様性地域戦略を位置づけ、生物多様性保全に向けた取組を強化します。

また、2022（令和 4）年 5 月に開設した品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」による環境情報の発信や環境保全に取り組む人材の育成・活動支援を行うことで、区民および事業者の環境意識の向上と自主的な環境保全活動の推進につなげていきます。

２．計画の位置づけ

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」、「品川区一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、区の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるものです。

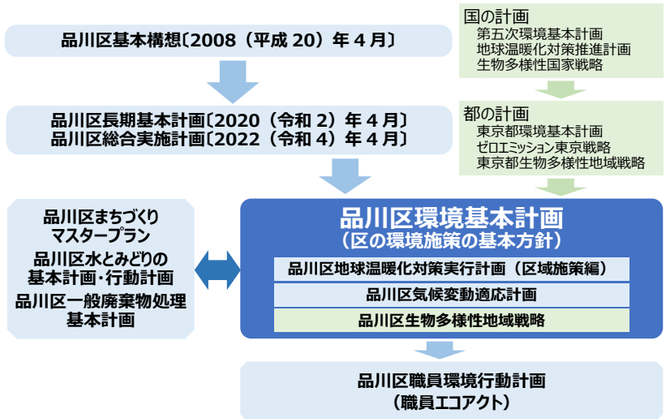

３．計画の期間

本計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度であり、後半 5 年間についての中間見直しとします。

ただし、基本目標１（地球温暖化対策分野）および基本目標３（自然環境分野）については、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、2030（令和 12）年度を計画目標とします。

また、社会情勢の変化や国の動向等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第２章　区の現状と課題

１．計画の進捗

本計画では、5 つの基本目標ごとに個別の施策および指標を掲げるとともに、5 つの重点プロジェクトについては目標達成のための重点的かつ計画的な推進を図ってきました。2022（令和 4）年度現在の進捗は、温室効果ガス排出量や資源、生活環境など主要な項目は達成に向けて順調に推移しています。また、区民参加型の取組についても新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらもおおむね順調に推移しています。

２．計画改訂の視点

目標	分野	改訂の視点
基本目標１	地球温暖化対策	✓ エネルギー利用の削減
		✓ 脱炭素エネルギー（再生可能エネルギー、水素エネルギー等）へのシフト
		✓ 気候変動への適応
基本目標２	資源循環	✓ ごみ減量・資源化の推進
		✓ 食品ロス対策・プラスチックごみ対策
		✓ サステナブルファッション
基本目標３	自然環境	✓ 生物多様性の理解の向上、都市整備に伴う生き物の生息・生育環境の変化
		✓ 品川らしい水とみどりの保全・創出と次世代への継承
基本目標４	生活環境	✓ 良好な生活環境の保全
基本目標５	文化環境	✓ 品川らしい景観の維持
共通目標	環境教育・環境コミュニケーション	✓ 身近な環境課題に取り組む人づくり
		✓ 区民・事業者・関連団体との協働

第３章　計画で目指すもの

１．望ましい環境像

2050（令和 32）年のしながわ

1 各家庭や事業所での省エネの取組、太陽光発電などの再生可能エネルギー利用の普及が進んでいます。まちを走る自動車は全て低公害車となり、さまざまな交通システムと合わせて最適化が図られています。

2 シェアリングが普及し、サプライチェーン全体で効率的な需給バランスが保たれ、プラスチックや食品ロスの削減と循環利用が行われています。

3 生物多様性の理解が浸透し、生物多様性に配慮した企業活動やライフスタイルが定着しています。区民の憩いの場は、生物の生育・生息の場としても良好な環境になっています。

4 大気や水質、土壌環境が保全され、騒音・振動などが低減した快適な生活環境が維持されています。

5 区の歴史的・文化的環境は良好に保全され、まち並みや生活に溶け込んでいます。

共通 次世代を担う人材が育まれており、脱炭素社会に貢献する商品やサービスが 積極的に選択されています。また、脱炭素化のための企業活動や環境教育・環境コミュニケーションが一般化されています。

品川区環境基本計画中間見直し　素案【概要版】

2．将来像実現のための施策体系

将来像	基本目標	施策の方向性	SDGs ゴール
みんなで創り育てる環境都市	基本目標 1 「脱炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策） 【品川区温室効果ガス排出削減計画】 【品川区気候変動適応計画】	1-1 エネルギー利用をさらに削減する 1-2 革新的な技術導入により再生可能エネルギー利用を拡大する 1-3 脱炭素なまちづくりを推進する 1-4 気候変動に適応する取組を推進する	
	基本目標 2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）	2-1 ごみの発生抑制を推進する 2-2 資源リサイクルを推進する 2-3 適正処理を推進する	
	基本目標 3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境） 【品川区生物多様性地域戦略】	3-1 水とみどりを守り育てる 3-2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる 3-3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす 3-4 みんなで水とみどりを育む 3-5 生態系の保全と再生	
	基本目標 4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）	4-1 すこやかな暮らしを守る 4-2 人にやさしい地域づくりを目指す	
	基本目標 5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）	5-1 歴史や文化を大切にし、魅力ある街並みをつくる	
	共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）	共通-1 環境情報を発信する 共通-2 環境学習・体験を推進する 共通-3 協働により環境活動を推進する	

第４章　施策の展開

１．施策

基本目標 1（地球温暖化対策）

1	・家庭および事業所の省エネルギー推進 ・区内建築物の高断熱化、脱炭素化（ZEB、ZEHなど） ・区有建築物の率先した省エネルギー、脱炭素化（ZEB、ZEHなど） ・国や都の各種支援事業と連携した事業の推進	3	・低公害車の導入促進、インフラ整備 **・公用車の低公害車への切り替え** ・カーシェアリング、自転車シェアリングの推進 ・ウォーカブルなまちづくりの推進 ・公共交通の利便性向上　・新たな脱炭素モビリティの基盤整備
2	**・家庭、事業所における再生可能エネルギーの導入推進** ・面的な再生可能エネルギー利用の積極導入 ・地域外連携も含めた再生可能エネルギー利用の拡大 ・水素・アンモニアの利活用のための基盤整備 ・メタネーションを見据えたコジェネレーションの推進	4	・暑さ対策 ・風水害対策

基本目標 2（資源循環）

1	・家庭ごみの発生抑制　・事業系ごみの発生抑制 ・再使用の推進（粗大ごみのリユース、サステナブルファッションなど） **・食品ロスおよび使い捨てプラスチックごみの削減**	3	・家庭ごみの適正な排出の推進 ・事業系ごみの適正な排出の推進 ・地域における適正な排出の推進 ・効率的で環境負荷の少ない収集体制
2	・区民の自主的な活動の支援　・区の資源回収事業の推進 ・事業系ごみのリサイクルの推進		

基本目標 3（自然環境）

1	・防災に役立つ水と緑の整備・活用 ・まちづくりにおける生物多様性保全の配慮 ・生物生息空間の保全・再生 ・生物多様性に配慮した施設の設置・管理 ・生物多様性を活用したまちづくり	3	・健全な水循環の確保 ・歴史・文化を伝える資源の保全・活用　・特色ある公園・水辺広場づくり ・水とみどりを活かしたにぎわいづくり
2	・水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 ・地域緑化の推進・水辺空間の整備・活用 ・小スペースを活かしたみどりづくり　・魅力ある公園づくり ・河川・運河の水質改善	4	・生物多様性の理解の促進　・水とみどりを守り育てる活動の支援 ・水とみどりを守り育てる人材育成　・区民との協働 ・生物多様性に配慮した消費活動の推進 ・生物多様性に配慮した経済活動の推進・生物多様性を活用した活動の推進
		5	・生き物の生息状況のモニタリング ・外来種による被害防止

基本目標 4（生活環境）

1	・大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応 ・化学物質の適正管理　・鳥獣等による被害への対策	2	・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進　・利便性の高い公共交通網の整備 ・安全な歩行者・自転車の空間整備

基本目標 5（文化環境）

1	・多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用　・歴史あるまちの景観の再生と活用　・生活に密着した住宅景観の保全と誘導 ・活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出　・新たなまちの景観の整備と誘導

共　通　目　標（環境教育・環境コミュニケーション）

1	・環境に関する情報の整理と効果的な発信	3	・環境活動・環境教育を行う人材との協働 ・環境に配慮した事業活動の支援 ・他地域での環境活動の促進
2	**・環境学習交流施設「エコルとごし」を活用した次世代を担う人材の育成** ・区民・事業者の環境学習・体験の機会づくり ・区役所職員の環境学習・行動の推進		

２．重点プロジェクト

目標を達成するうえで、残りの計画期間を考慮して特に重点的かつ分野横断的な展開を図る必要のある主要なテーマを「重点プロジェクト」として以下のとおり再度位置づけを行い、推進します。

重点プロジェクト１　快適な脱炭素型ライフスタイルへの転換プロジェクト
- ◐ 区民・団体、事業者、区のみんなで、あらゆる「賢い選択」を推進
- ◐ 区有建築物の ZEB、ZEH 化の水平展開
- ◐ 太陽光発電の普及拡大

重点プロジェクト２　さまざまな連携による地域全体の脱炭素化の推進
- ◐ 他の地域と連携した横断的な取組の推進
- ◐ 環境面と経済面の統合的な向上を図る事業やサービスの推進

重点プロジェクト３　プラスチックごみ対策・食品ロス削減の推進
- ◐ 地域や事業者と連携したプラスチック削減・食品ロス削減の啓発
- ◐ 製品プラスチックを含めたプラスチック分別回収の検討

重点プロジェクト４　水とみどりを活かしたつながりづくり
- ◐ まちづくりと一体となったみどり環境の保全
- ◐ 水辺の生き物の生息・生育空間の保全
- ◐ 生物多様性への理解促進

重点プロジェクト５　次世代を担う人材への学びの機会の充実
- ◐ 「エコルとごし」を活用した次世代を担う世代への学びの機会の充実

第５章　計画を進めるために

区では、計画を推進するため、庁内組織である「環境対策推進会議」・「環境対策庁内会議」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。また、有識者や区民・事業者・学生で構成される「環境活動推進会議」は、進捗状況の評価や計画の見直しに対して助言・提言を行います。

また、本計画を実効性のあるものとするため、行政評価等により環境の現状や環境施策の進捗を全体的に把握し、評価を行い、その後の施策展開へ反映する PDCA サイクルにより確実な進行管理を行います。

別紙２

品川区環境基本計画

みんなで創り育てる環境都市

2018（平成 30）年度～2027（令和 9）年度

中間見直し

（素案）

2023（令和 5）年 3 月

品川区

品川区環境基本計画　中間見直しに当たって

区長あいさつ

2023（令和 5）年 3 月

品川区長　森澤　恭子

目　　次

第 1 章 計画改訂の趣旨 1
1. 計画改訂の趣旨 1
2. 環境政策を取り巻く動向 2
3. 計画の位置づけ等 7

第 2 章 区の現状と課題（現行計画の総括） 9
1. 現行計画の進捗 9
2. 計画改訂の視点 10

第 3 章 計画で目指すもの 12
1. 望ましい環境像 12
2. 将来像実現のための 5 つの基本目標 14
3. 施策の体系 15

第 4 章 施策の展開 17
1. 施策 17
基本目標 1「脱炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策） 17
基本目標 2「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環） 40
基本目標 3「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境） 50
基本目標 4「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境） 73
基本目標 5「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境） 77
共通目標 「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション） 79
2. みんなで取り組む“重点プロジェクト“ 88

第 5 章 計画を進めるために 102
1. 推進体制と進捗管理指標 102
2. 進行管理 106

第 6 章 資料編 107
1. 改定の経緯 107
2. 区民・事業者等の環境意識 107
3. 環境法律・条例、計画（2023（令和５）年３月現在） 109
4. 用語解説 114

「＊」を付している用語は、第 6 章　資料編「3.　用語解説」に説明を記載しています。

コラム一覧

基本目標 1

品川区の温室効果ガスの排出割合 19
再生可能エネルギーのコスト 20
カーボンニュートラル 26
改正建築物法の施行 26
テレワークと二酸化炭素 27
品川区の LED 化進捗状況について 27
地球環境にやさしい ZEB　ZEH 28
ZEB リーディングオーナーの役割 29
環境にやさしい燃料「GTL 燃料」について 32
メタネーションとは 32
砂電池とは 33
カーボンオフセット 33
森林吸収によるカーボンオフセット 33
ウォーカブルなまちづくり 36
低炭素アスファルトとは 36
地域循環共生圏 36
2100 年の天気予報 37
地球温暖化がもたらす影響 39

基本目標 2

食品ロス問題とフードドライブ 42
サステナブルファッション 42
プラスチック資源循環法の施行 43
進む脱プラスチックとマイクロプラスチックによる海の汚染 43
品川区のリユース促進事業 44
3010 運動について 44
みんなでボトルリサイクルプロジェクト 47
太陽光パネルのリサイクル 47
サーキュラーエコノミー（循環経済） 49

基本目標 3

絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック・レッドデータリスト～ 52
東京湾の海上公園等 55
まちづくりにより新たに創出されるみどり 58
アメリカザリガニやアカミミガメの特定外来生物への指定 60
生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） 62
エコロジカル・ネットワーク 64
ABINC 認証制度 66
認証エコラベル 69

OECM（Other effective area-based conservation measures）.....69
危険な外来生物 72
森林環境税・森林環境譲与税 72
基本目標 4
典型 7 公害.....75
PM2.5 とは 75
基本目標 5
ESD（持続可能な開発のための教育） 78
共通目標
環境教育等促進法の改正 85
区内商店街での国産間伐材啓発イベント 87
区内企業・高校と食品ロス等削減イベント 87

第1章　計画改訂の背景

1．計画改訂の趣旨

品川区は、2018（平成 30）年度に「品川区環境基本計画〔計画期間：2018（平成 30）年度～2027（令和 9）年度〕」（以下、「本計画」といいます）を策定し、「みんなで創り育てる環境都市」を将来像に掲げ、地球温暖化対策をはじめとしたさまざまな環境施策を展開し、区民および事業者とともに推進してきました。

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」、「品川区一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、環境保全・創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区が掲げる将来像を環境の側面から実現を目指しています。

近年、地球温暖化の進行によるゲリラ豪雨や大型台風等の気候変動の影響の顕在化、生物多様性*の損失など、世界規模で環境課題が深刻化する中、問題解決に向けた取組が国内外で進んでいます。大きく変動し、多様化する環境課題へ対応していくためには、長期的な視点で区の未来を考え、区民・事業者・区が、それぞれの役割を担いつつ協働・連携し、各主体ができることから取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

このため、本計画の中間年を迎えるにあたり、長期的な視点で、最新の環境課題および区の現状を踏まえながら、実効性のある計画となるよう中間見直しを行うこととしました。

本計画において、区の二酸化炭素排出量を 2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度比で 50%削減（カーボンハーフ）、2050(令和 32)年度までに実質ゼロ（ゼロカーボン）とする目標を掲げており、脱炭素に向けた具体的な取組を実践していきます。

あわせて、区の都市型の自然環境に適応した生物多様性の理解の浸透や保全策について、近隣自治体と一体となった取組が必要であることから、環境基本計画の施策体系の中で、品川区生物多様性地域戦略を位置づけ、生物多様性保全に向けた取組を強化します。

また、2022(令和 4)年 5 月に開設した品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」による環境情報の発信や環境保全に取り組む人材の育成・活動支援を行うことで、区民および事業者の環境意識の向上と自主的な環境保全活動の推進につなげていきます。

2. 環境政策を取り巻く動向

（1）世界的な動向

パリ協定

1997（平成 9）年に合意された、先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間（2013（平成 25）年～2020（令和 2）年）の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択され、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本は同年 11 月 8 日に批准しました。

「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス*排出削減の取組を強化することが必要とされています。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

出典）国際連合広報センターホームページ

図 1.1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

また、これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々および社会の全ての部分で満たされ、誰一人取り残さない（leave no one behind）ことなどが宣言されています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）＊ 第 6 次評価報告書

2021（令和 3）年 8 月に、IPCC 第 6 次評価報告書における第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）が公表されました。当該報告書では、「地球温暖化は人間の影響で起きていることは疑う余地がない」と断言した上で、産業革命前と比べた世界の気温上昇が、2021（令和 3）年から 2040（令和 22）年の間には、地球温暖化が人類に深刻な影響を与えるとしている 1.5 度に達するとの予測がされています。

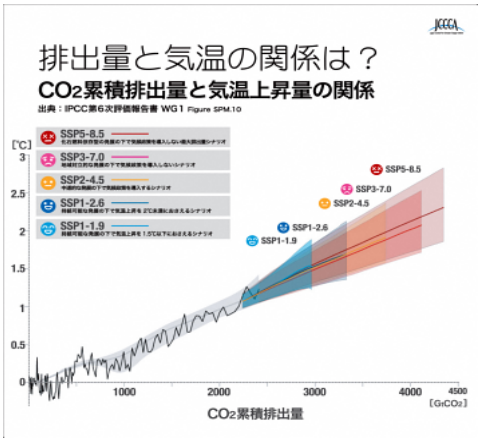

出典）IPCC6 次評価報告書

図 1.2 世界の気温の変化予測

グリーントランスフォーメーション（GX）＊とデジタルトランスフォーメーション（DX）＊

脱炭素社会*要請の高まりや社会情勢の変化によるエネルギー供給の確保などを背景に、「グリーントランスフォーメーション（GX）」と「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の同時推進が必要といわれています。再生可能エネルギーの普及やデジタル化の推進により、少子高齢化や温室効果ガス削減などの直面する課題を解決しつつ、産業競争力の向上につなげ、社会経済の成長の機会としてとらえる考え方です。

2022（令和 4）年 2 月には、経済産業省が GX の推進に向けた「GX リーグ基本構想」を公表しました。GX リーグは、GX に積極的に取り組む企業群を募り、議論と新たな市場創造のための実践を行う場であり、我が国の GX を牽引することが期待されています。

GX の推進のためには、強固なネットワークシステムの整備が必須であり、少子高齢化や感染症拡大による生活スタイルの変容とともに、デジタル技術の高度化が期待されています。

生物多様性条約締約国会議（COP）＊

生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではありません。この課題に世界で取組むために、1992（平成 4）年 5 月に生物多様性条約*が採択されました。その後、COP10 で採択された愛知目標*で 2020（令和 2）年までに生物多様性の損失を食い止めるための各国の行動について掲げられましたが、目標年度を迎え、見直しに向けた検討が行われています。

2022（令和 4）年 12 月にカナダで開催される COP15 第二部においては、愛知目標で掲げた目標の約 1/3 が未達成であったことを踏まえ、2050（令和 32）年ビジョン達成に向け、新たな国際目標である「ポスト 2020 生物多様性枠組」が採択される予定です。

（2）国の動向

第 5 次環境基本計画

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」やパリ協定の採択を踏まえて 2018（平成 30）年 4 月に策定されました。

前述の国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の統合的な解決に向けて、「地域循環共生圏*」が提唱され、分野横断的な 6 つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が設定されています。これらの、環境施策を通じて経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出、経済発展と社会的課題の解決の両立を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが期待されています。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画です。2015（平成 27）年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に向けて提出された「日本の約束草案」を踏まえ、2016（平成 28）年 5 月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030（令和 12）年度に向けた我が国の二酸化炭素排出削減目標が「2013（平成 25）年度比で 26%削減」と定められました。

2020（令和 2）年 10 月 26 日には、国の方針として、2050（令和 32）年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする、すなわち「2050（令和 32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。また、2021（令和 3）年 4 月には、

2030（令和 12）年度において、二酸化炭素排出量 46%削減（2013（平成 25）年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

脱炭素社会の機運が急速に高まる中、2021（令和 3）年 10 月に同計画は 5 年ぶりに改訂され、新たな削減目標の裏付けとなる対策や施策が記載されており、新たな目標実現に向けた道筋を描いています。

第 6 次エネルギー基本計画

エネルギーを巡る国内外の情勢変化や二酸化炭素排出量削減目標の引き上げなど、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、「第 6 次エネルギー基本計画」が 2021（令和 3）年 10 月に策定されました。

この計画では、建築物省エネ法*による省エネルギー基準適合義務化と基準引き上げ、機器・建材トップランナー制度*の見直しなどによる徹底した省エネルギーや、再生可能エネルギーの主力電源化を推進し、2030（令和 12）年度の再生可能エネルギーによる電源構成*を従来目標の 22～24%から、36～38%に引き上げることが示されました。また、水素*についても「社会実装を加速させるため、電源構成において、新たに水素・アンモニアによる発電を 1%程度見込む」としました。

地域脱炭素ロードマップ

地域脱炭素に向けて 2030（令和 12）年までに行う具体な取組・施策を示したもので 2021（令和 3）年 6 月 9 日に国・地方脱炭素実現会議で決定しました。

2030（令和 12）年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域をつくることや、脱炭素の基盤となる重点対策（自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネルギー、ゼロカーボン・ドライブ*等）が整理されています。

2050 年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、特にエネルギー及び産業分野におけるイノベーションのスパイラルを起こすための戦略であり令和 3（2021）年 6 月に策定されました。

産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、令和 32（2050）年までの時間軸に沿った技術術開発を踏まえた工程表を示しています。また、こうした目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするための政策も示しています。

気候変動適応計画

気候変動適応計画は、気候変動適応法第 7 条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために 2018（平成 30）年 11 月に策定されました。気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応策を組み込むことなど、7 つの基本戦略とともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。同計画は 2021（令和 3）年 10 月に改訂され、KPI*など進捗管理に関する事項が追加されました。

第四次循環型社会形成基本計画

2018（平成 30）年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画で

は、資源生産性、循環利用率（入口側・出口側）、最終処分量のさらなる向上が目標として掲げられました。そのための取組として、「地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進」、「シェアリング等の 2R*ビジネスの促進、評価」、「廃棄物エネルギーの徹底活用」等が挙げられています。

生物多様性国家戦略

2010（平成 22）年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を受け、我が国の生物多様性に関する目標や戦略を示すものとして「生物多様性国家戦略 2012-2020」が、2012（平成 24）年 9 月に閣議決定されました。

2020（令和 2）年からは次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められ、戦略の構造・目標・指標の大幅な見直しが行われています。新たな戦略では、5 つの基本戦略「1 生態系の健全性の回復」「2 自然を活用した社会課題の解決」「3 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブ経済）」「4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」「5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」について、2050（令和 32）年ビジョン、2030（令和 12）年ミッションの下で掲げられた「状態目標」と「行動目標」を設定し、各目標においては、世界のポスト枠組を踏まえつつ検討するとしています。

新型コロナウイルス感染症に対する環境行政の対応

我が国では、世界保健機関（WHO）が「パンデミック」と表明した今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、環境行政においてもさまざまな対策を講じてきました。

その中でも、気象災害や感染症等のリスクへの対応の観点から、テレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に拡大したことにより、移動、交通に伴う環境負荷の削減が進みました。また、それらは、働き方や学び方の改革にもつながるものであるため、新型コロナウイルス感染症の収束後にあっても、引き続き積極的に活用していくことが期待されています。

このように、ポストコロナ時代においては、単に以前の状態に戻すのではなく、「脱炭素社会への移行」・「循環経済への移行」・「分散型社会への移行」という 3 つの移行を加速させることにより、持続可能で強靭な経済社会へのリデザイン（再設計）を進め、将来の世代が豊かに生きていける社会の実現が求められています。

（3）東京都の動向

東京都環境基本計画

東京都は、2050（令和 32）年の 二酸化炭素排出実質ゼロ、2030（令和 12）年までのカーボンハーフ実現に向けて猶予期間が少ない中、コロナ禍からの「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、豊かで持続可能な都市を創り上げるため、2022（令和 4）年 9 月に環境基本計画を改定しました。

「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境課題を包括的に解決していくこととしています。

ゼロエミッション東京戦略

東京都は、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和 32）年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向け、ビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を2019（令和元）年 12 月に策定しました。戦略では、気候変動を食い止める「緩和策」と、既に起こり始めている影響に備える「適応策」を総合的に展開するなどの 3 つの視点を基に、東京都の特性を踏まえ 6 分野 14 政策に体系化した取組を進めることとしています。

ゼロエミッション東京戦略～2020 Update & Report～

東京都は、ゼロエミッション東京戦略の公表後 1 年経過を迎え、「感染症の脅威」と一層深刻化する「気候危機」という 2 つの危機に直面している現状を踏まえ、これらの影響も踏まえた評価および内容の見直しを行い「ゼロエミッション東京戦略～2020 Update & Report」を公表しました。

2030（令和 12）年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要とし、「東京都内温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年までに 50%削減（2000（平成 12）年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めること」等を表明し、目標の強化や社会変革のビジョン「2030 カーボンハーフスタイル」を提起しました。

都市型キャップ&トレード制度*

東京都は、2010（平成 22）年度の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（通称：環境確保条例）の改正により、世界でも先進的な「都市型キャップ＆トレード制度」を導入し、大規模事業所を対象に二酸化炭素削減量の総量削減義務を導入しました。同制度では、排出削減が大幅に進んでおり、推進体制・設備導入・運用管理が優れている事業所を「トップレベル事業所」として認定し、対策の推進の程度に応じて削減義務率を軽減しています。トップレベル事業所認定基準は、実現可能な省エネルギー対策の最高水準であり、オフィスビル等については、200 項目以上の省エネルギー対策を設定しています。

第 3 計画期間の 2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度にかけては、27%または 25%の削減義務率が課されています。

東京都生物多様性地域戦略

東京都は、2012（平成 24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しましたが、新たな生物多様性戦略に向けて、2022（令和 4）年 6 月に「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）」を公表しています。中間まとめでは、「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」を基本理念に掲げ、生態系サービス*ごとの 2050（令和 32）年の東京の将来像が示されました。

3. 計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」、「品川区一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、区の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるものです。

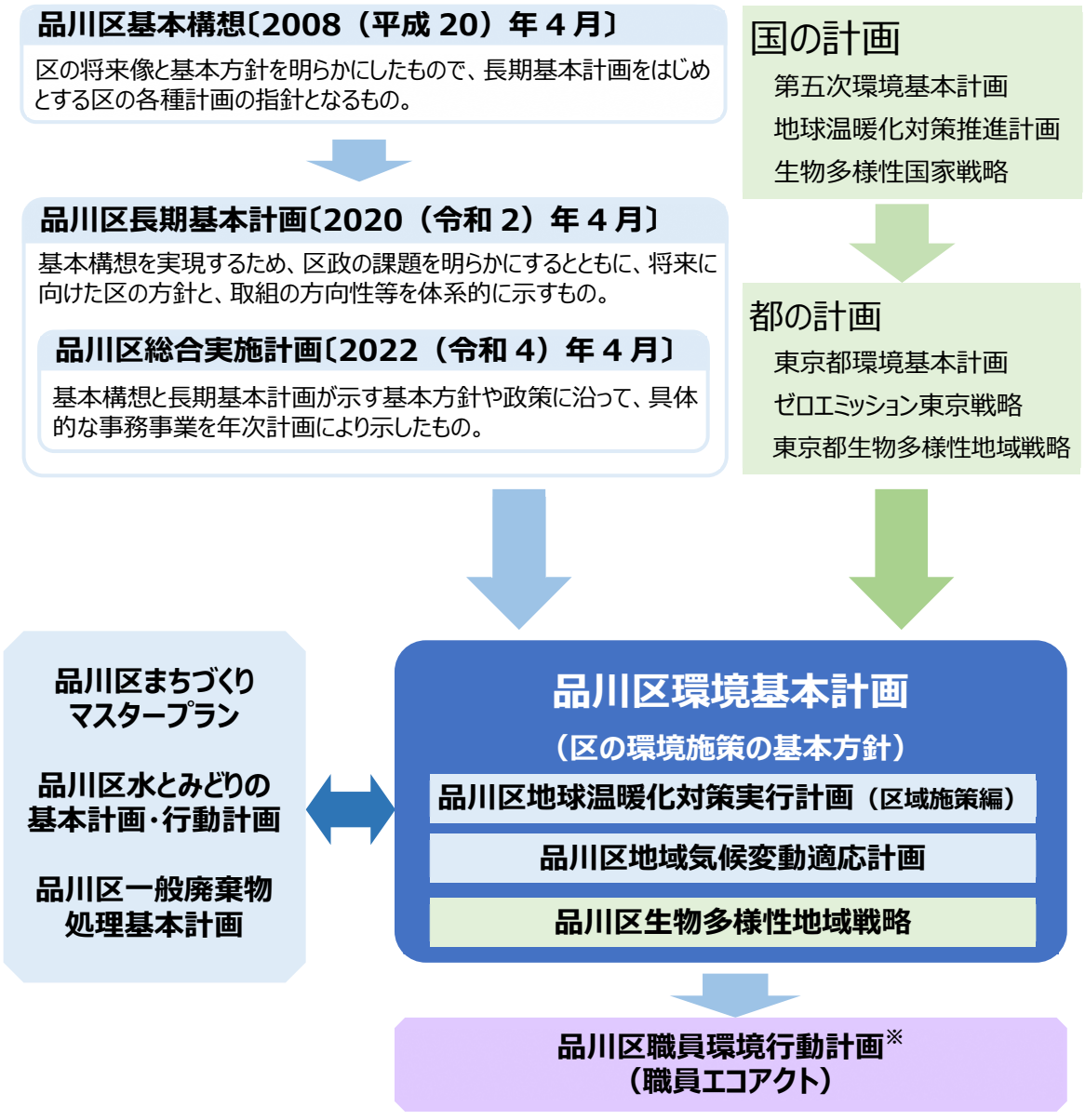

※区が一事業者として取り組む二酸化炭素排出量削減計画

図 1.3　計画の位置づけ

（2）計画期間

本計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度であり、2023（令和 5）年度以降の 5 年間についての中間見直しとします。

ただし、基本目標 1 （地球温暖化対策分野）および基本目標 3 （自然環境分野）については、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、2030（令和 12）年度（基本目標 1 ）または 2031（令和 13）年度（基本目標 3 ）を計画目標とします。

また、社会情勢の変化や国の動向等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

（3）計画の範囲

本計画の対象範囲は、品川区全域とし、5 分野に共通目標である「環境教育・環境コミュニケーション」を加え 6 分野を対象とした計画とします。

地球温暖化対策

資源循環

自然環境

生活環境

文化環境

環境教育・環境コミュニケーション

表 1.1 計画の対象とする範囲

分野	対象とする項目
地球温暖化対策	地球温暖化対策、気候変動への適応、再生可能エネルギーの導入　等
資源循環	ごみの排出抑制および適正処理、資源の地域循環　等
自然環境	水辺、みどり、生き物　等
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質　等
文化環境	地域の歴史的・文化的環境を活かし、景観を保全したまちづくり　等
環境教育・環境コミュニケーション	環境教育・環境学習、環境活動、協働、地域連携　等

第2章　区の現状と課題

1．計画の進捗

本計画では、5 つの基本目標ごとに個別の施策および指標を掲げるとともに、5 つの重点プロジェクトについては目標達成のための重点的かつ計画的な推進を図ってきました。2022（令和 4）年度現在の進捗から主な評価をまとめると下図のとおりです。

図 2.1　本計画の主な評価

2. 計画改訂の視点

（1）地球温暖化対策

●エネルギー利用の削減

省エネルギーの取組が浸透し、二酸化炭素の排出量は減少していますが、脱炭素社会の実現に向けて、さらなる省エネルギーの徹底や、既存の住宅・建築物に対しても高断熱・高気密化等に向けた取組を強化する必要があります。

●脱炭素エネルギー（再生可能エネルギー、水素エネルギー等）へのシフト

脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの技術は大きな変動期を迎えており、今後もさらに新たな技術の発展が見込まれています。化石燃料から再生可能エネルギーへの転換や貯蔵・運搬が可能な水素エネルギーの利用拡大が必要です。

●気候変動への適応

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる浸水被害の発生、熱中症や蚊が媒介する感染症の拡大といった健康被害への影響も想定されることから、防災、健康・福祉など他分野とも連携し地域の防災・減災力の強化対策や区民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

（2）資源循環分野

●ごみ減量・資源化の推進

区の家庭・事業系ごみの排出量は、長期的には減少傾向にありますが、近年は横ばいの傾向にあり、排出されたごみの中には、食べ残し等の「食品ロス*」や古紙類等のリサイクル可能なものが多く含まれています。このため、今後も引き続き、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

●食品ロス対策・プラスチックごみ対策

世界的な天然資源制約と人口増加による需要の高まりが続くなか、大量消費型のライフスタイルを見直し、ライフサイクル全体における環境配慮を進める必要があります。食品ロスについては、区内で多量の食品が廃棄されている実態を踏まえ、食べられるのに捨てられる食品ロスの削減について、飲食店や小売業などの事業者や区民と一体となった削減に取り組む必要があります。プラスチックについては、使い捨てプラスチック対策やプラスチックごみの再資源化を見据えた、区全体のリサイクルシステムの再検討が必要です。

●サステナブルファッション*

ファッション産業は、製造にかかる天然資源やエネルギーの使用量、ライフサイクルの短さなどから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されており、国際的な課題となっています。国内では、ファストファッションの流行やネット販売の普及により、衣服一枚当たりの価格は減少する一方で、年間で多くの衣服が手放され「ごみ」として廃棄されています。

メーカによるサステナブルな材料を用いた商品の開発や、消費者としては長く着続ける衣服の選択やリサイクルの推進など、双方の取組が求められています。

（3）自然共生分野

●都市整備に伴う生き物の生息・生育環境の変化

区では、公園や河川・運河沿いの水辺や公園にまとまった生き物の生息・生育環境があるほか、街路樹や人工池などの身近な自然にも鳥類や昆虫類が確認されています。しかしながら、独立住宅の建て替えなどの都市の再整備によるみどりの減少も確認されるなど、より身近な自然を保全する必要があります。 一方で、まちづくりの進展により、新たに創出されるみどりや水辺もあり、区内の生き物の生息・生育環境が大きく変化するなかでも、生物多様性を確保していく必要があります。

●品川らしい水とみどりの保全・創出と次世代への継承

区の特徴である河川や運河などの水辺、寺社林・史跡などの昔からあるみどりは、長い歴史とともに形成されたものであり、適正な保全とより魅力ある空間の創出により次世代に継承していく必要があります。また、再開発等による新たなみどりの創出は、次世代以降も生物多様性を確保しながら更新されていけるようにする必要があります。

●生物多様性の理解の向上

生物多様性地域戦略の新たな策定により、自然環境への関心を高め、生物多様性の保全に向けた取組を推進する必要があります。

（4）生活環境分野

●良好な生活環境の保全

大気や水質は年々改善がすすんでいます。今後も継続して、適正な環境監視と発生源対策を推進するとともに、新たな環境課題については関係機関と連携しながら的確な対応を進める必要があります。

（5）文化環境分野

●品川らしい景観の維持

長い歴史の中で形作られた旧東海道のまちなみや、品川浦の水辺空間など、歴史的・文化的資源を保全しながら、自然や文化と調和に配慮し、魅力ある景観を維持する必要があります。

（6）環境教育・環境コミュニケーション分野

●身近な環境課題に取り組む人づくり

品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」を核とした環境課題に関する講座やイベント等による普及啓発、ターゲットの属性やニーズに合わせた情報発信により、多くの区民や事業者が環境課題を自分のこととしてとらえ、環境課題解決につながる行動へ結びつけていくことが重要です。

●区民・事業者・関連団体との協働

引き続き、区民・事業者・関連団体との協働・連携をさらに深め、環境意識の向上を図る必要があります。

第3章　計画で目指すもの

1．望ましい環境像

現行計画で設定した将来像を受け継ぎ、「みんなで創り育てる環境都市しながわ」を将来像とし、さまざまな環境課題が解決され「脱炭素社会」と「自然と共生する豊かな社会」がともに実現された品川区を 2050（令和 32）年の望ましい環境像に掲げます。

図 3.1　2050（令和 32）年に向けた将来像のイメージ

2050（令和 32）年の将来像の実現のためには、5 つの分野と共通目標について 2030（令和 12）年までの各種施策を展開します。

2050（令和 32）年のしながわ

基本目標 1	地球温暖化対策	各家庭や事業所での省エネの取組、太陽光発電などの再生可能エネルギー利用の普及が進んでいます。まちを走る自動車は全て低公害車となり、さまざまな交通システムと合わせて最適化が図られています。
基本目標 2	資源循環	シェアリングが普及し、サプライチェーン全体で効率的な需給バランスが保たれ、プラスチックや食品ロスの削減と循環利用が行われています。
基本目標 3	自然環境	生物多様性の理解が浸透し、生物多様性に配慮した企業活動やライフスタイルが定着しています。区民の憩いの場は、生物の生育・生息の場としても良好な環境になっています。
基本目標 4	生活環境	大気や水質、土壌環境が保全され、騒音・振動などが低減した快適な生活環境が維持されています。
基本目標 5	文化環境	区の歴史的・文化的環境は良好に保全され、まち並みや生活に溶け込んでいます。
共通目標	環境教育・環境コミュニケーション	次世代を担う人材が育まれており、脱炭素社会に貢献する商品やサービスが 積極的に選択されています。また、脱炭素化のための企業活動や環境教育・環境コミュニケーションが一般化されています。

2030（令和 12）年までの目標・施策の推進

基本目標 1　基本目標 2　基本目標 3　基本目標 4　基本目標 5

共 通 目 標

2. 将来像実現のための５つの基本目標

将来的な区の将来像である「みんなで創り育てる環境都市」を実現するための目標として、区の現状を踏まえ、区民・事業者・区が連携して取り組む ５ つの基本目標と共通目標を設定します。将来像を達成するために基本目標を以下のように定めました。

基本目標は、国連による SDGs の理念を取り入れ、持続可能な区の将来のために目指すべきことを、環境の視点から５つの分野に分類して設定します。

みんなで創り育てる環境都市しながわ

基本目標 1　「脱炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

世界共通のテーマとして脱炭素化に向けた動きが加速度的に進んでいることから、区内で暮らし働く全ての人が「脱炭素社会」を実現するよう基本目標として定めます。

●快適で健康な生活につながる、積極的な地球温暖化対策の定着を目指します。

基本目標 2　「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）

私たちの暮らしには、生活していく上で必要な限りある資源を無駄なく効率的に利用する必要があるため、「持続可能な循環型都市」の実現を基本目標として定めます。

●ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいきます。

基本目標 3　「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）

水とみどりの存在は、まちの魅力を高め生活を豊かにすることから、「水とみどりがつなぐまち」の実現を基本目標として定めます。

●水とみどりを守り、育み、活かすことで、魅力あふれるまちを目指します。

基本目標 4　「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）

心身を健全に保つ潤いのある暮らしのために、空気や水をきれいにする等、「すこやかで快適な暮らし」の実現を基本目標として定めます。

●大気や水質、土壌等を改善し、全ての人が安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標 5　「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）

長い歴史と新しいまちづくりが交錯する状況では、歴史を尊重しつつ新しいにぎわいを生み出していくことが重要であることから、「やすらぎとにぎわいの都市景観」の形成を基本目標として定めます。

●歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、やすらぎとにぎわいが共存する活気あるまちづくりに取り組みます。

共通目標　次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ）

環境都市としての機能や役割を充実させるために、区民一人ひとりが「日常的に実践する」ことが必要不可欠であることから、その育成を共通目標として定めます。

●区民・事業者・区がそれぞれの役割を理解し、環境保全に関する取組をより身近なものとして実践するとともに、地域や世代を超えた新たなコミュニケーションの創出により、実践の輪の拡大を目指します。

図 3.2　品川区で目指す環境像と基本方針

3. 施策の体系

施策体系図の基本構成と基本目標および共通目標の位置づけは下図のとおりです。なお、施策体系図については次頁に示しています。

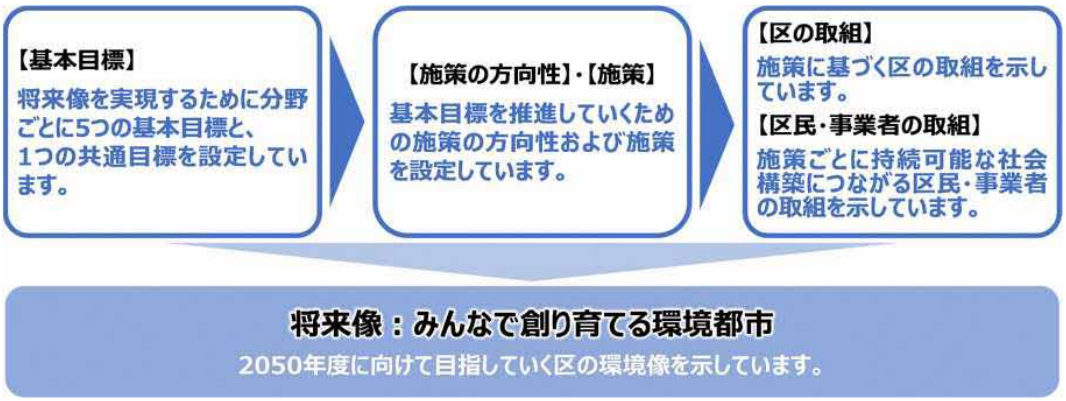

図 3.3 施策体系の基本構成

図 3.4 5 つの基本目標と共通目標の位置づけ

将来像	基本目標	施策の方向性	施策	SDGs ゴール
みんなで創り育てる環境都市	基本目標 1 「脱炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策） 【品川区 地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）】 【品川区 地域気候変動適応計画】	1-1 エネルギー利用をさらに削減する	・家庭および事業所の省エネルギー推進 ・区内建築物の高断熱化、脱炭素化（ZEB、ZEH など） ・区有建築物の率先した省エネルギー、脱炭素化（ZEB、ZEH など） ・国や都の各種支援事業と連携した事業の推進	
		1-2 革新的な技術導入により再生可能エネルギー利用を拡大する	・家庭、事業所における再生可能エネルギーの導入推進 ・面的な再生可能エネルギー利用の積極導入 ・地域外連携も含めた再生可能エネルギー利用の拡大 ・水素・アンモニアの利活用のための基盤整備 ◎ ・メタネーションを見据えたコジェネレーション*の推進 ◎	
		1-3 脱炭素なまちづくりを推進する	・低公害車の導入促進、インフラ整備 ・公用車の低公害車への切り替え ・カーシェアリング、シェアサイクルの推進 ・ウォーカブルなまちづくりの推進 ・公共交通の利便性向上 ・新たな脱炭素モビリティの基盤整備	
		1-4 気候変動に適応する取組を推進する	・暑さ対策 ・風水害対策	
	基本目標 2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）	2-1 ごみの発生抑制を推進する	・家庭ごみの発生抑制 ・事業系ごみの発生抑制 ・再使用の推進（粗大ごみのリユース、サステナブルファッションなど） ・食品ロスおよび使い捨てプラスチックごみの削減	
		2-2 資源リサイクルを推進する	・区民の自主的な活動の支援 ・区の資源回収事業の推進 ・事業系ごみのリサイクルの推進	
		2-3 適正処理を推進する	・家庭ごみの適正な排出の推進 ・事業系ごみの適正な排出の推進 ・地域における適正な排出の推進 ・効率的で環境負荷の少ない収集体制	
	基本目標 3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境） 【品川区 生物多様性地域戦略】	3-1 水とみどりを守り育てる	・防災に役に立つ水とみどりの整備・活用 ・まちづくりにおける生物多様性保全の配慮 ・生物生息空間の保全・再生 ・生物多様性に配慮した施設の設置・管理 ・生物多様性を活用したまちづくり	
		3-2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる	・水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 ・地域緑化の推進 ・水辺空間の整備・活用 ・小スペースを活かしたみどりづくり ・魅力ある公園づくり ・河川・運河の水質改善	
		3-3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	・健全な水循環の確保 ・歴史・文化を伝える資源の保全・活用 ・特色ある公園・水辺広場づくり・水とみどりを活かしたにぎわいづくり	
		3-4 みんなで水とみどりを育む	・生物多様性の理解の促進 ・水とみどりを守り育てる活動の支援 ・水とみどりを守り育てる人材育成 ・区民との協働 ・生物多様性に配慮した消費活動の推進 ・生物多様性に配慮した経済活動の推進 ・生物多様性を活用した活動の推進	
		3-5 生態系の保全と再生	・生き物の生息状況のモニタリング ・外来種による被害防止	
	基本目標 4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）	4-1 すこやかな暮らしを守る	・大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応 ・化学物質の適正管理 ・鳥獣等による被害への対策	
		4-2 人にやさしい地域づくりを目指す	・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・利便性の高い公共交通網の整備 ・安全な歩行者・自転車の空間整備	
	基本目標 5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）	5-1 歴史や文化を大切にし、魅力ある街並みをつくる	・多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用 ・歴史あるまちの景観の再生と活用 ・生活に密着した住宅地景観の保全と誘導 ・活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出 ・新たなまちの景観の整備と誘導	
	共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）	共通-1 環境情報を発信する	・環境に関する情報の整理と効果的な発信	
		共通-2 環境学習・体験を推進する	・環境学習交流施設「エコルとこし」を活用した次世代を担う人材の育成 ・区民・事業者の環境学習・体験の機会づくり ・区役所職員の環境学習・行動の推進	
		共通-3 協働により環境活動を推進する	・環境活動・環境教育を行う人材との協働 ・環境に配慮した事業活動の支援 ・他地域での環境活動の促進	

◎ ：2050 を目標に推進する施策

第4章　施策の展開

1．施策

基本目標1 「脱炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

---品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）--
---品 川 区 地 域 気 候 変 動 適 応 計 画---

本計画では、基本目標１を地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく「品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、及び気候変動適応法第 12 条に基づく「品川区地域気候変動適応計画（以下、「気候変動適応計画」といいます）」として位置づけます。なお気候変動適応計画は、「品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本実行計画」といいます）」の一部として策定されるものです。

（1）品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的事項

1）目的

本実行計画は、二酸化炭素排出量の削減に関する取組を計画的に推進することによって、区における脱炭素社会を構築することを目的とします。加えて、気候変動適応計画を包含することにより、将来のさまざまな気候変動影響を回避・軽減することを目指します。

基本目標 1-1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目標 1-2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目標 1-3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目標 1-4・・品川区地域気候変動適応計画
} 品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2）計画期間と計画目標

本実行計画の計画期間は、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 年間とします。

加えて、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、計画目標は、2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度までの８年間とします。

3）対象

本実行計画の対象範囲は、品川区全域とします。

（2）地球温暖化対策のさらなる必要性

2018（平成 30）年に策定した「品川区環境基本計画」では、低炭素な社会構築に向けて取組が進められました。

一方で、「第 1 章 2.環境政策を取り巻く動向」で整理したとおり、世界・国・都で二酸化炭素の排出削減に向けた目標値を設定し、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

区においても、その実現に向けた取組を推進すべく「ゼロカーボンシティしながわ」への挑戦を今後表明する中、本計画では脱炭素社会に向けた施策体系の再構築と重点プロジェクトの抜本的な見直しを実施しています。

（3）品川区環境基本計画（改訂前）の目標達成状況

2018（平成 30）年度に策定した「品川区環境基本計画」では、温室効果ガス削減目標を「2027（令和 9）年度までに 2013（平成 25）年度比で 33%の削減」と設定しました。

最新年度の実績である 2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は、約 2,054 千 t-CO_2（削減率 2013（平成 25）年比 12.4%）であり、目標値（2027（令和 9）年で削減率 33%・1,573t）に向けて順調に推移しています。

なお、本計画では、目標値の管理のしやすさの観点から、地球温暖化対策推進法の対象である二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 ガスではなく、排出量の大部分を占める二酸化炭素のみとしました。

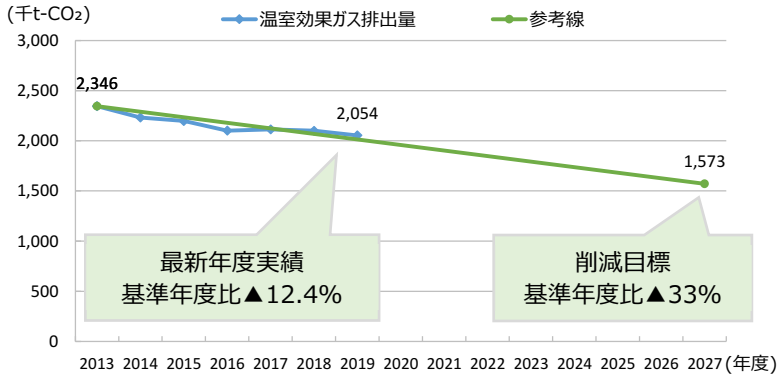

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

※参考線は 2013（平成 25）年度と 2027（令和 9）年度の温室効果ガス排出量の直線式である。

図 4.1　温室効果ガス排出量の削減目標と削減実績

（4）部門別の二酸化炭素排出量の現況

二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度をピークに減少傾向にあり 2019（令和元）年度は 1,838 千 t-CO_2 となっています。

部門別に見ると、民生（業務）部門が 47%、民生（家庭）部門が 29%となり、全体の 3/4 を占めています。さらに、部門別二酸化炭素排出量の推移（2013（平成 25）年比）を見ると、民生（家庭）部門、運輸部門、廃棄物部門で増加傾向を示しています。

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4.2　左：二酸化炭素排出量の推移（2013（平成 25）～2019（令和元）年）
右：部門別の二酸化炭素排出量内訳（2019（令和元）年）

（5）二酸化炭素排出量の削減目標

1）前提条件

① 対象とする地域および温室効果ガス

対象とする地域は、品川区全域とします。対象とする温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が定める 7 種類のガスのうち、二酸化炭素（CO_2）を対象とします。

コラム　品川区の温室効果ガスの排出割合

2019（令和元）年度の区の温室効果ガスの種類別排出割合（右図）をみると、二酸化炭素（CO_2）が約９割を占め、その他のガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が残りの 1 割となっています。残りの大部分を占めるハイドロフルオロカーボン（HFCS）とは、フロンガスとも呼ばれ強力な温室効果ガスであり、冷蔵庫や冷凍庫の冷媒に用いられてきました。

区では、もっとも排出量割合が多く、区民や事業者の取組に直結する二酸化炭素に注目した検討を進めています。

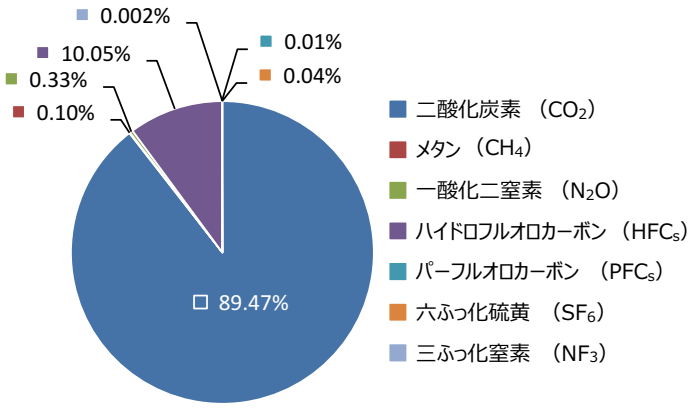

出典：オール東京 62 市区町村共同事業
「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」2019

② 基準年度および目標年度

基準年度および目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」や「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」との整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、計画目標を 2030（令和 12）年度と設定します。また、長期目標を 2050（令和 32）年度と設定します。

本計画の計画最終年度は 2027（令和９）年度までであり、最終年度以降は、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、計画を改定し、2030（令和 12）年度の目標達成に向けて進めていきます。

③ 2030（令和 12）年度までの将来予測の考え方

計画目標である 2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出量の将来予測は、現在行っている地球温暖化対策以上の対策を行わないと仮定した場合の想定（現状すう勢、①）を基本とし、国や都と連携する対策により上乗せされる削減見込量（②）、電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量（③）を差し引くことで想定される排出量を予測します。

将来（2030 年度）の二酸化炭素排出量
＝ 基準（2013）年度排出量 －現状すう勢（※）による増減分（①）
－国の計画に沿った対策による削減見込量（②）
－電力の脱炭素化による削減見込量 （③）
※現状すう勢（*1）の二酸化炭素排出量の想定
＝最新年度の二酸化炭素排出量 × 活動量変化率（*2）
＊１ 現状すう勢 ･･･現状から追加的な対策が行われないと仮定した場合の推計
＊２ 活動変化率･･･世帯数や生産量などの変化割合であり、経年の傾向などから設定

2）将来推計（2030（令和 12）年度）

2030（令和 12）年度の区域における二酸化炭素排出削減量の推計結果は、①将来推計（現状すう勢）による削減見込量 324 千 t-CO_2、②国と連携する対策による削減見込量 421 千 t-CO_2、③電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量 438 千 t-CO_2 の計 1,183 千 t-CO_2（基準年度比 53%）となりました。

その結果、国や東京都の削減目標である「2013（平成 25）年度比 50%削減」を達成できる見込みです。

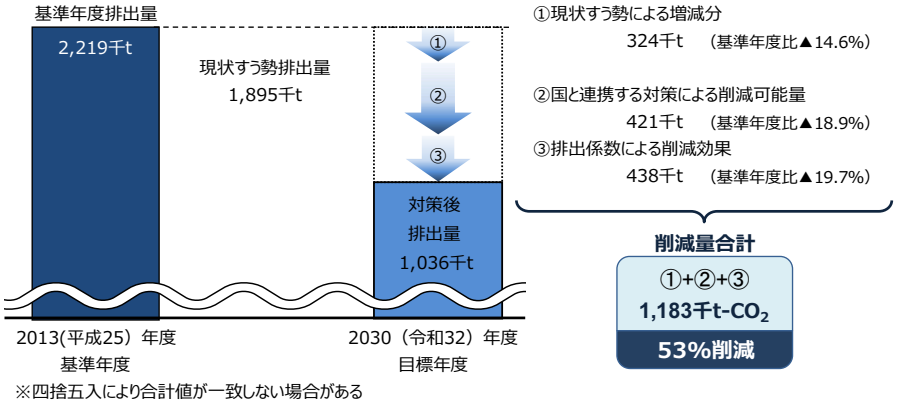

※四捨五入により合計値が一致しない場合がある

図 4.3 削減見込量の推計結果

コラム 再生可能エネルギーのコスト

わたしたちの暮らしにかかすことのできない「電気」は、「安全性」を前提とした上で、「安定した供給」、「経済的な効率性」、「環境への適合」についてバランスをとりながら、火力発電をはじめ、複数の発電手法を組み合わせて使うことが重要です。太陽光や風力など自然の力を利用した再生可能エネルギーは、環境にやさしい一方で、自然の変化に左右され、設備や市場の規模などから、従来の発電方法に比べてコスト高となっています。しかしながら、将来的に化石系燃料の制約も考えられるなか、再エネのコストは普及とともに下がることが期待されています。本区の重要な再エネのひとつである太陽光発電も、他の再エネに比べ資本費（導入コスト）が高い傾向にありましたが、近年急速に導入数が増加するのに伴い、資本費（導入コスト）も低下しており、さらに普及が進むことが期待されています。

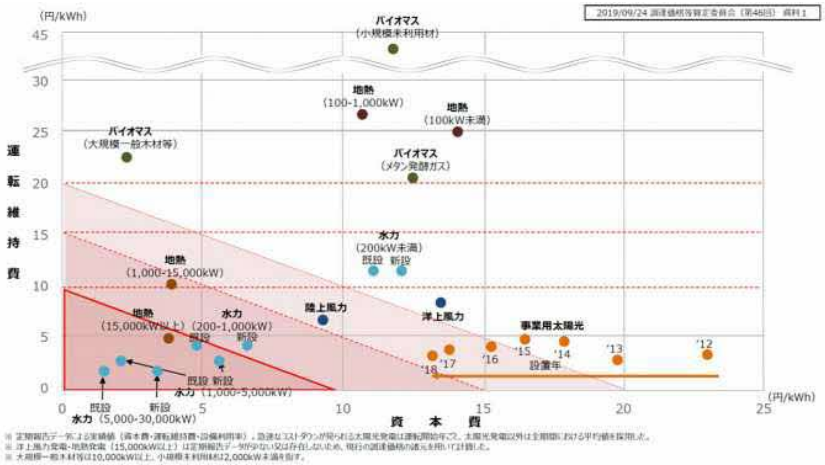

出典：国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定員会の論点案（資源エネルギー庁、2020 年 9 月）

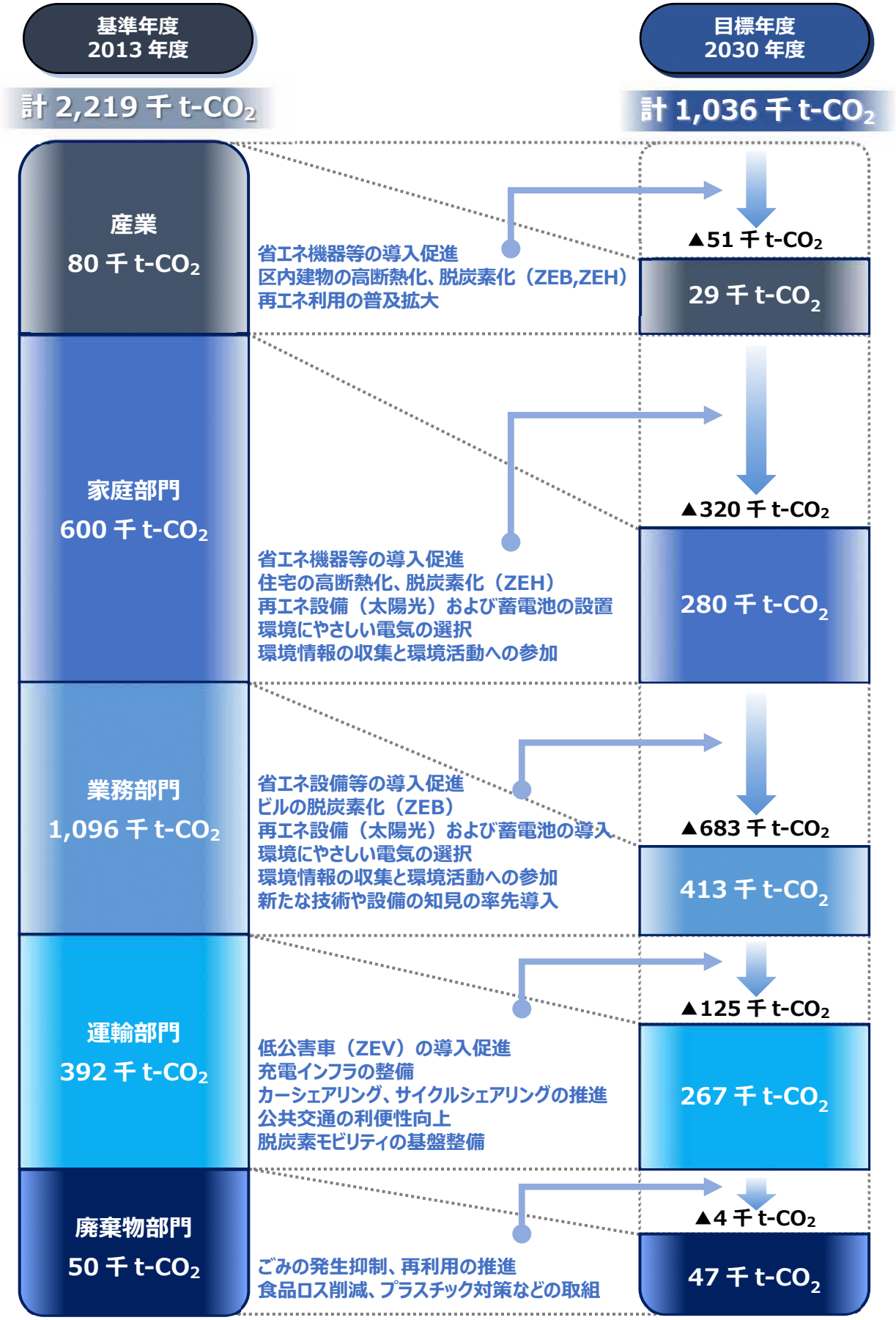

図 4.4　各部門の二酸化炭素削減量　推計値

3）2050（令和 32）年ゼロカーボンに向けた方向性

① ゼロカーボンを達成するために

現状すう勢による二酸化炭素排出量も減少はするものの、2050（令和 32）年度は、国や事業者によるエネルギー需給構造の変化や産業分野の技術革新により、広域的・全国的な二酸化炭素排出量の削減が想定されています。

区では、これらを踏まえつつ、区として一定のポテンシャルが見込まれる再生可能エネルギーである太陽光発電を最大限活用することにより脱炭素化を推進します。

それでも不足する分は、森林吸収量等による削減を加味します。

現状すう勢	現状から追加的な対策が行われないと仮定した場合の二酸化炭素排出量
最大限の削減を達成	社会変容、電化・新燃料の導入を促進しながら、区が再生可能エネルギーである太陽光発電導入ポテンシャルを最大限活用した場合の二酸化炭素排出量

※森林吸収量等による削減量は、2050 年の二酸化炭素排出量を踏まえ、削減不足分について必要量を見込みます。

図 4.5 ゼロカーボンに向けた削減量のイメージ

② ゼロカーボンを達成するための二酸化炭素排出量の中長期の目標

区の最終目標であるゼロカーボンシティしながわを達成するため、その途中段階である2030（令和 12）年度には、国や都と連携しながら意欲的に取り組むことにより、二酸化炭素排出量を 2013（平成 25）年に比べ 50% 削減することを目指します。

長期目標である 2050（令和 32）年度には、国や事業者によるエネルギー需給構造の変化や産業分野の技術革新による削減とともに、区独自の施策を推進することにより、地域特性に即した削減策を展開します。それでも二酸化炭素排出量ゼロに届かない分は、森林吸収等による削減も加味し、「二酸化炭素の排出量を実質ゼロ」とすることを目指します。

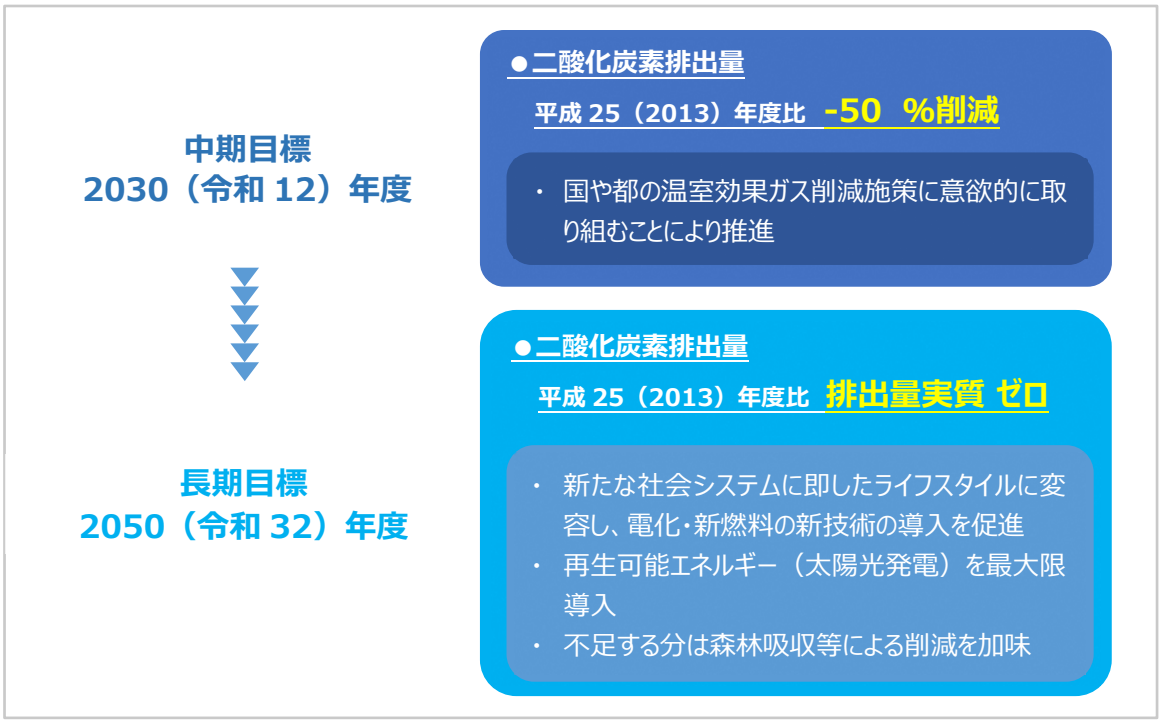

図 4.6 二酸化炭素排出量の目標

（6）施策と取組

基本目標　1-1	エネルギー利用をさらに削減する

地球温暖化対策の基本は、エネルギー使用の削減により二酸化炭素の排出を抑制することです。

家庭や事業所、区有建築物において、省エネルギー行動のさらなる定着と省エネルギー型設備等への積極的な転換に取り組みます。

区の現状・課題

① 民生部門対策の必要性

品川区内のエネルギー消費量（総量）は、東日本大震災の影響で節電が進んだことにより、2012（平成 24）年度に大きく減少し、2016（平成 28）年度以降はおおむね横ばい傾向が続いています。

品川区内のエネルギー消費量を部門別に見ると、2019（令和元）年度は約 7.5 割を民生（家庭・業務）部門が占めています。このうち、業務部門はエネルギー消費量の削減が進んでいますが、家庭部門は、人口・世帯数増加の影響もあり、削減は進んでいません。

アンケート調査によると、省エネの取組は区民の大部分に定着しつつありますが、省エネ・再エネ機器の利用については、LED 照明やエアコン等の導入率は高いものの、高効率給湯器や太陽光発電システム等については低く、今後の導入意向も低くなっています。その理由として、「集合住宅だから」という回答が多く、分譲マンション等の集合住宅が住居の約 8 割を占める品川区において、建物の所有者や導入可能性が高い地域を対象とした導入促進策の検討が必要です。

近年の品川区におけるエネルギー消費量の削減が停滞気味であることから、将来的なゼロカーボン実現のためには民生（家庭）部門を中心として、地域一帯となったさらなるエネルギー消費量の削減が求められます。

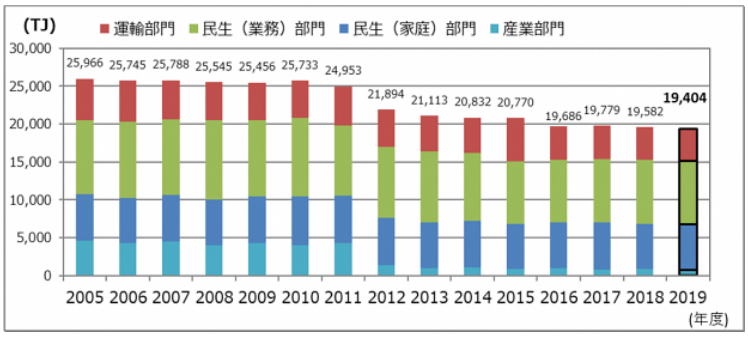

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4.7　区内の部門別エネルギー消費量

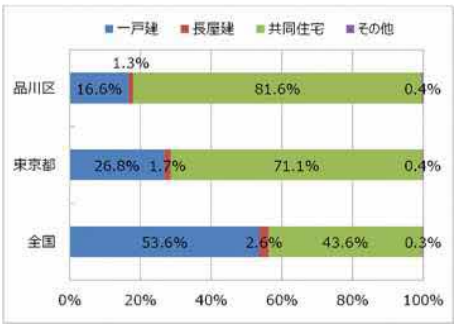

出典：住宅・土地統計調査　住宅および世帯に関する基本集計より作成

図 4.8　住宅の建て方別住宅数の比率

② 区有建築物の脱炭素化の推進

品川区では、新築や大規模改修などの機会をとらえた省エネ機器の導入や太陽光発電設備の設置などとともに、日頃からの空調の適切な運用、消灯励行などの省エネ行動により、区有建築物の脱炭素化に向け取り組んできました。

今後は、快適な室内環境の実現と省エネとが両立した ZEB・ZEH 建築物の整備など、建築物の環境性能のさらなる向上を目指す必要があります。

区の施策

家庭および事業所の省エネルギー推進

区民および事業者に対してこまめな節電など日常生活のさまざまな場面における省エネルギーへの取組を推進します。

区内建築物の高断熱化、脱炭素化（ZEB、ZEH など）

戸建てを所有している区民、事業者、マンション管理団体を対象に建築物省エネ法の改正や、新築・改築時の脱炭素化取組の利点等を周知し、脱炭素化を推進します。

区有建築物の率先した省エネルギー、脱炭素化（ZEB、ZEH など）

区民・事業者の取組を牽引する立場として、区有建築物の新築または改築時には ZEB 化を進めるとともに、改修時においても、省エネルギー機器の導入を推進し、施設の脱炭素化を推進します。

国や都の各種支援事業と連携した事業の推進

国や東京都、品川区が実施する省エネルギー設備の導入支援制度等、地球温暖化対策に取り組む際に参考となる情報を積極的に発信します。

区の取組

- 区有建築物の ZEB・ZEH 化を検討します。
- 区民・事業者への ZEB・ZEH に関する情報提供を行います。
- エコドライブ（省エネ運転）を心がけるとともに、アイドリング・ストップ等の意識啓発に努め、エコドライブ に資する取組を推奨します。
- 引き続き、新築や大規模改築を行う学校や区の建築物においては、省エネルギー機器を導入します。
- 既存区有建築物についても、照明 LED 化や太陽光発電の計画的な設置導入に取り組みます。
- タブレット端末、無線 LAN 対応の端末を活用することで、ペーパーレス会議の推進等に取り組みます。
- 区民・事業者に対して、省エネルギーの推進に向けて必要な情報を SNS を通じて発信します。

区民・団体等の取組

- 家庭で使う電気・ガス・燃料・自動車等について情報を収集し脱炭素なエネルギーや交通手段を選んでいきます。
- 省エネルギー機器導入による効果や支援事業といった情報を積極的に入手し、導入を図ります。

事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズやエコドライブ等の日常的な行動に取り組みます。
- 従業員にエコドライブや真夏のピークシフト等の省エネ行動を実践するように働きかけ、実践しているか把握します。
- 行政や他の事業者の率先的な取組を参考に設備や施設の省エネルギー化に取り組みます。

コラム　カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素（CO_2）を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガス排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

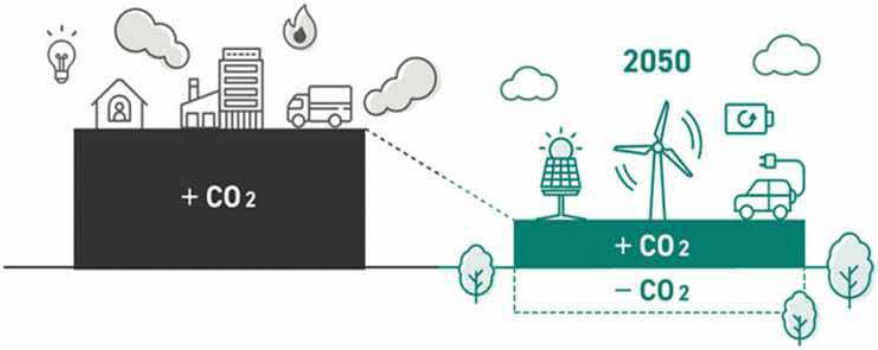

出典：脱炭素ポータルホームページ（環境省）

コラム　改正建築物法の施行

住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正建築物法）」が 2022（令和４）年６月 17 日に公布されました。

2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現に向け、国のエネルギー消費量の約３割、また国の木材需要の約４割を占める建築物分野における取組を促進するため、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるために必要な改正が行われました。

具体的には、すべての新築住宅に省エネ基準適合を義務付け、既存住宅の省エネ改修や再エネ設備の低利融資制度の創設、また、大規模建築物の大断面材を活用した建物全体の木造化などが可能となるなどとなっています。

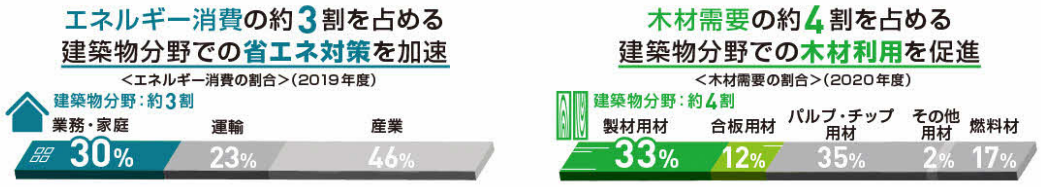

出典：国土交通省

コラム　テレワークと二酸化炭素

新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワークやオンライン授業などが急速に進み、通勤や通学に伴う移動が急激に減少しました。そもそもテレワークは、従来は育児や介護を抱えている従業員のための働き方のひとつというような考えでしたが、IT 化の進展とともに多くの業界・職種に取り入れられ、感染症が沈静化したあともライフスタイルの変化として一定程度影響が残ると想定されています。

これにより、オフィス床面積の縮小によるエネルギー利用の削減や、車通勤の減少による燃料利用の削減により、二酸化炭素の減少が進むと推定されています。

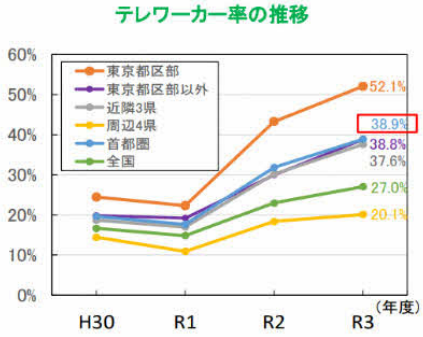

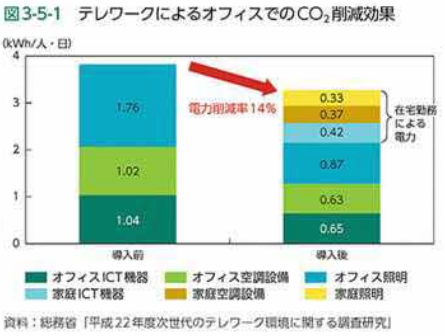

左図）出典：令和４年版「首都圏白書」（国土交通省）

右図）出典：平成 30 年版　環境・循環型社会・生物多様性白書＞第５節　環境保全にも資する働き方改革

コラム　品川区の LED 化進捗状況について

品川区では、23 区に先駆け、率先して照明器具 LED 化に取り組み、区有建築物の新築や改築の際は、LED 照明を導入してきました。既存建築物についても、計画的に LED 照明への更新をおこない、令和６年度に事業完了する予定です。

照明器具の LED 化により、従来の器具と比較して、約 50%の省エネ効果を見込んでいます。

(令和４年度末時点)

年度	照明器具 LED 化達成率
平成 28	約 2%
平成 29	約 5%
平成 30	約 7%
令和元	約 35%
令和 2	約 55%
令和 3	約 70%
令和 4	約 80%
令和 5	約 90%
令和 6	100%

コラム　地球環境にやさしい ZEB※1　ZEH※2

私たちの生活では、電気やガス、燃料等のエネルギーは必要不可欠であり、ゼロにすることはできません。また、地球温暖化対策の取り組みをこれまで以上に強化していくためには、生活スタイルの変化を強いる我慢型の取り組みだけでは限界があります。近年、地球環境にやさしい建築物として ZEB や ZEH が注目されています。ZEB や ZEH の認証を受けた建築物は、環境性能が高く、快適な室内環境と省エネが両立した建築物であり、生活スタイル大きくを変えず、ムリなく、ムダなく、かしこいエネルギーの使用につながります。

品川区では、2022（令和 4）年 3 月に、環境学習交流施設「エコルとごし」で、都内の公共施設では初となる「Nearly ZEB」認証を取得しました。今後も、品川区では、地球環境にやさしい建築物 ZEB、ZEH を、区有施設に継続的に導入していくとともに、区民・事業者にも広く周知していきます。

※1 ZEB：
Net・Zero・Energy・Bulding の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のことです。

※2 ZEH：
ZEH は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のことです。

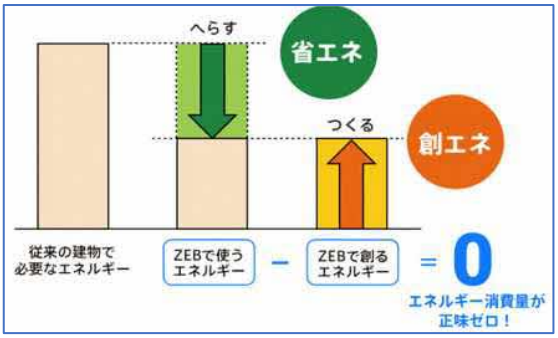

出典：環境省ホームページ

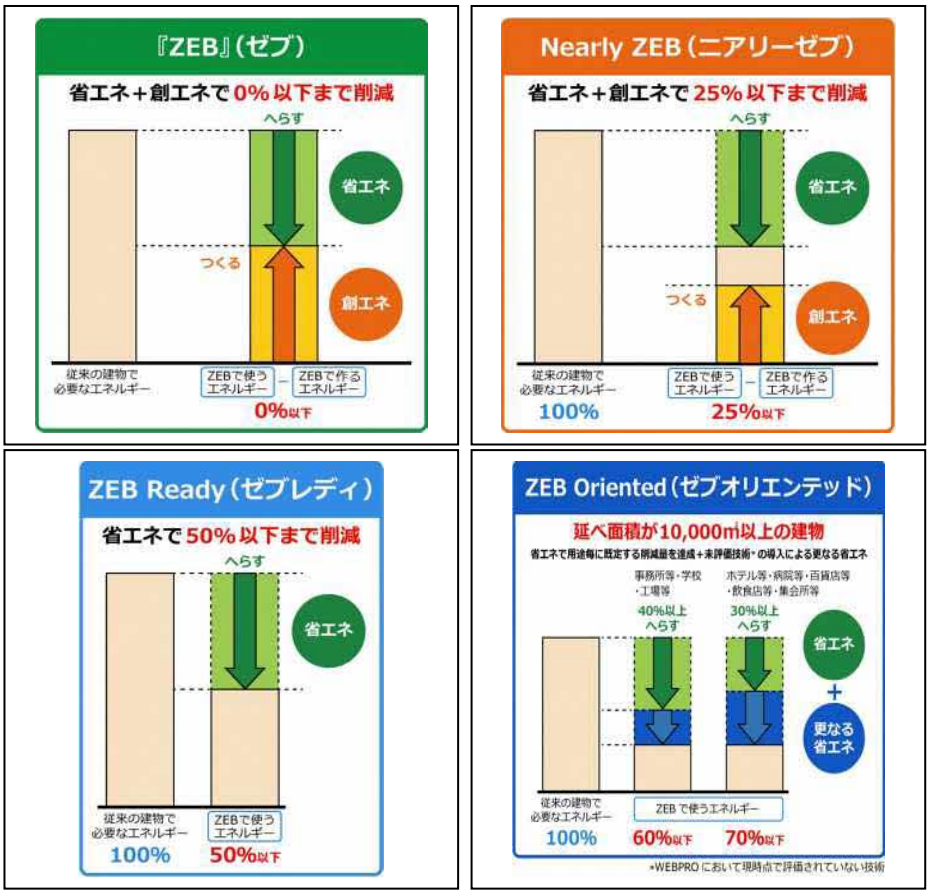

ZEB の定義

出典：環境省ホームページ

コラム　ZEB リーディングオーナーの役割

品川区は 2022（令和 4）年 3 月に、2 3 区に先駆け、エコルとごしにおいて ZEB Ready 認証を取得し、併せて「ZEB リーディングオーナー」として登録機関に登録しました。

ZEB リーディングオーナーは、ZEB Ready 以上の性能を有する建築物の所有者として、自らの ZEB 普及目標や ZE B 導入計画、ZEB 導入実績を一般に公表することとされています。

品川区は、ZEB リーディングオーナーとして、引き続き区有建築物の ZEB 認証取得に向けて検討を推進するとともに、今後は、区ホームページで ZEB 取得施設の紹介をするなど、ZEB の認知度向上を図り、民間建築物への取得促進にもつなげていきます。

ZEB LEADING OWNER
ZEB2020L-00015-G
ZEB リーディングオーナー登録票

区有 ZEB 建築物　一覧

	施設名	区分	ランク※3	認証取得
1	品川区立環境学習交流施設（エコルとごし）	非住宅	Nearly ZEB	R4.3
2	八潮北公園管理事務所	非住宅	ZEB Ready	R4.7
3	（仮称）西大井三丁目障害者グループホーム	集合住宅	ZEH-M Ready	R4.8
4	（仮称）北品川高齢者多世代交流支援施設	非住宅	ZEB Ready	R4.12

※3 ランク：前述の「ZEB の定義」のとおり、エネルギー消費量などから定性的及び定量的な評価を組合せ 4 段階にランク付けています。

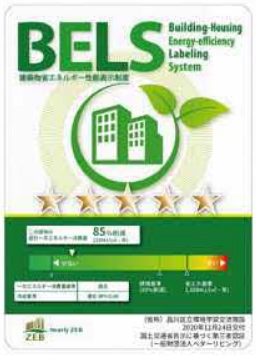

品川区立環境学習交流施設
（エコルとごし）
Nearly ZEB

八潮北公園管理事務所
ZEB Ready

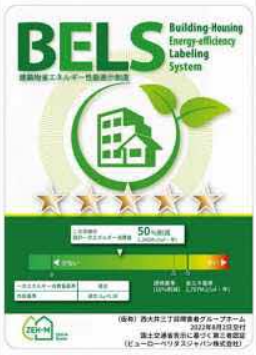

（仮称）西大井三丁目障害者
グループホーム
ZEH-M Ready

（仮称）北品川高齢者
多世代交流施設
ZEB Ready

基本目標　1-2　革新的な技術導入により再生可能エネルギー利用を拡大する

区の現状・課題

太陽光発電およびバイオマス発電を合計した再生可能エネルギーの導入量の推移を見ると、2012（平成 24）年度から 2020（令和 2）年度にかけて増加傾向を示しています。これは、太陽光発電の導入量増加によるものであり、2012（平成 24）年度は 2 割程度でしたが、2020（令和 2）年度は全体の 5 割近くまで増加しています。

品川区の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、区内の建物（住宅、事業所）に設置する太陽光発電が大部分を占め、最大限に導入しても区のエネルギー需要の約 1 割にとどまります。

脱炭素社会の実現には、家庭や事業所における個々の省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入だけなく、地域全体で再生可能エネルギーの利用を拡大するとともに、再生可能エネルギーのデメリットである不安定な出力などに対応することが必要となります。

また、再生可能エネルギーのポテンシャルが小さい品川区においては、クリーンな次世代エネルギーとして期待されている水素やアンモニアのほか、新たな技術としてメタネーションなども研究・技術開発が進められていることから、長期的な視点に立った積極的な導入・展開が求められます。

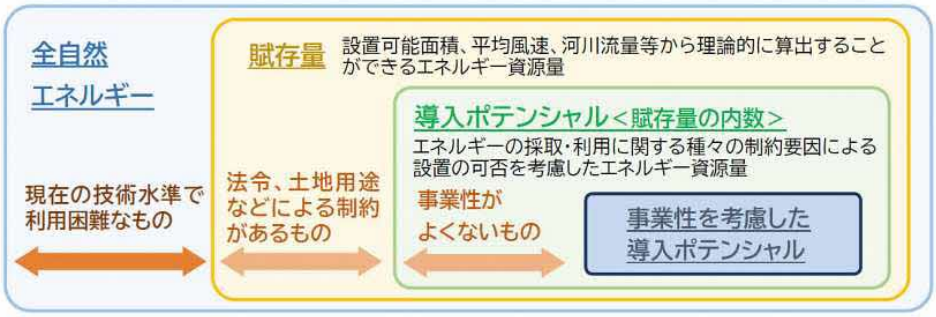

出典：「我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（概要資料導入編）」（環境省）より作成

図 4.9　賦存量・導入ポテンシャルの定義

表 4.1　再生可能エネルギーの賦存量および導入ポテンシャルの概要

再生可能エネルギーの種類		賦存量	導入ポテンシャル	
		（GJ/年）	（MWh/年）	（GJ/年）
太陽光発電	電力	1,835,362	305,894	1,101,217
風力発電（陸上）	電力	1,536	0	0
地熱発電	電力	36,231	6,583	23,698
中小水力発電	電力	0	0	0
バイオマス発電・熱利用（木質）	電力・熱利用	354,476	38	25,008
バイオマス発電・熱利用（食品残渣）	電力・熱利用	123,887	2,478	43,626
バイオマス発電・熱利用（生ごみ）	電力・熱利用	92,342	47,856	78,974
バイオマス発電・熱利用（畜産糞尿）	電力・熱利用	0	0	0
バイオマス発電・熱利用（汚泥）	電力・熱利用	0	0	0
バイオマス発電・熱利用（合計）	電力・熱利用	570,705	50,372	147,608
太陽熱利用	熱利用	497,546	－	49,755
地中熱利用	熱利用	6,126,554	－	656,416
合計		9,067,933	362,849	1,978,694

※ 端数処理の関係上、合計値や割合等が一致しない場合がある。
※ 各エネルギーの種類により、発電利用（MW）または熱利用（GJ）により量が算定されるが、下記により変換し示している。
※ 年間発電量（MWh/年）×単位発電量（3.6 GJ/MWh）= 年間利用エネルギー量（GJ/年）

区の施策

家庭、事業所における再生可能エネルギーの導入推進

ソーラーカーポート*等の新たな手法や設備を活用しながら、区の重要な再生可能エネルギーである太陽光発電の積極的な導入を推進します。また、再生可能エネルギー100%由来電力など発電事業者のメニューも進んでいることから、より環境負荷の少ない電力への切替えを普及啓発により推進します。

面的な再生可能エネルギー利用の積極導入

区内における再開発や建物の建て替え等の機会をとらえ、開発事業者・エネルギー供給事業者・区・都等の連携のもと、地域全体のエネルギー需給システムの高効率化を図り、新たなエネルギー（太陽光発電・地中熱・下水熱・水素エネルギー等）の積極的な導入に取り組みます。

地域外連携も含めた再生可能エネルギー利用の拡大

都市化が進んだ品川区では、再生可能エネルギーの設備導入には限界があることから、再生可能エネルギーの導入推進と合わせて、自然エネルギーが豊富な地域との連携体制の構築や、カーボンクレジット*の活用などによる地域外連携による再生可能エネルギー利用の拡大を推進します。

水素・アンモニアの利活用のための基盤整備

カーボンニュートラル社会実現のためには、省エネルギーや再生可能エネルギー利用の拡大を図るとともに、使用するエネルギー自体もクリーンなものに切り替えることが重要です。

化石燃料に変わる新たなエネルギーとして注目されている水素・アンモニアの社会的な普及に向けて、技術的な知見とともに、利活用の意義や可能性、安全対策などに関する情報収集と検討・展開などを行います。

メタネーションを見据えたコジェネレーションの推進

クリーンなエネルギーを供給する方法として、二酸化炭素と水素から合成メタンをつくるメタネーションも注目されています。メタンは都市ガスの主成分であることから、既存インフラをそのまま活用できることが特徴であり、ガス会社や廃棄物処理施設での実用化が期待されています。メタネーションを見据えたコジェネレーション技術動向を把握し、区内での導入方策を検討することで、脱炭素社会実現に向けた仕組みづくりを進めます。

区の取組

- ☼ 区有施設や区内において、さらなる再生可能エネルギー利用を検討するとともに、民間事業者も含め多様な主体と連携し、施設間で再生可能エネルギーを融通する仕組みを検討します。
- ☼ 自然エネルギーが豊富な地域との連携体制の構築や、カーボンクレジットの活用などにより地域外連携による再生可能エネルギー利用の拡大を推進します。
- ☼ 水素やアンモニアなどの新たな技術の実用化について最新知見を収集しつつ、国や東京都における取組や補助制度の情報提供を行い、さまざまな分野での利活用するための基盤整備を推進します。
- ☼ 新たなエネルギーや新たな技術の理解促進のため、脱炭素社会に向けた新技術の役割や、新たな設備やしくみについての情報発信をおこないます。
- ☼ 区が発注する公共施設の工事においても、工事請負業者に対し、再生可能エネルギー100%由来電力の契約プランや、二酸化炭素排出量を抑えた建設重機・燃料の積極的な利用を推奨し、環境負荷の軽減を図ります。

区民・団体等の取組

- ☼ 再生可能エネルギーについて理解を深めるよう努めます。
- ☼ 再生可能エネルギー発電設備および蓄電池等の設置を図ります。
- ☼ 電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。
- ☼ 新たな再生可能エネルギー技術について興味・関心を持つとともに、その理解を深め情報収集に努めます。

事業者の取組

- ☼ 太陽光発電機器および蓄電池等の導入を検討します。
- ☼ 電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。
- ☼ 自社としての取組を積極的に公開するとともに、最新技術に関する動向を収集し、事業での活用について検討します。
- ☼ 都や国の研究機関とも連携し、さまざまな分野での実用化について最新知見を収集し、まちづくりにおいての活用や事業者の自発的な設備導入の検討を推進します。

コラム　環境にやさしい燃料「GTL 燃料」について

建設重機に使用する燃料で、二酸化炭素削減に有効なものとして、「GTL 燃料」があります。

GTL は Gas to Liquids の略称で、天然ガスから精製された、環境負荷の少ないクリーンな軽油代替燃料です。石油由来の製品と同等の性状を保持しつつ、CO 2 排出量を削減することができます。

品川区では、発注工事現場の一部で GTL 燃料を使用しています。

コラム　メタネーションとは

メタネーションとは、水素と二酸化炭素から都市ガス原料の主成分であるメタンを合成する技術であり、石炭などの化石燃料を使わずつくることができ、カーボンニュートラルメタンの利用（燃焼）によって排出される二酸化炭素と回収された二酸化炭素がオフセット（相殺）されるため、カーボンニュートラルな燃料として注目されています。

メタネーションにより合成されるメタンは、都市ガスと同様の性状であるため、既存インフラ・既存設備を有効活用でき、社会コストの抑制が可能であり、効率的な脱炭素化手段として大きなポテンシャルがあります。

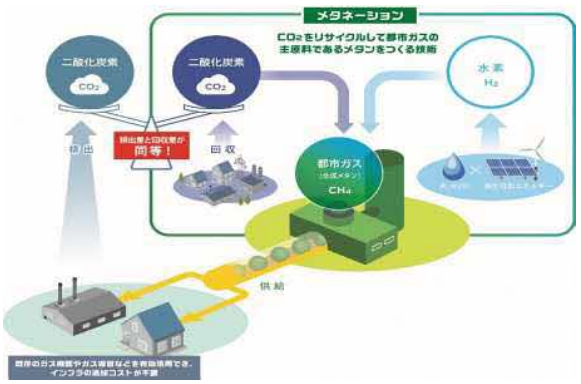

出典：一般社団法人日本ガス協会

コラム　砂電池とは

太陽光や風力は天候に左右されるため、発電した電気を蓄電池に貯めることが重要と言われており、コスト増となりやすい蓄電池を併設する必要があります。

そのようななか、フィンランドでは砂を原料にして熱エネルギーを蓄えるシステムが開発され、一部実用化されています（2022（令和 4）年時点）。貯蔵タンクに建設用の砂をため、太陽光や風力発電による電気をとおすことで砂を温め、暖房や温水など熱として供給します。砂を原料としているため、建設用資材なども使用可能であり、設置費用、運用コストが非常に少ないのが特徴です。

砂を蓄えた熱エネルギー装置
出典：Polar Night Energy

コラム　カーボンオフセット

カーボンオフセットとは、私たちの活動により排出される二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出をできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減・吸収活動（削減・吸収量）により埋め合わせようという考え方です。

出典：オール東京６２市区町村共同事業

コラム　森林吸収によるカーボンオフセット

Ｊ-クレジット制度*の一例として紹介する森林由来クレジットは、間伐や植林などによる適切な森林管理や、林業における再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素吸収量を対象としたクレジットです。

森林の適切な管理（施業）を継続的に行うことには経済的な負担が伴うため、施業によりうまれたクレジットを購入することで、さらなる施業を促すことにつながります。

出典：経済産業省「J-クレジット創出・活用事例集」（株式会社エバーフィールドの取組例）
森林吸収由来クレジットの事例

基本目標　1-3	脱炭素なまちづくりを推進する

区の現状・課題

品川区内の鉄道網は、南北に京急本線、東海道線、都営浅草線、池上線（東急電鉄）、目黒線（東急電鉄）、東西にりんかい線、大井町線（東急電鉄）と充実しており、どの場所からもおおむね徒歩 15 分以内で駅に到達することができます。

また、バス路線は、主要な幹線道路を中心に整備されています。

一方で、品川区内における自動車保有台数および地点別自動車交通量は、おおむね減少傾向にあります。

公共交通機関が発達している品川区においては、移動に伴う環境負荷のさらなる低減が必要となります。

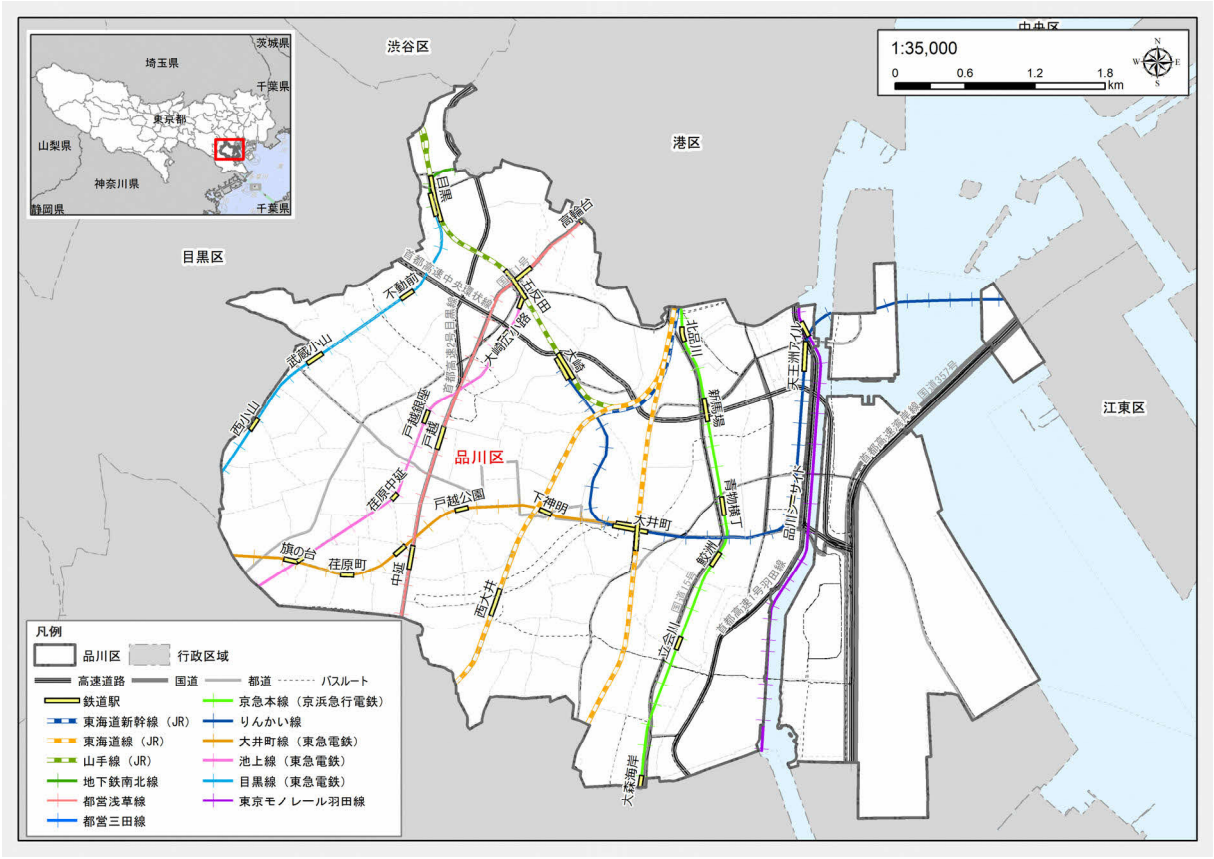

出典：公益財団法人特別区協議会「特別区の統計」（2020（令和 2）年度）、品川区の統計「駅別年間乗降車人員」（2019（令和元）年）、国土数値情報「鉄道、鉄道駅」（2020（令和 2）年）データより作成

図 4.10　品川区の交通網の概要

区の施策

低公害車の導入促進、インフラ整備

東京都では、2050（令和 32）年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、2030（令和 12）年までに都内の新車販売を 100%非ガソリン車とすることを目標に掲げています。低公害車の導入は二酸化炭素排出量削減だけではなく、大気汚染や騒音問題の解決や充電機能の活用など多様な効果が期待されます。

国や都の補助制度を活用した車両導入促進のほか、区有施設を活用した充電設備の整備を推進することで、区民が安心して利用できる環境の整備を推進します。

公用車の低公害車への切り替え

区民・事業者の取り組みを牽引する立場として、公用車の低公害車（電気自動車、燃料電池自動車*等）への切り替えを検討します。

カーシェアリング、シェアサイクルの推進

車や自転車などの移動手段は保有するものからシェアするものへと変わりつつあります。カーシェアリングやシェアサイクルの利用を推進します。

ウォーカブルなまちづくりの推進

公共交通網が発達している品川区の特性を活かし、駅やバス停をつなぐ利便性の高い歩道網を充実させることでウォーカブルなまちづくりを推進します。

公共交通の利便性向上

自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、公共交通の利用を促進します。そのために、公共交通機関の利用のしやすさを高めるための仕組みづくりを進めます。

新たな脱炭素モビリティの基盤整備

充電設備や駐車駐輪スペースなどのインフラ整備のほか、より利用者の利便性や安全性を高めるためのデジタル化（リモートセンシング）技術が必要となります。情報通信事業者やサービスを展開する事業者と連携しながら、区内の脱炭素モビリティネットワークの可視化などの基盤整備を検討します。

区の取組

- ☼ 国や東京都の補助制度を周知し、電気自動車（EV）の充電設備の整備を支援します。
- ☼ 公用車に低公害車の導入を検討します。
- ☼ MaaS*などの新たなモビリティサービスや、自動運転などの新たな技術を活用した新交通システムを検討します。
- ☼ 徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくりを推進します。
- ☼ カーシェアリングおよびシェアサイクルを推進します。
- ☼ 低炭素アスファルト*の導入を検討します。

区民・団体等の取組

- ☼ 自転車や徒歩での移動や公共交通機関の利用に努めます。
- ☼ エコドライブに努めます。
- ☼ カーシェアリングおよびシェアサイクルに取り組みます。
- ☼ 低公害車の導入を積極的に検討します。

事業者の取組

- ☼ 自転車や徒歩での移動や公共交通機関の利用に努めます。
- ☼ カーシェアリングおよびシェアサイクルに取り組みます。
- ☼ 低公害車の導入を積極的に検討します。

コラム　ウォーカブルなまちづくり

ウォーカブルなまちづくりは、区の都市計画マスタープランでも推進しており、地域交通網の最適化や歩きやすいまちづくりにより、交通網の最適化とともにまちなかの「にぎわい」や「人々の交流」を創出するための空間づくりの考え方です。

このような空間づくりを環境面の視点から見ると、人の移動手段（モビリティ）を二酸化炭素排出量が少ない環境負荷の小さいものにすることが重要となります。都市計画マスタープランと連携を図り、歩きやすいまちづくりや地域交通網の最適化により、自家用車の利用を削減し、環境負荷の小さい移動手段へ転換するための取組を推進します。

出典：ウォーカブルなまちづくり（国土交通省、令和２年１月）

コラム　低炭素アスファルトとは

一般に舗装に用いるアスファルトは、アスファルトと骨材を混焼してつくりますが、低炭素アスファルトは「低炭素（中温化）アスファルト混合物」とも言うように、通常と比べて製造時の加熱温度を 10～30℃下げることにより製造時に発生する二酸化炭素を減らしています。東京都建設局では低炭素アスファルトについて技術的な検証を行っており、2022（令和 4）年 6 月に従来のアスファルトと同じように使用することが承認されました。

出典：東京都

コラム　地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、地域の特性に応じて互いに資源を補完し、支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

再生可能エネルギーを始めとする自然資源の宝庫である農山漁村と多くの人的資源を有する都市部とが相互に連携し合い、補完した資源を地域内で循環させることで、自立した地域社会の形成を目指します。

出典：第五次環境基本計画の概要と地域循環共生圏の概要（環境省）

基本目標　1-4　気候変動に適応する取組を推進する

地球温暖化の影響は、気温上昇による熱中症の発生や台風の大型化等、私たちの生活にも影響を及ぼしつつあります。このような気候変動に適応しながら、健康で快適な暮らしを維持する取組を推進します。

区の現状・課題

地球温暖化の影響は、既に世界各地で気温の上昇や大雨による被害などとしてあらわれています。

国内においても、気温の上昇や真夏日・猛暑日の増加、豪雨の増加などが確認されています。また、都内でも、平均気温の上昇や短時間豪雨の発生頻度の増加が確認されるとともに、熱中症救急搬送者数の増加や屋外活動の縮小、ヒトスジシマカによる感染症拡大の懸念などの影響が確認されています。

都内以外の地域においても高温による農作物被害や水質の悪化なども懸念されており、このまま地球温暖化が進行すると、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすことが想定されることから、これらの影響に備える必要があります。

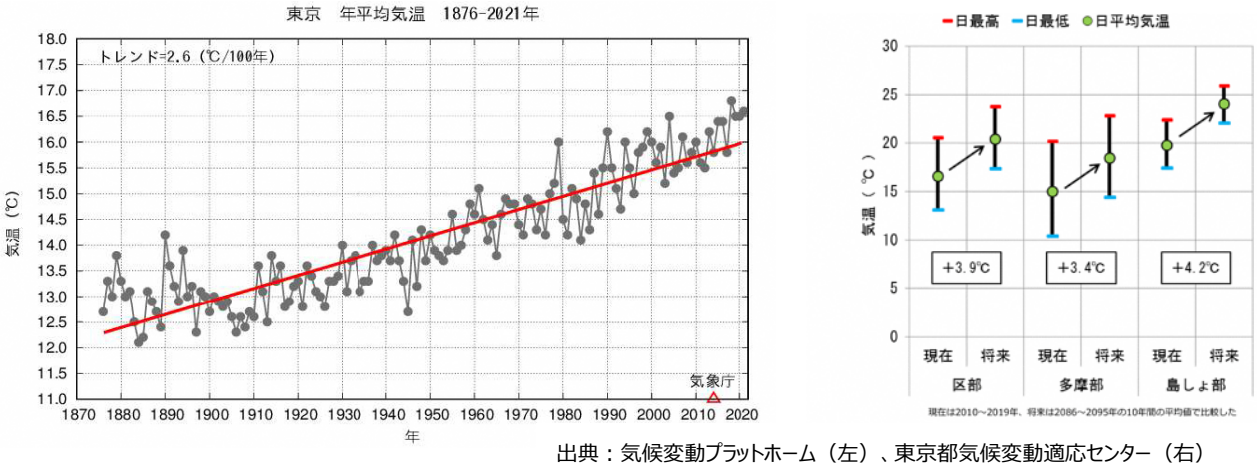

出典：気候変動プラットホーム（左）、東京都気候変動適応センター（右）

図 4.11　東京の年平均気温の推移（左）と都内の気温の将来予測（右）

コラム　2100 年の天気予報

環境省では、地球温暖化がこのまま進んだ未来（2100 年）の天気予報を公開しています（2019（令和元）年 7 月作成）。この天気予報では、気温上昇を 1.5℃以内に抑えられなかった場合の影響を、以下のように予想しています。

- 全国で最高気温が 40℃超え
- 熱中症などの熱ストレスによる年間国内死亡者数 1 万 5 千人超
- 年間猛暑日予想は、東京で 60 日
- 豪雨や強い勢力の台風などによる大きな被害
- 冬でも最高気温は 25℃を超え、熱中症となる人が出る可能性

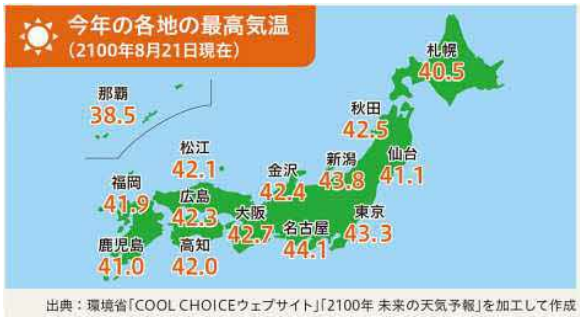

出典：ゼロエミッション東京戦略（東京都）

区の施策

暑さ対策

道路等のハード面において温度を下げる工夫を取り入れるとともに、一時的な暑さの回避や涼しさの創出等、暑さをしのぐ取組を進めます。

風水害対策

集中豪雨による都市水害などの風水害を回避・軽減するため、的確な情報提供や道路インフラの整備などに取り組んでいきます。

区の取組

- ☼ 広報誌・区ホームページ・SNS 等で、適切な空調使用を呼びかけます。
- ☼ 再開発時における気温を下げる工夫（緑化の整備等）の導入を推進します。
- ☼ 街中の暑さ対策を検討・実施します。（遮熱性舗装・ドライミスト設置等）
- ☼ 区内の団体等に暑さ対策に関わる取組への助成・支援を実施します。
- ☼ 気候変動による影響や将来予測、必要な適応策などの情報を発信します。
- ☼ 保水性舗装、遮熱性舗装の施工を推進します。
- ☼ 雨水タンクや雨水浸透施設などの助成に関する情報を発信し、施設の設置を推進します。
- ☼ ハザードマップの公表を行い、事前に区民・団体等へ周知します。

区民・団体等の取組

- ☼ 熱中症予防の意識を持ち、夏場の適切な空調の使用・帽子等の着用、塩分・水分の摂取等により、体調を管理します。
- ☼ 区の避暑シェルターを活用し、日中の電力使用を抑制します。
- ☼ 「打ち水」（打ち水大作戦しながわ）等に参加します。
- ☼ 家庭で雨水タンクの設置を検討・導入します。
- ☼ ハザードマップ等を確認し、家族と話し合うことで水害対策に備えます。

事業者の取組

- ☼ 多くの人が行き交う空間（商店街・再開発地オープンスペース等）は、来訪者が涼しさを感じられる対策（ドライミスト設置・木陰創出等）をしていきます。
- ☼ 夏場の現場作業等において、適度な休憩・帽子等の着用・塩分・水分の摂取等により、熱中症予防に取り組みます。
- ☼ 気象災害への備えを確認します。
- ☼ 気象災害時に帰宅困難者が留まれるように備えます。
- ☼ 社員にハザードマップ等を周知します。

コラム　地球温暖化がもたらす影響

地球温暖化は、気温の上昇のみだけでなく、大雨や干ばつの増加、生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会に大きな影響を与えています。

日本においても、平均気温が上昇し、猛暑による熱中症の増加やサクラの開花日の遅れ、農作物の品質低下などの影響が出ているほか、2018（平成 30）年 7 月の西日本豪雨や令和元年東日本台風による被害など、異常気象による被害が激甚化・頻発化しています。

水稲玄米の一等比率の変化

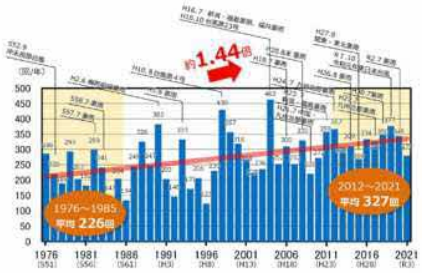

大雨の発生回数の経年変化

出典（左）：農業生産における気候変動適応ガイド(水稲編)[改訂版]（農林水産省）
出典（右）：水害レポート 2021（国土交通省）

基本目標2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）

基本目標 2-1 ごみの発生抑制を推進する

ごみの発生抑制（ごみを出さない・ごみを減らす）を推進することは、省資源・省エネルギー・大気等への環境負荷の低減等、その効果は多岐にわたります。

区の現状・課題

区民 1 人 1 日当たりの収集ごみ排出量（資源を除く）は、3R 等の施策推進により減少していますが、近年その減少幅は緩やかになりつつあり、2020（令和 2）年度は増加に転じました※1。

アンケート調査によると、区民・事業者ともにごみ減量への取組は浸透しているものの、プラスチック製品の利用削減やリサイクル品の活用は「今後取り組みたい」との回答が多く、現状の意欲を後押しすることが求められます。

プラスチック資源循環法や食品ロス削減推進法の施行に伴い、プラスチックおよび食品については循環システム全体の見直しがせまられています。特別区のごみ組成調査※2 の結果、ごみの中には、食べ残し等の「食品ロス」が食品廃棄物のうち 3 割以上占めていることがわかりました。

ファストファッションの流行などにより、1 年で供給される衣服のうちの 9 割が 1 年以内に手放され、そのうち 3 分の 2 は廃棄されています※3。衣類をつくる過程や供給する過程、処分する過程には多くの資源を消費し、二酸化炭素も排出しています。

※1 2020（令和 2）年度は感染症拡大による外出自粛等の影響を受けていた可能性があります。
※2 特別区全体の 2019（令和元）年度推定値（出典：特別区長会調査研究機構）
※3 2020（令和 2）年度推計値（出典：環境省）

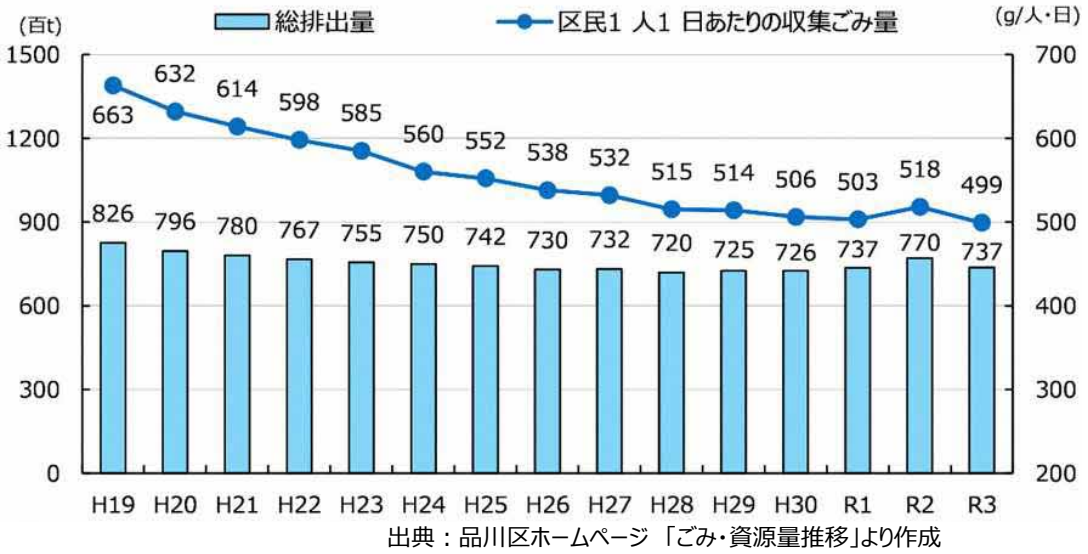

出典：品川区ホームページ 「ごみ・資源量推移」より作成

図 4.12 区のごみ収集量と 1 人 1 日あたり排出量の推移

区の施策

家庭ごみの発生抑制

区民一人ひとりがごみ減量の意識を高め、日常生活で実践することが重要です。ごみの減量をはじめ、無駄のない買い物や使い捨て製品の使用抑制等、ごみを出さない暮らしへの支援や意識啓発を図ります。

事業系ごみの発生抑制

事業者は自らが排出するごみを必要以上に発生させないよう努めるとともに、区民のごみの排出を抑制する支援を行う役割を担っています。事業活動から生じるごみの減量に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、区も一事業者として発生抑制に積極的に取り組んでいきます。

再使用の推進（粗大ごみのリユース、サステナブルファッションなど）

ごみを減らすためには、大量消費型のライフスタイルを見直し、不要なものを買わない、できるだけ長く大切に使う取組を、一人ひとりが率先して実行する必要があります。

粗大ごみリユースの促進やフリーマーケット、サステナブルファッション等の活動を支援することで再使用に関する情報交換の促進を図るとともに、ライフサイクル全体における環境配慮の考え方について、意識啓発および情報提供を行います。

食品ロスおよび使い捨てプラスチックごみの削減

都や事業者団体と連携し、区民および事業者に向けた啓発事業を推進することで食品ロスおよび使い捨てプラスチックを削減し、無駄に使われる資源を徹底的に減らします。

区の取組

- ☼ 家庭用生ごみ処理機の購入費用助成を実施します。
- ☼ 製造事業者や販売業者へごみの発生抑制の働きかけを実施します。
- ☼ 粗大ごみのリユース事業・フリーマーケット実施・情報紙発行等で不用品再使用を促進します。
- ☼ イベント開催時のリユース食器の利用や区有施設へのマイボトル用給水機の設置などにより、使い捨てプラスチックごみの発生を抑制します。
- ☼ 小売業者と連携した食品ロス削減の意識啓発や、フードドライブの推進を図ります。
- ☼ ライフサイクル全体における環境配慮の考え方について、ホームページや「エコルとごし」を活用し意識啓発および情報提供を行います。
- ☼ 区の事業においては、環境に配慮した物品等を調達するグリーン購入を推進し、区の業務の環境負荷を低減するとともに、再生品の開発や流通を促します。
- ☼ 「SHINAGAWA“もったいない”推進店」を拡充します。

区民・団体等の取組

- ☼ 生ごみの水切りに取り組みます。
- ☼ 冷蔵庫を定期的に確認したり、フードドライブの活用により、家庭からの食品ロスを削減します。
- ☼ マイバッグ・マイはし・マイボトルを携行するなどにより、使い捨てプラスチックの使用を減らします。
- ☼ 詰め替え製品の購入により、容器等のごみを抑制していきます。
- ☼ 衣料品は長く着られるものや環境にやさしい商品を選択するほか、不要になったものは、リサイクルショップ・フリーマーケット・情報紙等を活用し、地域での再利用やシェアリングを推進します。
- ☼ 長く着続ける衣服の選択やリサイクルを推進します。

事業者の取組

- ☼ 使い捨てのレジ袋やプラスチック製容器等の使用を削減するとともに、使用が避けられない場合には、再生プラスチックや再生可能な素材等に切り替えを図ります。
- ☼ 飲食店は少量メニューの拡充や「3010 運動」の啓発、スーパーなどの小売店は販売期限間近の商品の値引き販売や手前どり（陳列棚の手前にある賞味・消費期限が近い商品を積極的に選ぶこと）の啓発により、食品ロスの削減を推進します。
- ☼ 生ごみの水切りの徹底など、ごみの発生を抑制します。
- ☼ サステナブルな材料を用いた商品の開発を行います。

コラム　食品ロス問題とフードドライブ

日本では食料自給率（カロリーベース）が 38%（2021（令和 3）年度）と低いにもかかわず、まだ食べることができる食品が製造や流通、消費段階で廃棄される「食品ロス」が問題となっています。

国連で採択されたSDGsにおいても、「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」において、2030 年までに食糧の損失・廃棄を半減させることが掲げられるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。

このようななか、フードドライブとは、家庭などで使用しない食品を持ち寄って、必要な方に寄付する活動です。品川区では「SHINAGAWA"もったいない"プロジェクト」の一環として実施しています。

2022（令和 4）年度に区が実施したフードドライブでは、●●人の方から●●点、計●●kg の食品の寄付がありました。

出典：品川区

コラム　サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のことを指します。ファッション産業は、製造にかかるエネルギー使用量やライフサイクルの短さなどから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されており、国際的な課題となっています。

国内では、ファストファッションの流行やネット販売の普及により、衣服一枚当たりの価格は減少する一方で、年間で多くの衣服が手放され、一部は古着などとして再利用されるものの、約 7 割（66%）は「ごみ」として廃棄されています。

メーカーによるサステナブルな材料を用いた商品の開発や、消費者としては長く着続ける衣服の選択やリサイクルの推進など、双方の取組が求められています。

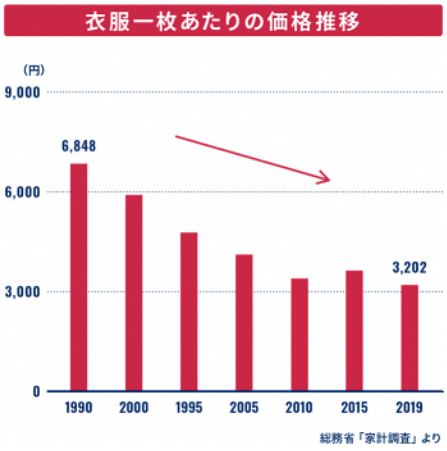

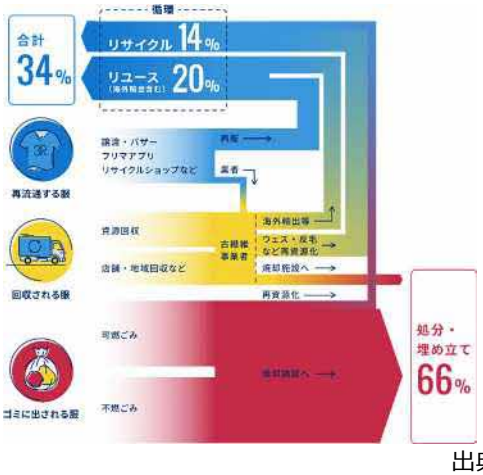

出典：環境省

コラム　プラスチック資源循環法の施行

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（通称：プラスチック資源循環法）は、世界的な化石系資源の枯渇や、プラスチックによる海洋汚染が深刻化していることなどを背景に、私たちの生活にあふれているプラスチックの循環利用を計画的に推進するために新たに施行されました（2022（令和４）年４月１日施行）。

プラスチック製品の設計・製造段階では、リサイクル材製品が不要となった際にプラスチックごみをなるべく出さないよう、またはリサイクルしやすいように配慮した製品の設計を、販売・提供段階では、ストローやスプーンなど一度使用しただけで廃棄される「ワンウェイプラスチック」の使用の合理化を、排出・回収・リサイクル段階では、分別収集やリサイクルを推進することについて、製造・販売・提供を行う事業者や、私たち消費者がそれぞれの立場で推進することが示されました。

出典：環境省

コラム　進む脱プラスチックとマイクロプラスチックによる海の汚染

プラスチックは手軽で耐久性に富み、安価に生産できることから、あらゆる用途で広く使われています。その一方で、限りのある化石系燃料を原料としてつくられるほか、焼却時には多くの温室効果ガスを排出します。加えて、ペットボトルやビニールが海洋へ流れ込み、漂流することで広い範囲の海を汚してしまうほか、排出時や漂流する過程で生成された微小なマイクロプラスチックは、魚などの生物の体内に取り込まれやすく、生態系に影響を与えている可能性が指摘されています。

このような背景から、使い捨てプラスチック容器の利用を減らしたりや、紙や竹など別の素材に置き換えるといった「脱プラスチック」の取組が進むほか、サトウキビなど植物からつくられ、環境に排出された場合も、微生物により分解される「バイオマスプラスチック」の導入がはじまっています。

図1-3-4　マイクロプラスチック（1～4.75mm）の密度分布（モデルによる予測）

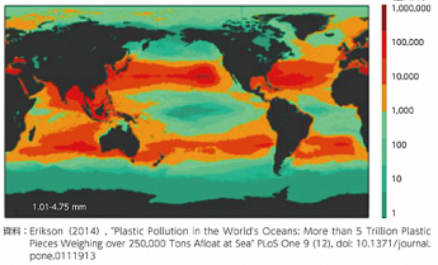

資料：Eriksen（2014）, "Plastic Pollution in the World's Oceans: More than 5 Trillion Plastic Pieces Weighing over 250,000 Tons Afloat at Sea" PLoS One 9 (12), doi: 10.1371/journal.pone.0111913

写真1-3-1　海洋プラスチックごみが絡まっているウミガメ

資料：BIOSPHOTO/時事通信フォト

出典：環境省

コラム　品川区のリユース促進事業

区民から排出される粗大ごみのなかには、新品あるいはそれに近い状態のものも含め、まだ使えるものが多く混入しています。そこで品川区清掃事務所では、掲示板サイトを活用し、粗大ごみから使える家具や家電などを無償提供をすることで、積極的なリユースを推進しています。

コラム　3010 運動について

世界的に人口が増え、十分な食事が得られない国もあるなか、日本における食品ロスは年間約 522 万トン（※）発生しています。特に宴会などの会食時には、多くの食品ロスが発生しやすいと言われます。そのようななか、「3010 運動」は、宴会時の食べ残しを減らすための取組であり、

＜開始後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、

＜終了　10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

※2022（令和 2）年度の推計値（農林水産省、2022（令和 4）年 6 月）

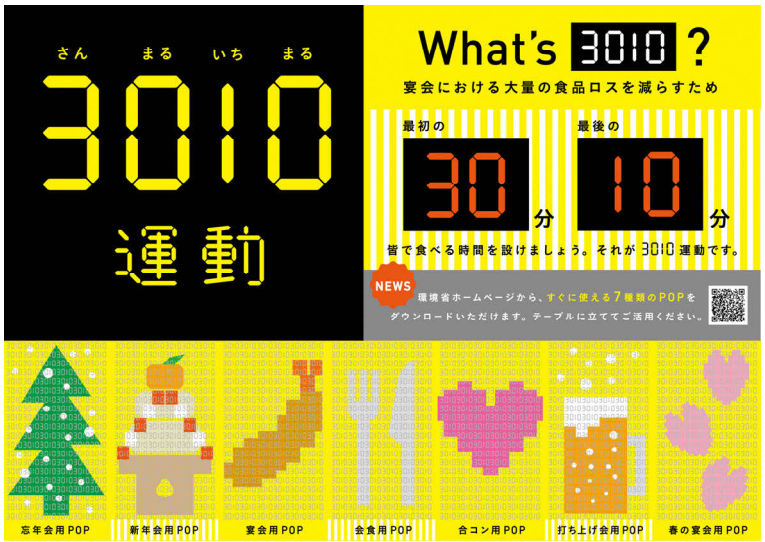

出典：環境省

基本目標　2-2　資源リサイクルを推進する

世界的な天然資源の枯渇が懸念される中、発生抑制したうえで排出されたごみについては、「分別」をしっかり行い「リサイクル」することで、新たな資源や製品に生まれ変わります。

区の現状・課題

品川区の資源の量は横ばいで推移していますが、燃やすごみの中には資源（紙類・容器包装プラスチック等）がまだ多く混入しています。

分別回収手法が多様化している品目もあることから、さまざまなリサイクルルートをわかりやすく周知し、資源リサイクルを一層推進する必要があります。

アンケート調査では、区民はごみ分別への取組は浸透していますが、事業者については、今は実施できていないものの「今後取り組みたいと考える」との回答が多く、事業者の行動を後押しすることが必要です。

プラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチックについては、循環システム全体の見直しがせまられています（再掲）。区では、製品プラスチックを含めたプラスチックの分別収集およびリサイクルの効果について調査・検討を行っています。

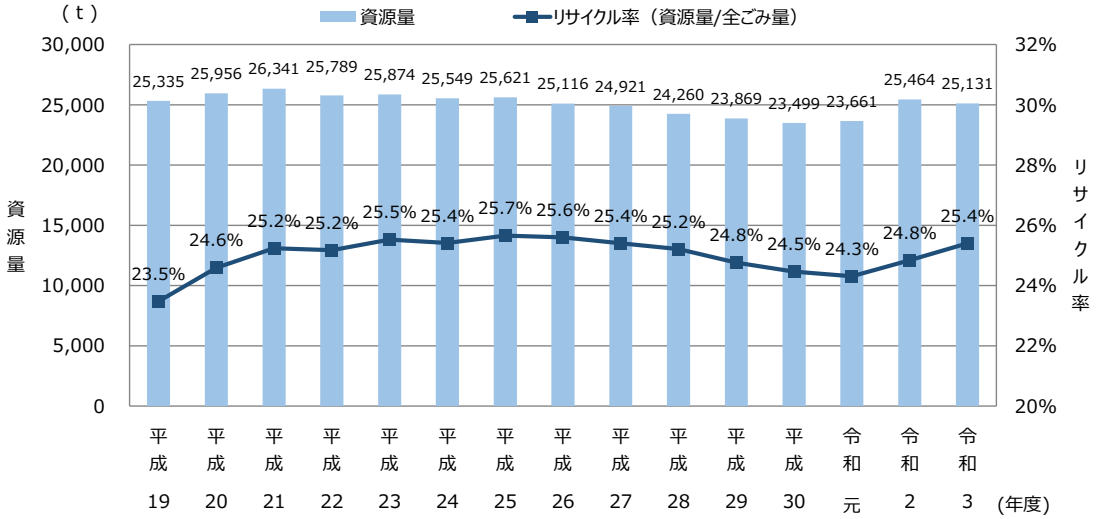

出典：品川区ホームページ「品川区資源・ごみ量推移」

図 4.13　資源回収量と資源化率

区の施策

区民の自主的な活動の支援

集団回収*を行う団体への支援を行い、集合住宅の集団回収への加入促進を図ります。また、地域の取り組みを積極的に支援し、区民やリサイクル団体との協働作業を通して資源の循環利用を推進していきます。

区の資源回収事業の推進

区の家庭ごみについては、資源回収ステーションの資源ごみ分別回収（古紙・飲食用びん・飲食用缶・ペットボトル・乾電池・プラスチック製容器包装・蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計）や拠点回収（古着・廃食用油・不用園芸土・小型家電）を推進します。また資源の持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適切に対応を行っていきます。

事業系ごみのリサイクルの推進

事業系ごみは自己処理が原則であることから、各事業者が処分方法を適切に選択しリサイクルルートに変更することで、焼却や埋め立て処分から、再生利用できる場合があります。

区は大規模事業者については適切なリサイクルルートを紹介するとともに、小規模事業者（ごみ排出量 40kg/日未満の事業所）については、品川区リサイクル事業協同組合と連携した古紙や空きびんなどの回収システム（事業系リサイクルシステム）の活用による分別リサイクルを推進します。

区の取組

- ☼ 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等により、資源リサイクル品目を充実させていきます。
- ☼ 資源持ち去り対策を推進します。

区民・団体等の取組

- ☼ 区ホームページ・情報紙等からリサイクルの仕組み等を把握します。
- ☼ 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等に協力します。

事業者の取組

- ☼ 事業上で発生したごみについて、適切に分別を行い、リサイクルにつなげていきます。
- ☼ 新しいリサイクル技術についての情報を収集・発信し、可能な限り、廃棄からリサイクルに変更していきます。
- ☼ 事業系リサイクルシステムを活用していきます。

コラム　みんなでボトルリサイクルプロジェクト

東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」に基づき、大手日用品メーカー4 社（花王株式会社、P&G ジャパン合同会社、ユニリーバ・ジャパン、ライオン株式会社）と連携し、家庭から出る日用品の使用済みボトルや詰め替えパウチ容器等を、公共施設等に設置する回収ボックスで回収し、ボトル容器から再びボトル容器に戻す水平リサイクル技術の検証に取り組んでいます。

出典：東京都「みんなでボトルリサイクルプロジェクト」

コラム　太陽光パネルのリサイクル

急速に普及する太陽光パネルは、リサイクルについても技術開発や仕組みの構築が必要となっています。東京都では、2022（令和 4）年 9 月に太陽光パネルメーカーやリサイクル業者を含めた協議会を立ち上げ、既存のリサイクルシステムを活用しながら、太陽光パネルの資源循環の推進するリサイクルシステムの構築を目指しています。

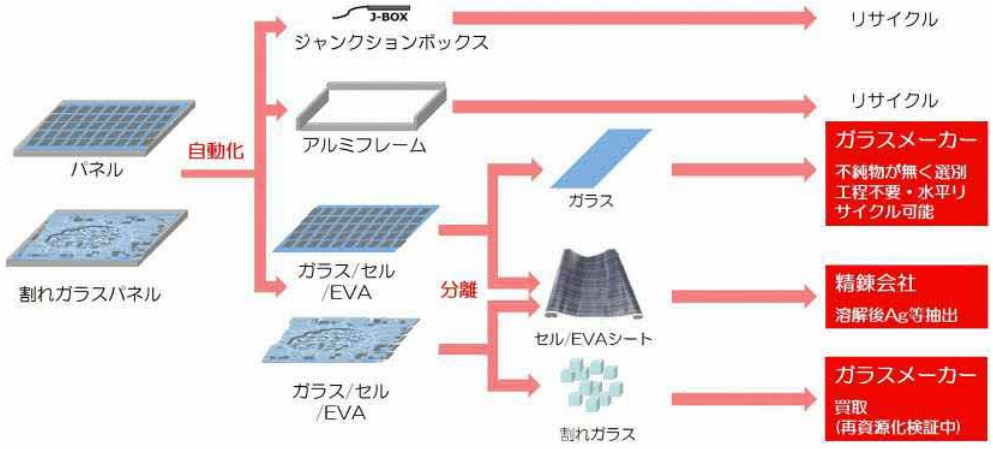

出典：株式会社浜田による太陽光パネルリサイクルシステム

基本目標 2-3　適正処理を推進する

循環資源を有効に利用し、ごみ処理を効率的に行うためには、分別や収集運搬体制等を構築し、適正に排出することが必要です。また、ごみの適正処理はまちの清潔感の向上につながり、まちを訪れる人も住む人も気持ちの良い時間を過ごすことができ、ひいては観光客や居住者の増加にもつながります。

区の現状・課題

品川区では今後 10 年以上に渡って人口増加が想定されていますが、長期的には全国と同様に少子高齢化による影響はあると想定されています。紙おむつの増加などのごみ質の変化や、高齢者等ふれあい収集拡大などの清掃事業の見直しの検討が必要です。

区の施策

家庭ごみの適正な排出の推進

区民に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、各戸収集・早朝収集や高齢者等ふれあい収集等、適正な排出を促す取組を進めます。

事業系ごみの適正な排出の推進

事業者に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の大規模建築物については、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行います。

地域における適正な排出の推進

ごみの散乱や不法投棄等を防止し、まちの衛生や美観を保全することが必要です。廃棄物減量等推進員や町会・自治会・事業者等と連携し、ごみの適正排出、資源回収ステーションの維持管理や、カラス対策等の取組を進めます。

効率的で環境負荷の少ない収集体制

生活環境を保全するため、ごみ量やごみの性質等を踏まえた効率的な収集運搬体制の構築に努めます。また、ごみ収集時や走行時の環境負荷が少ない車両を使用します。

区の取組

- ☼ 区ホームページ・情報紙等で、区民・事業者に分かりやすく情報を提供します。
- ☼ 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査を実施します。
- ☼ 効率的な収集運搬体制の構築を推進します。
- ☼ 環境負荷の少ない車両の使用を推進します。

区民・団体等の取組

- ☼ ごみ出しルールを守って適正に分別するとともに、カラス対策等近隣に迷惑のかからない適切なごみ出しを行います。

事業者の取組

- ☼ 適切な廃棄物処理業者に委託します。
- ☼ 量が少ない場合は、区の分別や資源リサイクルシステムのルールに従います。
- ☼ 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査や再利用計画書の提出に協力します。

コラム	サーキュラーエコノミー（循環経済）

サーキュラーエコノミーは、製品を製造して終わりではなく、製造から利用、廃棄までの流れを環境・経済の観点から一貫して考える経済システムをいいます。

例えば、原材料に新たな資源ではなく、リサイクル材を活用します。また、使用した製品は廃棄せずに回収し、再製品化につなげます。

この取組は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たなビジネスモデルとして国内外で広まっています。

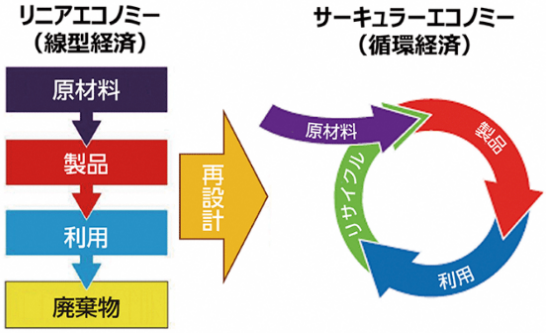

出典：「循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けて」環境省ホームページ

基本目標3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）

---品川区生物多様性地域戦略---

本計画では、基本目標３を生物多様性基本法の第 13 条に基づく、「品川区生物多様性地域戦略（以下、「本地域戦略」といいます）」として位置づけます。

（1）品川区生物多様性地域戦略の基本的事項

1）目的

本地域戦略は、緑地の保全や緑化の推進、みどりのまちづくりに加えて、生物多様性の保全・再生に関する取組を計画的に推進することによって、品川区における自然共生社会を構築することを目的とします。

2）計画期間と計画目標

本地域戦略の計画期間は、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 年間とします。

加えて、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、計画目標は、品川区水とみどりの基本計画・行動計画の目標年度に合わせ、2023（令和 5）年度から 2031（令和 13）年度までの 9 年間とします。

3）対象

本地域戦略の対象範囲は、品川区全域とします。

本区の生物

生物とは“細胞によって構成される生命活動を行うもの”とされています。生物には種によってさまざまな特徴があり、大きくは動物、植物、菌類、原生生物、細菌類などに分類されます。

本計画では、あらゆる生物のうち、区内で目にすることができる身近な生物を対象とします。例えば、公園や道路、庭等で見られる鳥類、両生類、は虫類、昆虫類、植物や、水辺で見られる魚類や甲殻類などが対象になります。また、区外から一時的に飛来する渡り鳥や、人為的に持ち込まれる園芸種や外来種も含まれます。

このように区内の特徴的な生物を対象とした施策を展開することで、区内の生物多様性の保全・再生につなげていきます。

生物と食物連鎖

生物は、同じ種の間、異なる種の間のさまざまなつながりを保ちながら生存しています。そのつながりの最も基本となるのが光合成、捕食、分解による食物連鎖です。

- 「生産者」である植物は、光合成により、葉から吸収した大気中の二酸化炭素と根から吸収した水分より有機物や酸素を作り出します。この有機物や酸素が多くの動物や微生物にとってなくてはならないものとなります。
- 「消費者」である動物は、植物や他の生物を食べ、呼吸により酸素を取り込み二酸化炭素を放出します。
- 「分解者」である微生物は、落ち葉や枯れた植物、動物のフンや死がいを食べ、時間をかけて植物の栄養素となる無機物に分解します。

この食べたり食べられたりした循環を「食物連鎖」といいます。そしてこのバランスのとれた循環をもとに形成される「生態系」により、豊かな水や食料など人間や生き物が生きていくうえで欠かせない恩恵（サービス）がもたらされています。そして、そのバランスの維持には「生物多様性」が必要なのです。

生物多様性

① 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生物がいると言われています。これら全ての生物は、生命誕生以来の長い時間経過の中で、相互に複雑なつながりを持って存在しており、ある一つの生物が絶滅し、そのつながりが失われれば、生存の手段や存在そのものを失うかもしれないという、重大な関係の上に命をつないでいます。この生物の関係性を「生物多様性」と言います。

② 生物多様性のレベル

多様性には３つ（生態系・種・遺伝子）のレベルがあると言われています。単に多くの生き物が存在することだけが多様性なのではなく、それぞれ異なる特徴を持つ生き物や群集、その住かとなる自然環境が複雑に絡み合って形成される生態系そのものが生物多様性であり、配慮や保全を推進するためには、その視点について理解を深める必要があります。

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
森林や里山、水辺などさまざまな自然環境があります	微生物から植物、動物までさまざまな生き物がいます	同じ種類でも異なる遺伝子を持つことにより、個々の形や模様、生態に個性があります

写真） 左より、四万十川*1、白神山地*1、オオシオカラトンボ*2、キアシシギ*2、アサリ*1、ナミテントウ*1

＊1 みんなで学ぶ生物多様性（環境省）

＊2 区内で撮影

③ 生態系の恵み（生態系サービス）

生物多様性は、長い歴史のなかでつくられた、かけがえのないものであり、食料や水、空気など全ての生き物が生きていくために必要な、さまざまな恩恵をもたらしています。このような恩恵のことを「生態系サービス」と呼んでいます。生き物の一員である私たち人間も、生きていくために必要な、あるいは生きていくことを豊かにしてくれるさまざまな生態系サービスを享受しています。

基盤サービス 光合成による酸素の供給、土壌の形成など、生き物の基盤を支える機能をいいます 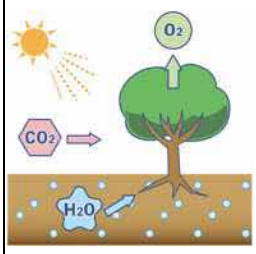	**供給サービス** 食糧や木材、水、薬品など暮らしに必要な資源を供給する機能をいいます	
	調整サービス 気候の調整や大雨の軽減、水をきれいにするなど、健康で安全な環境をもたらす機能をいいます	
	文化的サービス 自然や生き物に触れることによる芸術的・文化的ひらめき、心身の安らぎ、健康や教育など、心や体を豊かにする機能をいいます	

コラム　絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック・レッドデータリスト～

地球上にはさまざまな野生生物が生息していますが、生息場所の喪失や人間による乱獲などにより、地球上からその姿を消してしまった生物もいます。レッドリスト（RL）とは、絶滅のおそれのある野生生物種のリストであり、レッドデータブック（RDB）とは、レッドリストの対象種の特徴や生息状況をとりまとめたものであり、調査結果や専門の知見などをもとに、随時見直しがされます。

レッドリストの対象カテゴリー

レッドリスト（東京都区部）＊1	レッドリスト（環境省）＊2	基本概念
絶滅（EX）	絶滅（EX）	既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅（EW）	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類（CR）	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類（EN）	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧（NT）	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足（DD）	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
－	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
留意種（*）	－	現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、容易に個体数が減少することがあり得るため、留意する必要があるもの

＊1　東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－東京都レッドリスト（本土部）2020 年版－

＊2 環境省レッドリスト（　絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）2020

区内でもレッドリストの対象種が確認されており、例えば下記の生き物が確認されています。

出典：東京都レッドデータブック

コアジサシ
環境省 RL：VU
東京都 RL（区部）：EN

出典：東京都レッドデータブック

アズマヒキガエル
環境省 RL：－
東京都 RL（区部）：VU

区内で撮影

ニホンカナヘビ
環境省 RL：－
東京都 RL（区部）：CR+EN

区内で撮影

ミミズハゼ
環境省 RL：－
東京都 RL（区部）：DD

出典：東京都レッドデータブック

モクズガニ
環境省 RL：－
東京都 RL（区部）：＊

区内で撮影

ウマノスズクサ
環境省 RL：－
東京都 RL（区部）：VU

④ 生態系の４つの危機

生物多様性に対して人間活動による負の影響により、生息場所の減少や絶滅などの種類の減少が進んでいます。人間活動の原因や影響のタイプから、「生物多様性国家戦略2012-2020（※）」において、４つに整理されています。

※現在、次期生物多様性国家戦略に向けた検討が進められています。

第１の危機　「開発など人間活動による影響」

開発や乱獲による生物の減少、生息地の消失、種の絶滅のこと指します。

都内でも、かつては開発による水田や農地どの減少、沿岸部の埋立による干潟の消失など、生物に大きな影響を与えてきました。今後は、重要な生息場となっている公園や緑地などの質の向上と量的な維持が必要となります。

第２の危機　「自然に対する働きかけの縮小による影響」

自然に対する人の働きかけによる縮小により、雑木林や耕作地が放棄され、本来住んでいた生物が住めなくなるなど自然の質が低下することを指します。

近年は、各地でニホンジカの食害が深刻化しています。

第３の危機　「外来種など人が持ち込んだものによる影響」

国内外から外来種や化学物質など人が持ち込んだものによる影響を指します。

外来種は、在来種を食べたり、生息場所を奪ったりすることで生態系への悪影響が懸念されています。海外からだけでなく、国内のほかの場所から持ち込まれたものも同様に悪影響を与えることがあります。

また、農薬や化学肥料などの昆虫や微生物への悪影響も含まれるほか、近年はマイクロプラスチック*による生態系への影響が懸念されています。

第４の危機　「地球温暖化など地球環境の変化による危機」

地球温暖化や酸性雨といった地球環境の変化は、人間だけでなく野生生物にも影響を与えています。生態系への直接的な影響に加え、作物の収穫や漁獲量の減少など、供給サービスにも大きな影響を及ぼします。

これらの危機を回避できなかった場合、わたしたちはその恩恵（サービス）を受けることができなくなります。この課題を解決するためには、将来にわたり恩恵（サービス）を享受できるよう、わたしたちの暮らしや経済活動そのものを、生物多様性へ配慮したものへと変えて行く必要があります。

品川区水とみどりの基本計画・行動計画

品川区は、公園や緑地、草地、街路樹、樹林といった多様なみどりに加え、河川や運河など豊富な水辺空間を有しており、2008（平成 20）年の「新・水とみどりのネットワーク構想」で掲げた将来像『水とみどりがつなぐまち』の実現に向け、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、都市化や開発の進行によって水とみどりが減少してしまう状況は確認されており、現状の維持・確保とともに、さらに創り出すことが必要です。区では、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」を 2022（令和 4）年 3 月に改定し、「みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます」を目標に、水とみどりの保全、再生、創出、および水とみどりのネットワークの形成を図っています。

図 4.1 「水とみどりがつなぐまち」の将来像

コラム　東京湾の海上公園等

品川区を含む東京湾沿いの海岸は、海上公園の緑地や人工海浜が複数整備され、干潟や護岸沿いの緑地は、鳥類や水生生物、魚類など多様な生き物が生息しており、防潮堤や公園、緑道などを整備する際は、既存の生物の生息環境に配慮した施工が進められています。これらの環境は、それぞれの公園等だけの環境ではなく、その地域一帯のつながりにより、沿岸・海域生態系としての重要な役割を果たしています。

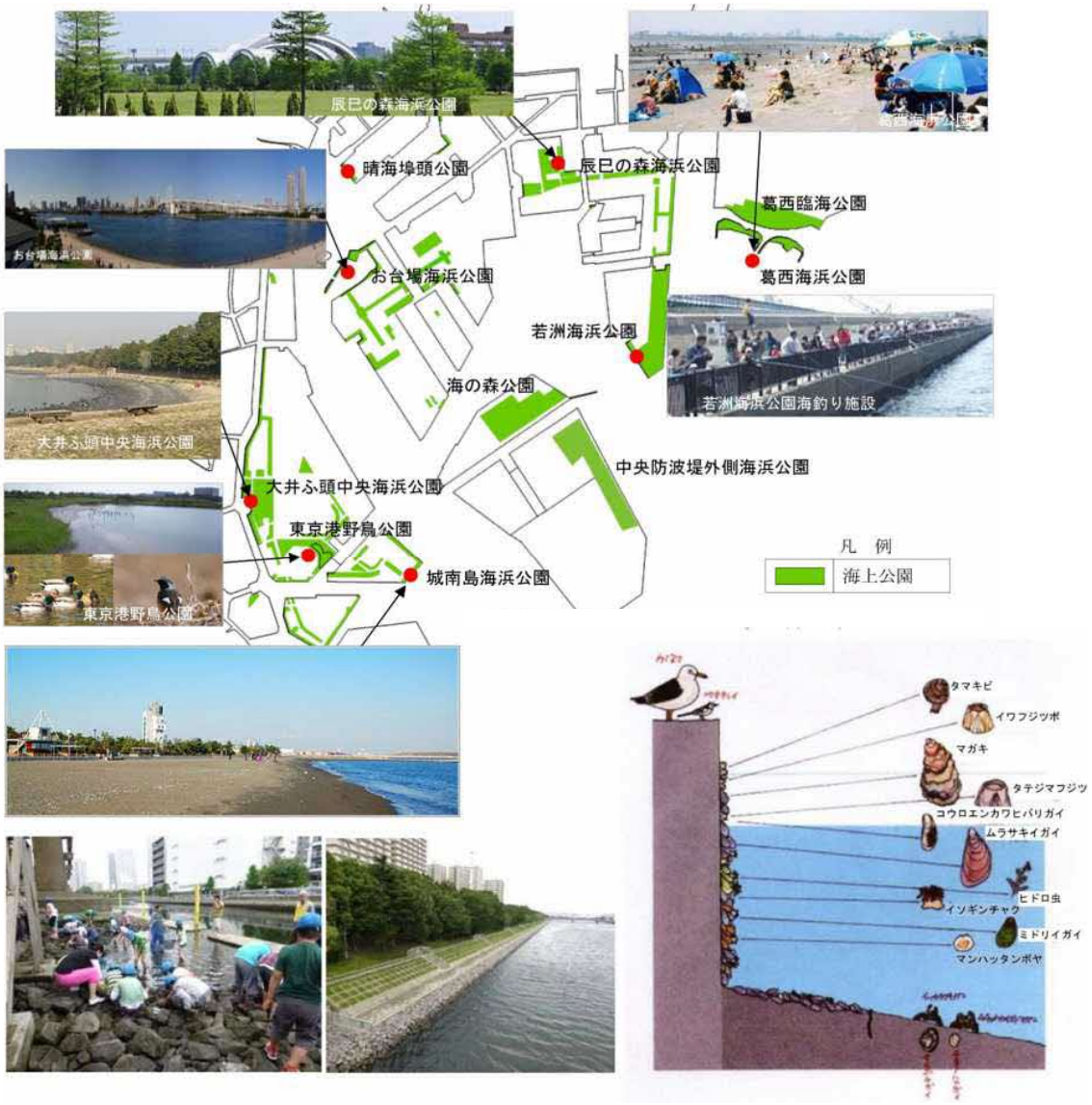

東京湾の主な海上公園（上）
水生生物に配慮した護岸（下左）と緑地と水を連続させた防潮堤（下中央）
付着動物調査結果（下右）

出典：東京都「東京湾沿岸海岸保全基本計画」をもとに作成

（2）品川区の生物多様性の特徴

① 地形や水系の特徴

区は武蔵野台地南東端部に位置しており、西部は台地に、東部は低地および埋立地になっています。区内を流れる河川は目黒川および立会川の２河川（いずれも２級河川）であり、いずれも東京湾に向かって流下します。内陸部の崖線下には湧水が見られます。

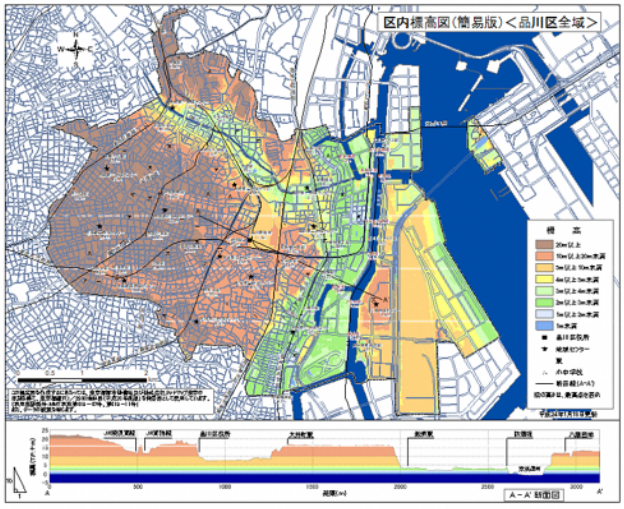

区内標高

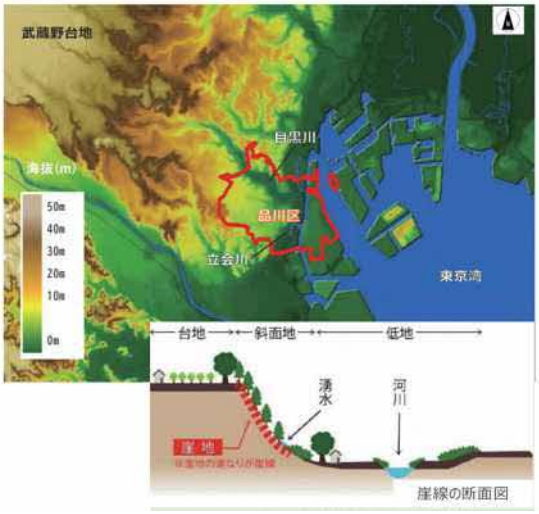

武蔵野台地と崖線

図 4.2 区内の地形・河川の状況

② みどりや水辺の特徴

区内の緑被率は約 15.1%で、東京 23 区中 18 位です。まとまりのある緑地は、区立公園や都立公園、再開発された商業地や団地などに多く分布しています。沿岸部は運河や運河沿いの干潟、埋立地を利用した大規模な公園などでも、豊かな水辺の自然環境があります。また、内陸部の崖線下には湧水のほか残存樹林等が見られます。

区内では、独立住宅の建替えに伴いみどりが減少しているという傾向があります。一方で、まちづくりの進展により新たに創出されるみどりや水辺もあります。

③ 生き物の状況

区内には、公園や緑化空間の樹林環境や、河川・運河沿いの水辺環境にまとまった生き物の生息・生育環境があります。

内陸部の公園では樹林環境や池などの水辺環境を利用する生き物が観察されるほか、臨海部の公園では渡り鳥や干潟の魚類・甲殻類などが観察されています。

公園（内陸）	寺社林（内陸）	河川（内陸･臨海）	公園･運河（臨海）
樹林環境 水辺環境 （池、水路）	樹林環境 水辺環境 （湧水）	樹林環境 水辺環境 （河川）	樹林環境　草地環境 水辺環境（運河、海、池） 干潟環境
林試の森公園の 落葉広葉樹林	鹿嶋神社の保存樹木	目黒川	大井ふ頭公園の干潟

図 4.3　品川区の生き物の主な生息環境

2020（令和 2）年度に行った調査では、臨海部のしながわ区民公園および大井ふ頭中央海浜公園で、多くの種類の生き物が観察され、良好な環境であること示す指標種が確認されています。

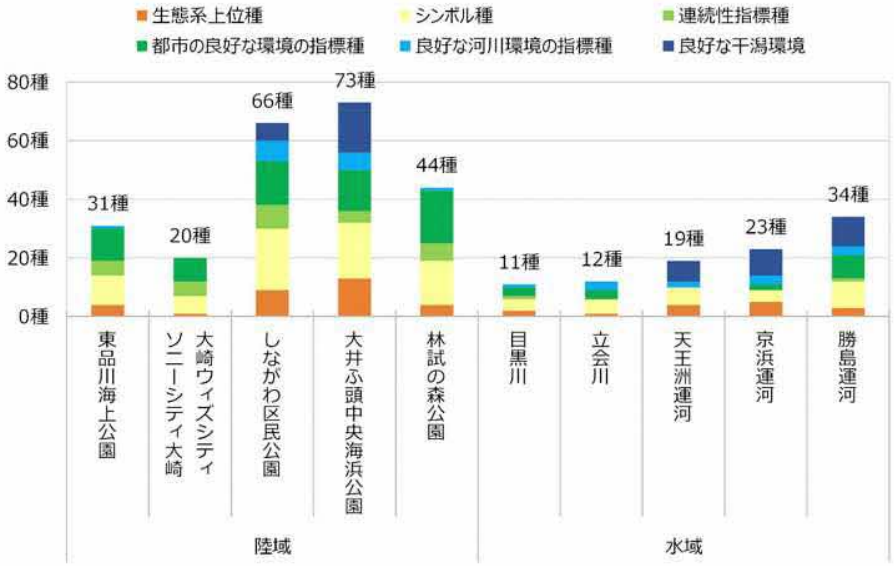

図 4.4　品川区の生物多様性指標種の確認種数

ニホンカナヘビ （大井ふ頭中央海浜公園）	カワウ（左）とダイサギ（右） （京浜運河）	マハゼ （勝島運河）

図 4.5　品川区の生物多様性指標種の例

（3）開発と保全

建物更新による樹木伐採などにより、みどりが減少する一方で、計画的なまちづくりにより、新たに創出されるみどりや水辺もあります。

区内では、新たな生息空間を上手に利用している生き物も観察されており、わたしたちの暮らしやすさと、生き物の住みやすさを両立したまちづくりを考える必要があります。

コラム	まちづくりにより新たに創出されるみどり

再開発などのまちづくりでは、空地への植栽や屋上緑化、壁面緑化などによる新たなみどりが創出されています。

このようなみどりは、わたしたち人間にとって気持ちの良い空間となるだけでなく、鳥や虫などの生き物のすみかとなったり、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献します。

大井一丁目南第一地区

西品川一丁目地区

（4）外来種対策の必要性

1）外来種とは

外来種とは、もともとその地域に存在していなかったのに、人為的に他の地域から入ってきた生物のことを指します。外来種は在来種を追いやるだけでなく、農林水産業や人の健康に影響をあたえることがあります。

生態系への影響	農林水産業への影響	人の健康への影響
在来種を食べたり、餌や住んでいる場所を奪ったり、交雑したりすることで、在来種が追いやられることがあります。 出典：環境省	畑の作物や漁業の対象の魚を食べることで、農林水産業に影響をあたえることがあります。 出典：環境省	人への毒をもっていたり噛まれたりすることで健康に危険がおよぶことがあります。

2）区内の外来種の状況

区では近年、アライグマやハクビシンの目撃数の増加や、クビアカツヤカミキリなどが確認されており、外来種対策強化の必要性が生じています。

アライグマ

アライグマによるスイカの食害痕

出典：「アライグマ防除の手引き」（環境省）

クビアカツヤカミキリ

出典：品川区ホームページ

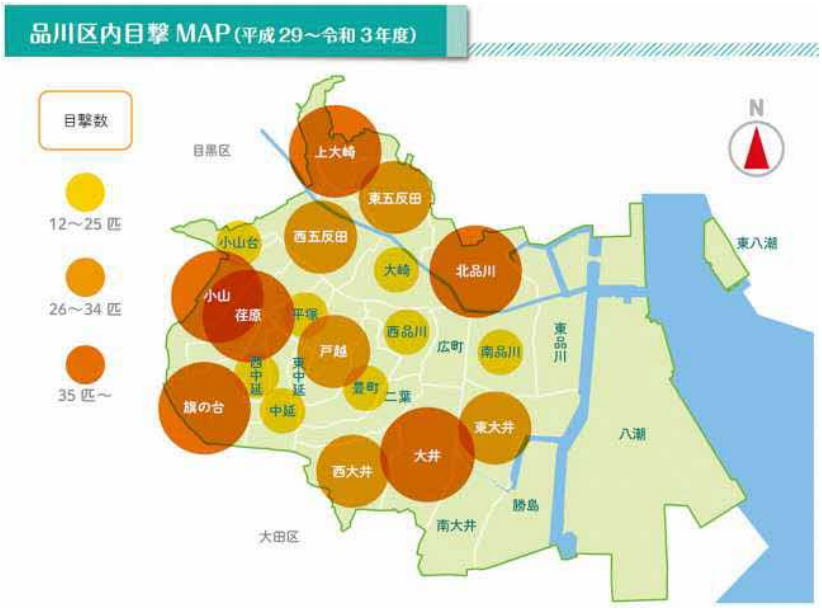

出典：品川区「外来種（アライグマ・ハクビシン）対策事業」

図 4.6 外来種の被害の例（上）とアライグマ・ハクビシンの区内目撃マップ（下）

3）外来種の被害を防ぐ 3 原則

外来種による被害を防ぐための 3 原則は、「入れない」「捨てない」「拡げない」の 3 点が重要です。外来種を見つけたり、かかわる際には、この原則を守り、適切な対応を行う必要があります。

- ☼ **入れない・・・**悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
- ☼ **捨てない・・・**飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）
- ☼ **拡げない・・・**既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）

コラム　アメリカザリガニやアカミミガメの特定外来生物への指定

アメリカザリガニやアカミミガメ（通称：ミドリガメ）は日本の水辺環境に広く定着し、生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、大量に飼育されている等の理由により、特定外来生物への指定が長く見送られてきました。

しかし、同法の施行状況の検討とその結果に基づいた所要の措置の検討が進められ、これらの侵略的外来種については、一律に規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があるとして、2023（令和 5）年に新たに特定外来生物に指定される予定です。

それにより、アメリカザリガニとアカミミガメの 2 種については、「飼養（飼うこと）」や営業目的以外の「譲渡（人にあげること）」などの一部の規制が適用除外された上で、侵入予防、防除措置、拡散防止対策等が図られることになる予定です。

アメリカザリガニ

アカミミガメ（ミシシッピアカミミガメ）

出典：環境省

基本目標　3-1　水とみどりを守り育てる

水とみどりは、生き物とふれあう場の提供等、私たちの生活に潤いを与えるだけでなく、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和といった都市の環境負荷を軽減する効果があるなど私たち人間の豊かな生活と多様な生き物の暮らしにとって欠かすことのできない大切な存在です。

区の現状・課題

区では、公園や河川・運河沿いの水辺や公園にまとまった生き物の生息・生育環境があるほか、街路樹や人工池などの身近な自然にも鳥類や昆虫類が確認されています。しかしながら、独立住宅の建て替えなどの都市の再整備によるみどりの減少も確認されるなど、より身近な自然を保全する必要があります。 一方で、まちづくりの進展により、新たに創出されるみどりや水辺もあり、区内の生き物の生息・生育環境が大きく変化するなかでも、生物多様性を確保していく必要があります。

区の施策

防災に役に立つ水とみどりの整備・活用

まちづくり事業と連携し、災害時の避難や物資の輸送経路となる水辺の活用や、雨水流出抑制対策の推進による都市型水害への備えを進めます。

まちづくりにおける生物多様性保全の配慮

まちづくり事業を推進する際には、生物生息空間の保全・再生だけでなく、エコロジカル・ネットワーク（生き物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク）を区内に広げていくために、区民や事業者とも連携しながら、多様な生き物の生息できる緑地等の空間づくりを進めます。

生物生息空間の保全・再生

公園等のまとまりのあるみどりは、生き物の貴重な生息空間として区内の公園・緑地等の保全・再生を進め、生物多様性の保全に取り組みます。

生物多様性に配慮した施設の設置・管理

区施設は、多くの人が訪れ利用する拠点施設です。区施設の設置や運営管理においては、身近な生き物とのふれあいとともに、植栽に在来種を用いたり、水辺環境に住む生き物や、水辺の持つ保水機能や循環機能などを分かりやすく示すことにより、生物多様性の理解の促進につながる施設を目指します。

生物多様性を活用したまちづくり

雨水の流出抑制対策として植樹帯を設置する防災・減災や、区民と一体となった植栽管理による地域活性化など、グリーンインフラ*を活用したまちづくり推進するための計画策定を進めます。

区の取組

- ☼ まちづくり事業と連携しながら、防災広場や防災拠点としての公園整備を推進します。
- ☼ 船着場後背地を含めた災害時の船着場のネットワークを構築します。
- ☼ 雨水流出抑制対策、雨水排水施設の建設、雨水利用タンクの普及を推進します。
- ☼ 災害時に利用できる植物を用いた植栽を推進します。
- ☼ グリーンインフラに関する計画を策定します。
- ☼ 緑化事業（河川護岸・施設屋上・壁面等）を推進するとともに、開発時には在来種を選定する、生息環境を創出するなど生物多様性への配慮と合わせ、新たなみどりを創出します。
- ☼ まちづくり事業との連携したオープンスペース確保と緑化による防災性の向上を図ります。

区民・団体等の取組

☼ 庭・プランター等、家庭での緑化を積極的に推進します。

事業者の取組

☼ 事業所の災害時の備えを強化し、災害時のエネルギーや物質の自主的な調達を推進します。

☼ 事業所の外構や屋上等の緑化に努めるとともに、在来種を選ぶ、指標種の食草や実の成る種を選定する、水辺を設けるなど、区の生き物の生息の場となるように配慮します。

コラム　生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

生態系の調整機能を活用して、防災・減災の取組を進める気候変動適応策の一つである「Eco−DRR；Ecosystem-based disaster risk reduction、エコ・ディー・アール・アール*）」の取組事例が広まっています。これは、気候変動による豪雨災害などの増加により、これまでの堤防を高くするといった従来のハード面の対応策だけでは災害リスクを十分抑えることができないため、リスクの高い場所に建物を建てることを避けたり、防風林や防潮林など自然のもつ調整機能を活かしながら災害に対するレジリエンス（耐性）を強化するという考え方です。

例えば、川沿いに桜並木が多いのは、冬に凍結で緩んだ土手を花見により踏み固められることで梅雨の増水に備えとしたと言われているほか、都市部での緑地の確保は、都市化により逃げ道の無くなった雨水の浸透により水害を低減しながら、四季の移り変わりを感じられる憩いの場の創出にも寄与します。

＊生態系を活かした防災・減災の考え方や取組を指します。

桜並木（左：参考イメージ）と都市における雨水貯留・浸透機能を持った植樹帯の整備（右：京都市の事例）
出典：環境省「自然の持つ機能の活用、その実践と事例」より

基本目標　3-2　水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

川のせせらぎや生い茂る木々、美しい草花といった自然の存在は、私たちの疲れた体と心を癒してくれる大切な存在です。

そのため、水辺やみどりと親しめる空間が、日常生活の身近なところに存在することは、豊かな気持ちで生活するために重要です。区民・事業者・区の連携により、身近な水やみどりの整備を進めるとともに、有効な活用を図っていきます。

区の現状・課題

区内に存在する河川や沿岸などの水辺を活かし、河川沿いの緑道などの整備や、カヌーやボートの活動拠点を整備してきました。しかしながら、アンケート調査結果によると、公園や街路樹のみどりについての満足度は高いものの、水辺環境については満足度が低く、水辺の事業が十分活用されていないことが考えられます。感染症拡大や酷暑の増加により、屋外の水辺環境への要望は高まっており、既存の事業を活かしながら水辺の憩いの場を幅広い世代に利用してもらい、大切さを認識してもらう必要があります。

また、河川や海域の水質は改善しつつあるものの、海から遡上する潮の影響を大きく受けることで底層域に水質汚濁の原因物質が滞留することや、合流式下水道のため、大雨の際に汚水まじりの雨水が河川に放流され河川の水質が悪化していることから、引き続き水質改善に向けて取り組む必要があります。

しながわ区民公園

東品川海上公園

大井ふ頭中央海浜公園

図 4.7　区内の水辺を活かした公園

区の施策

水とみどりの拠点づくりとネットワーク化

区内に張り巡らされた幹線道路のみどりや緑道、水辺の散歩道の整備を通して、沿道の景観向上や、快適な歩行空間の形成、避難路の確保や安全性の向上等、「みどりのみち」としての機能強化を図るとともに、「水のみち」との間で連続性の確保や隣接自治体との連携強化を推進し、周辺域も含めた水とみどりのネットワークの充実を進めます。

地域緑化の推進

区全域を緑化重点地区に指定するとともに、みどりの条例により一定規模以上の建築を行う事業者に緑化を義務付ける等、公有地・民有地問わず、街中のさまざまなスペースを利用し、地域を挙げて緑化推進に取り組みます。また、道路や河川等の沿線のみどりを組み合わせ、水とみどりがまちをつなぐ都市空間ネットワークの形成を進めます。

水辺空間の整備・活用

区内に存在する河川等の水際を活かし、区民が暮らしの中で豊かな水辺を実感できるよう、水や生き物とのふれあいの場・カヌーやボート等の活動拠点・防災拠点等、多様な視点から水辺空間の整備・活用を進めます。

小スペースを活かしたみどりづくり

住宅密集地等緑化するための空間の余地が少ない地域においては、遊休地や路地裏、街角の花壇等の限られたスペースを活用したみどりづくりを推進します。

魅力ある公園づくり

子どもからお年寄りまで、地域の人に愛され、利用される魅力ある公園づくりを進めるため、ウォーキング用歩道や水辺のクールスポット*などの公園の機能の充実を進めます。また、区民のニーズを公園づくりに的確に反映していくため、区民参加による公園づくりに取り組みます。

河川・運河の水質改善

区民が安全に水とふれあえる環境づくりを目指し、河川や運河の水質改善を進めます。

区の取組

- ☼ 沿道の街路樹の整備・管理に取り組みます。
- ☼ みどり豊かな街並みづくり助成・屋上緑化等助成事業を実施します。
- ☼ 開発時における地域緑化への配慮を推進します。
- ☼ 区民のライフスタイルに着目し、ウォーキング用歩道や水辺のクールスポットなどの公園の機能の充実を進めます。
- ☼ 水質調査により現状をモニタリングしながら、河川や運河の水質改善を推進します。

区民・団体等の取組

- ☼ 生垣設置・屋上緑化等、住宅の周りにみどりを増やしていきます。
- ☼ マイガーデンの利用・街角花壇の維持管理への参加等により、地域のみどりづくりへ協力します。

事業者の取組

- ☼ 地域と連携しながら、屋上緑化・壁面緑化・外構植栽等、事業所内の緑化に取り組みます。

コラム　エコロジカル・ネットワーク

生き物が生息・生育する様々な空間がつながる生態系のネットワークのことをエコロジカル・ネットワークといいます。
生き物が生息・生育する拠点となる自然環境から、周辺に点在する大小さまざまな自然環境へ生き物が行き来することでつながりが生まれ、地域全体の生物多様性を高めることができます。

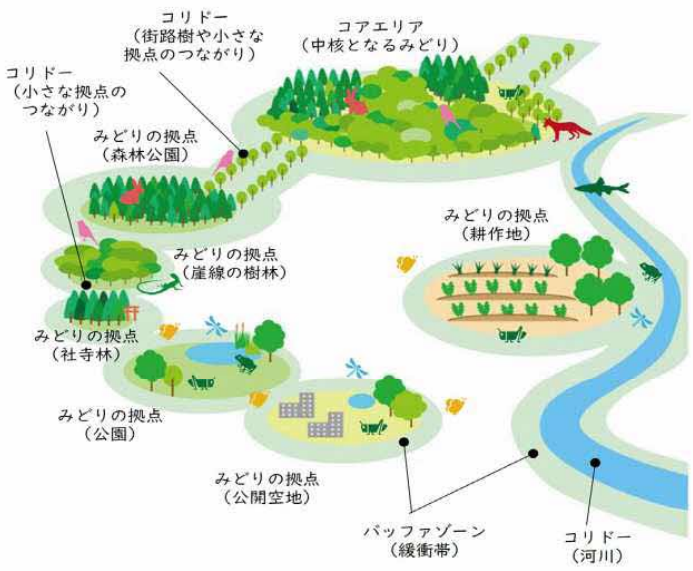

出典：「エコロジカル・ネットワークマップ補足資料」（東京都）

基本目標　3-3　品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

区内には、残された森や、社寺の境内にある大木、御殿山・島津山・池田山等に残された大名屋敷に由来する住宅地のみどり等、区の歴史を伝えるみどりが存在します。また、河川や運河、公園等もまちを特徴づける重要な要素です。

これらの保存・活用そして魅力向上に取り組み、歴史・文化とにぎわいが調和したまちづくりに取り組みます。

区の現状・課題

区内には社寺林や住宅地などにも歴史あるみどりや湧水が存在していますが、その認知度は高くありません。また、残された森や自然には、防風林や流域治水の考え方に代表されるように、局所的な災害を緩和したり、酷暑を緩和する「調整」機能を有しており、気候変動による適応策が重視される中、その機能を改めて見直し、活用することが期待されています。

さらに、新たな国の生物多様性国家戦略では、事業や個人の消費といった経済活動と、生物多様性を結びつける考え方が示されており、あるべき行動が自発的に促されるような仕組みづくりが注目されています。

区の施策

健全な水循環の確保

多くの土地はアスファルト等で覆われており、地面に降った雨水のほとんどが河川や下水等に直接流れ込み、増水や浸水等都市特有の水害につながる恐れもあることから、公園緑地の整備や、地下への雨水浸透を促進する取組を進めます。

歴史・文化を伝える資源の保全・活用

保存樹木の指定や、緑化指導時における既存樹木の保全等により、区が所有者の理解と協力を得ながら、社寺等が所有する区内に残された歴史あるみどりの保全を進めます。

特色ある公園・水辺広場づくり

公園は多くの人が集い利用する場所であり、地域のシンボルとしての役割を果たすこともある等、まちの印象を特徴づける存在でもあります。公園の立地や周辺環境、地域が求めている目的に応じた、特色ある公園づくりに取り組みます。

水とみどりを活かしたにぎわいづくり

歴史にゆかりのある名所旧跡や公園緑地、水辺の空間等魅力的な資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンス（地域が主体となって取り組む水域利用やその周辺のまちづくり）等と連携した水辺活用の取組を推進することで、まちのにぎわいづくりを進めます

区の取組

- ☼ 周辺区と連携しながら、区の特徴的で海辺の生態系の環境整備を推進します。
- ☼ 保存樹木の指定を実施します。
- ☼ 水辺の拠点を整備します。
- ☼ 水やみどりのイベントを開催します。

区民・団体等の取組

- ☼ 食器洗浄時には、汚れをふき取り適量の洗剤を使用することにより、生活排水を減量させ水質の改善に取り組みます。
- ☼ 家族や友人とともに、散歩やレクリエーション等により日常的に水辺やみどりに親しみます。
- ☼ 水辺で開催されるイベント等に積極的に参加し、まちのにぎわいづくりに協力します。

事業者の取組

- ☼ 排水を公共水域に排出する場合は、水質基準を厳守するとともに、マイクロプラスチックの流出防止や温排水の防止など、より一層の環境配慮に努めます。
- ☼ 事業所の外構や屋上等の緑化に努めるとともに、在来種を選ぶ、指標種の食草や実の成る種を選定する、水辺を設けるなど、区の生き物の生息の場となるように配慮します。
- ☼ 区内の水辺やみどりを活かした社内行事や福利厚生等を企画し、事業所ぐるみで水辺やみどりに親しみます。
- ☼ 桟橋のイベント活用等により、まちのにぎわいづくりに協力します。

コラム　ABINC 認証制度

ABINC 認証とは、JBIB（一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ）が開発した、いきもの共生事業所推進ガイドラインの考え方に沿って計画・管理され、かつ土地利用通信簿で基準点以上を満たし、当審査過程において認証された事業所のことです。認証を受けることにより、生物多様性に配慮した事業や活動であることを客観的に示すことができ、長期的な視点で事業所や不動産の価値を向上させることにつながります。

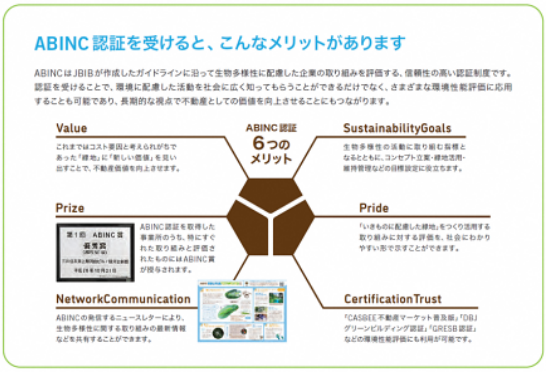

出典：ABINC 総合パンフレット

基本目標　3-4　みんなで水とみどりを育む

区内の水やみどりをより魅力的なものに育てていくためには、多くの担い手と継続的な取組が欠かせません。区民・事業者・区がみんなで取り組むさまざまな活動や体験を通じて、水やみどりの大切さを共有し、これらを守り育てていく機運を高めていきます。

区の現状・課題

わたしたちの暮らしや事業は生物多様性による多様な恵みに支えられています。アンケート調査結果によると、「生物多様性」という言葉の認知度は区民・事業者ともに約 3 割にとどまっています。「生物多様性」という言葉と、わたしたちの暮らしや事業との密接なつながりを認識してもらい、日々の活動を生物多様性へ配慮したものへ変化させるためには、「生物多様性」の意味とそれぞれの役割を浸透させる必要があります。

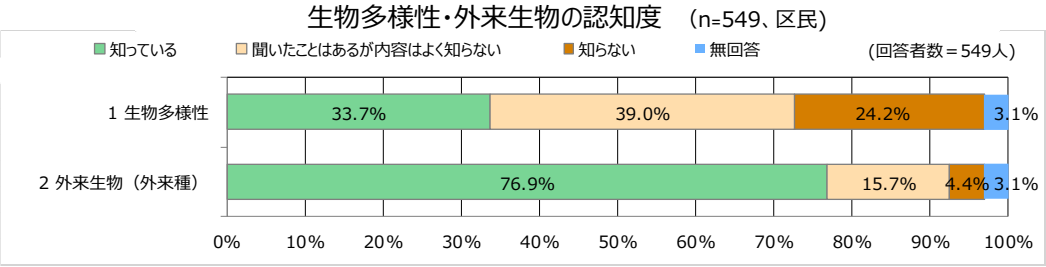

区の施策

生物多様性の理解の促進

生物多様性の基盤は私たちが住んでいる場所にあります。そのため、区の地域特性に基づいた生き物の生息・生育環境や生態系について、それぞれの主体が認識することで、互いの保全行動につながります。

区民が河川の清掃活動や、生き物観察会などの水とみどり、生き物の保全活動に参加するきっかけとなるよう、水やみどり、生き物に関する情報発信や、観察会や園芸講座などの普及啓発活動を進めます。さらに区の普及啓発により区民自らが同様な活動を推進し、活動の環が自発的に広がることを期待した支援等を行います。

水とみどりを守り育てる活動の支援

水やみどりに関する区民や事業者の活動意欲をさらに高め、主体的な取組の輪を広げるために、優れた活動が促進されるよう、表彰や事例紹介を行い区民に広く周知するとともに、学習講座の開催や地球環境基金を活用した活動の支援を行います。

水とみどりを守り育てる人材育成

品川区水とみどりの保全や、生物多様性の維持には、正しい知識や技術を有する人材を活かすことで活動の幅が大きく広がることから、生物多様性に取り組む団体や事業者と連携しながら、学習講座の開催等により率先して取り組む人材を育成します。

区民との協働

水やみどりの活動に関わる区民ボランティアや活動団体、企業等との協働体制を強化するとともに、区民同士の連携促進や、活動拠点の充実を進めます。また、協働の体制として、区民のアイデアを実践活動につなげる仕組みを検討します。

生物多様性に配慮した消費活動の推進

日常生活の中で実践できる生物多様性に配慮した行動をわかりやすく周知し、生物多様性に配慮した消費スタイルへの転換を促進します。

また、多摩産材を活用した製品や都内地元農産物の普及などを図り、都産都消を推進します。

生物多様性に配慮した経済活動の推進

「生物多様性民間参画ガイドライン」や先進的取組の周知等を行い、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行えるように促していきます。また、多摩産材の活用など区独自の取組も推進しながら、生物多様性へ配慮した取組を行う事業者との連携を図っていきます。

生物多様性を活用した活動の推進

生物多様性による恵みを活かした防災・減災、気候緩和、レクリエーションなどの温暖化対策や観光振興を推進します。

区の取組

- ☼ 各種講座を実施し、学習機会を提供します。
- ☼ 区ホームページ・情報誌等による情報発信を実施します。
- ☼ みどりの顕彰制度等を推進します。
- ☼ みどりと花のボランティア等、区民・事業者との協働を推進します。
- ☼ 多摩産材等の活用などの生物多様性へ配慮した行動を誘導する経済的仕組みづくりを検討します。
- ☼ 都内地元農産物について、区立学校での給食に取り入れたり、区民への地産地消の啓発を図ります。
- ☼ エコラベル等の環境認証商品の普及を推進するなどにより、生物多様性に配慮した農林水産物の利用推進を図ります。
- ☼ 身近な区の自然や、生物多様性の理解を深めることのできる啓発資料（自然観察マップ）を作成します。
- ☼ 運河や池などの水辺空間の生物多様性を活用し、釣り場などの自然と親しめる場所の整備を図ります。

区民・団体等の取組

- ☼ 家族や友人とともに、散歩やレクリエーション等により日常的に水辺やみどりに親しみます。各種講座・美化運動等への参加を通して、家族や地域の人たち等と一緒に地域の水とみどりを守り育てていきます
- ☼ みどりと花のボランティアに参加します。

事業者の取組

- ☼ 水とみどりに関する研修を実施し、美化運動等に参加します。

コラム　認証エコラベル

生物多様性などの地球環境に配慮して生産された食材や木製品などを、消費者が店頭で見てすぐに分かるように示されるマークをエコラベルといいます。エコラベルには様々な種類があり、ＩＳＯ（国際標準化機構）が定める規格では、第三者認証機関が評価を行う第三者認証タイプ、事業者の自己宣言による自己宣言タイプ、製品の環境負荷の定量的データを表示するだけの環境情報表示タイプの 3 タイプがあります（一部、例外もあります。）。

代表的なエコラベルは次の３つです（いずれも第三者認証タイプです。）。

FSC

ＦＳＣ®認証

適切な森林管理が行われている森林からの木材・木材製品であることを示しています。

海のエコラベル 持続可能な漁業で獲られた水産物 MSC認証 www.msc.org/jp

ＭＳＣ認証

資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な漁業で獲られた水産物であることを示しています。

責任ある養殖により生産された水産物 asc 認証 ASC-AQUA.ORG TM

ＡＳＣ認証

資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な養殖による水産物であることを示しています。

コラム　OECM（Other effective area-based conservation measures）

国立公園などのように自然を守ることを目的として保護されている区域が生物多様性にとって重要な働きをしていることは当然ですが、そのような保護区域以外にも、例えば里地里山や水源の森、企業緑地、都市の自然など、必ずしも自然の保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域も、生物多様性の保全にとって大変重要な役割を担っていることが近年認識されるようになってきました。このように公的な保護地域以外で「他の効果的な手段により生物多様性が保全されている地域」のことをOECM といいます。

現在、環境省においても、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域の認定制度（「自然共生サイト（仮称）」）の準備が進められています。

区内では都市公園や企業緑地などが OECM になりうるほか、区外の OECM に対して活動支援する等により貢献することができます。

出典：令和４年度第１回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会資料「OECM を活用した健全な生態系の回復および連結促進事業」

出典：首都高速道路株式会社ホームページ
企業緑地

出典：東京都ホームページ「里山へ GO！」
里地里山

基本目標　3-5　生態系の保全と再生

これまで掲げた基本目標を達成するためには、気候変動による気温上昇や、まちづくりによる環境の変化が進む中でも、区内の生態系のバランスを維持する必要があります。国内外の外来生物を防除し、従来から区にいる生き物がすこやかに生息できる環境の維持や再生は、生物多様性の保全の最も基本となる指標といえます。

区の現状・課題

近年の気候変動による環境の変化やヒートアイランド現象による都市部の気温上昇は、生態系にも大きな影響を与えており、東京都においても亜熱帯系の蝶の北上や、サクラの開花の遅れが確認されています。また、東京港大井ふ頭において、特定外来生物である「ヒアリ」が継続的に確認されるなど、区の生態系やわたしたちの生活を脅かす侵略的外来生物の増加の懸念もあります。

区の施策

生き物の生息状況のモニタリング

区の特徴的な生態系である臨海部や運河などの「水辺」を中心に、生き物調査や自然観察会を実施し、生息状況や環境の変化などの理解を深めつつ、生き物の生息状況を把握するとともに、区民や団体と情報を共有しながら、生態系の保全と再生の推進に活用します。

外来種による被害防止

区でも、アライグマやハクビシン、ヒアリ等の侵略的な外来生物が確認されており、希少種を含む在来種の捕食、在来種との競合・交雑、人への危害などの問題が発生しています。外来生物をこれ以上広げないために、各主体が連携しながら、防除やモニタリングなどの対策を推進します。

区の取組

- ☼ 区民や団体と連携し、指標となる生き物を対象としたモニタリングを行いながら、生息環境の維持・創出を推進します。
- ☼ 外来生物による被害の把握や生息状況を調査し、効果的な対策を検討します。東京港については、東京都と連携した防除および注意喚起を行います。
- ☼ 各種公共事業を行う場合は、在来種を用いた植栽を行うよう配慮するほか、事業者に対しても、区の環境に適した在来種の選定やビオトープなどの取組事例を紹介することで、生物多様性に配慮したみどり・水辺の創出を推進します。

区民・団体等の取組

- ☼ 区が開催する自然観察会のイベントに積極的に参加します。
- ☼ ペット（アメリカザリガニやミシシッピアカミミガメなどの外来種も含む）は屋外に放さず、最後まで責任を持って飼育します。
- ☼ 捕まえた外来種は再放流しない、生きたまま持ち運ばないようにします。
- ☼ 国外外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものも拡散しないようにするとともに、ガーデニングなどで植栽を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないようにします。

●どのような被害があるの？

雑食性で、希少種を含めた水生昆虫や両生類、魚類、貝類など、様々な生き物を食べてしまうほか、水草を切断することなどで環境を大きく変え、他の生き物の生息環境（産卵場所や隠れ家など）を奪います。結果として水が濁ってしまうなど、景観まで変えてしまいます。また、病気を媒介して、日本の固有種で絶滅危惧種であるニホンザリガニや他の甲殻類を死滅させてしまうことも心配されます。

●もはや対策は手遅れなのでは？

そこら中に蔓延しているように見えても、実はまだ入っていない場所などもあります。そういった場所に入ってしまうと希少種を含む在来の水生生物が大きな被害を受ける心配があります。

●既に日本の自然になじんでいて、いても問題がないのでは？

かなり古くから日本各地、特に田んぼや用水路など市街地周辺に広まっており、多くの国民にとって子どもの頃から身近な生き物になっていたため、一部にそのような誤解を受けることもありますが、上記の通り、最近の研究によって、日本の自然・希少な絶滅危惧種などに非常に大きな影響を与えることが改めて明らかになっています。

●捕獲したり、飼育したりすることも良くないの？

自然との触れあいという観点で、身近な生き物であることは確かであり、必ずしも捕獲することや飼育することを全面的に否定するものではありません。ただ、合わせて外来種問題について考えていただきたく思いますし、特に捕まえた場所と違う場所に放流することは絶対に控えて下さい。

出典：環境省「アメリカザリガニ Q&A」

※一部抜粋しています。また、内容は対策検討を進めながら随時更新される予定です。

図 4.8　アメリカザリガニのとり扱いについて

事業者の取組

- ☼ ビルなどの整備においても緑化や水辺環境の整備を推進するとともに、在来種の選定やビオトープなどの取組にも積極的に参加します。
- ☼ 事業活動により外来生物が拡大しないよう、敷地内での外来生物の駆除・防除に積極的に取り組みます。
- ☼ 外国産のペットや希少植物を安易に販売することはせず、販売時・譲渡時には終始飼養することを飼養者に呼びかけます。

コラム　危険な外来生物

外来生物の中には、住環境や生態系への悪影響だけではなく、「人の生命・身体」への被害が報告される種も存在します。

東京都では、このような種を「危険な外来生物」と定めています。

現在まで、区内で定着が確認された生物はありませんが、被害が発生しないよう、また万が一区内に侵入した場合には、直ちに防除が図れるよう、まずはこれらの生物の存在を知っておくことが肝要です。

セアカゴケグモ

ハイイロゴケグモ

クロゴケグモ

キョクトウサソリ

ヒアリ

アカカミアリ

カミツキガメ

出典：東京都環境局ホームページ

都内で発見事例のある危険な外来生物 7 種

コラム　森林環境税・森林環境譲与税

「森林環境税」は、2024（令和 6）年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を区市町村が賦課徴収するものです。

また、「森林環境譲与税」は、区市町村による森林整備の財源として、2019（令和元）年度から、区市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律に基づき、区市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する区市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

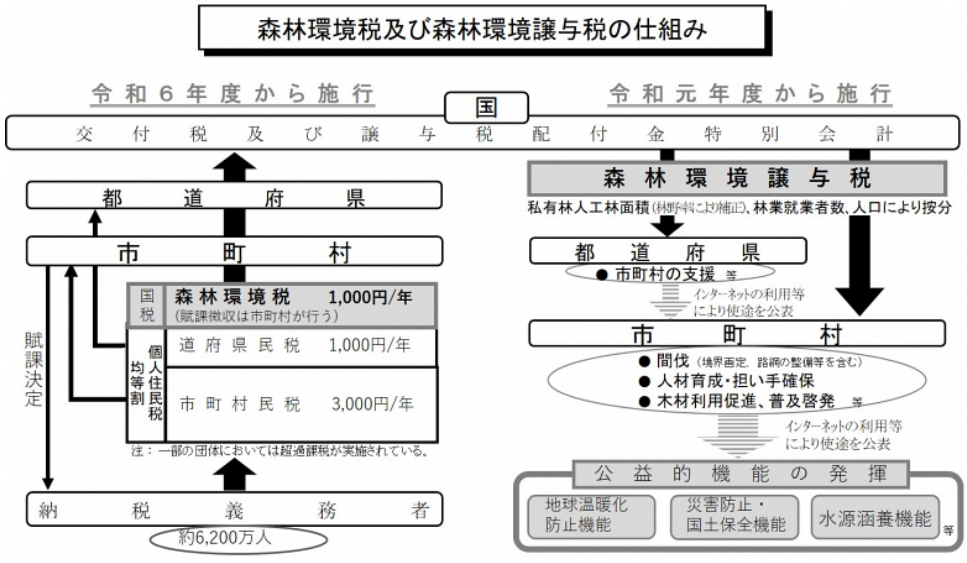

林野庁ホームページ

基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）

基本目標　4-1　すこやかな暮らしを守る

きれいな水や空気、そして穏やかな住環境は、「すこやかで快適な暮らし」を実現するうえで欠かせません。生活環境の維持・向上のため、大気汚染や悪臭、騒音等の環境負荷を低減し、全ての人が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組みます。

区の現状・課題

大気環境は、低公害車の普及等により経年的に改善傾向であり、令和 2 年度以降は全地点で NO_2 と SPM の環境基準を達成しています。水質については、河川の BOD*や運河および海域 COD*については改善しつつありますが、海域の全窒素および全りんについては環境基準をすべて上回っており、適切な対策を講じる必要があります。

騒音については、環境基準の達成率は 9 割を超えているものの、建設作業や生活騒音などの騒音苦情が増加しており、建設作業時の指導と生活騒音防止の啓発をあわせて推進する必要があります。

また、野生のカラスやハトへの苦情も発生しており、生態系のバランスを保ちながら、人の生活空間との棲み分けを考えていく必要があります。

表 4.1　大気汚染物質の測定結果（2021（令和 3）年度）

局名		二酸化窒素(NO2)		浮遊粒子状物質(SPM)	
		環境基準		環境基準	
		98%値	達成状況	2%除外値	達成状況
一般局	八潮測定局	0.035 ppm	○	0.028mg/m^3	○
自排局	大井中央陸橋測定局	0.060 ppm	○	0.032mg/m^3	○
自排局	平塚橋交差点測定局	0.041 ppm	○	0.032mg/m^3	○

※2%除外値は、1 年間のすべての測定値（日平均値）の内、高い方から有効測定日数の 2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値。

※98%値は、1 年間のすべての測定値（日平均値）の内、低い方から有効測定日数の 98%にあたる日数番目の測定値。

出典：　品川区ホームページより作成

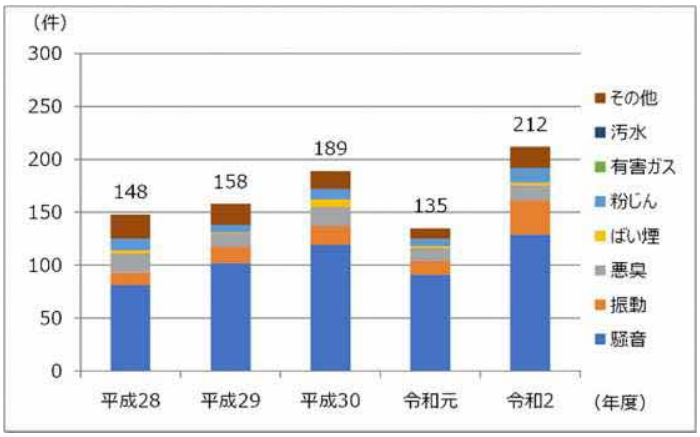

出典：品川区ホームページ 公害苦情相談の状況より作成

図 4.1　区内の公害苦情相談結果

区の施策

大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応

環境保全対策全般に関して、継続的に取組を進め、良好な生活環境を維持することが必要です。大気や水質、騒音等の環境基準の達成に努め、公害等を防止します。

化学物質の適正管理

有害な化学物質の適正管理等に関する指導や情報提供を行います。

鳥獣等による被害への対策

カラスやハト、ネズミ、コウモリ、ハチ等による被害への対策を行います。

区の取組

- ☼ 有害物質等の使用管理・土壌汚染に関する、法令等に基づく指導・監督・情報提供を実施します。
- ☼ カラス対策・外来種対策を実施します。

区民・団体等の取組

- ☼ 楽器や家電製品を使用する時間帯を考慮する等、日常生活における騒音等について、近隣への配慮を心がけます。
- ☼ 低公害車の利用やエコドライブの実施により自動車排出ガスを低減していきます。

事業者の取組

- ☼ 各種の法令等に基づく環境への負荷抑制に取り組み、地域のすこやかな暮らしや従業員の健康確保に取り組みます。
- ☼ 運送車両等の低公害車への転換や、エコドライブの徹底により自動車排出ガスの低減に取り組みます。
- ☼ 騒音を発する工事では、防音シートの使用等、近隣への配慮を図ります。

コラム　典型７公害

環境基本法では公害とは、事業活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる次のものと定義しています。このうち、①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭の７つの公害を「典型７公害」と呼んでいます。

出典：2002 年度子ども環境白書（環境省）

コラム　PM2.5 とは

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5μm（1μm=1mm の千分の 1）以下の非常に小さな粒子のことで、物の燃焼から直接排出されるもののほか、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等の大気汚染物質から大気中で粒子化したものが含まれます。非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されており、2009（平成 21）年９月に大気環境基準に新たに追加されました。

国境を超えた影響も確認されており、中国及び韓国を含めた共同研究が進められています。

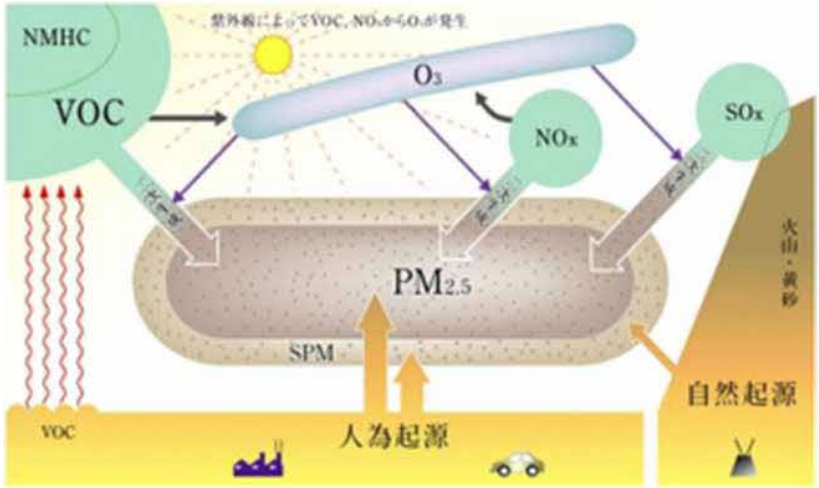

出典：環境省

基本目標　4-2　人にやさしい地域づくりを目指す

さまざまな人々が暮らす区において、全ての人が暮らしやすい、安心・安全な地域づくりがより一層必要とされています。

年齢・性別・国籍や障害の有無等に関わらずたくさんの人が使いやすいユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実や、歩行者・自転車に配慮した地域づくりを進めます。

区の現状・課題

さまざまな人々が暮らす区において、全ての人にとって安心・安全な地域とするために、例えば、大井坂下公園は区内の子どもたちが考えたアイデアを取り入れ、障害の有無にかかわらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる公園として再整備されました。また、大井町駅周辺では、重点整備地区として歩道のセミフラット化、点字ブロックの整備、バリアフリー仕様の水飲み台設置などが実施されています。

一方で、アンケート調査結果では、区民の人にやさしい地域づくりに関する重要度は高いものの、歩道や自転車道の整備状況の満足度は低い状況です。そのため、駅周辺や一部の公園に限らず地域全体の歩道や自転車道等の整備が必要です。

区の施策

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

全ての人が、年齢・性別・個人の能力に関わらず、快適に移動できる環境整備が必要となっています。公共交通施設や歩道へのスロープの設置等のバリアフリー化、駅・バス施設へのユニバーサルデザインの導入を進めます

利便性の高い公共交通網の整備

鉄道網が発達した区内において、バス等で鉄道網を補完しながら、鉄道を中心とした交通の利便性を向上していくことが必要です。利用者ニーズに応じた交通網の整備を事業者に求めていきます。

安全な歩行者・自転車の空間整備

歩行者・自転車が安全で快適に通行できる環境づくりが必要となっています。歩行者・自転車空間の整備、放置自転車対策等の取組を進めます。

区の取組

- ☼ 区有建築物のユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ☼ 安心して通行できる歩行者・自転車空間の整備を推進します。
- ☼ 自転車等の放置禁止対策を実施します。

区民・団体等の取組

- ☼ 自転車・自動車の利用に際して、交通ルールを守り安全運転を心がけ、定められた場所に駐車します。

事業者の取組

- ☼ 再開発や建物の新築・改修に際しては、スロープの勾配の改善、バリアフリートイレの整備、多様な利用者に配慮した案内表示の設置等を導入していきます。
- ☼ 店舗・事業所への来訪者による自転車駐輪・自動車駐車が、他の交通の妨げにならないよう定められた場所に駐車します。

基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）

基本目標 5-1 歴史や文化を大切にし、魅力ある街並みをつくる

地域の文化や歴史と調和した街並みの保全・創出は、住民にとっても来訪者にとっても魅力あるまちづくりにつながります。

区の歴史的な位置づけや受け継がれてきた伝統への理解を深め、区民が「大切」と思うことができる魅力ある街並みの保全と創出に取り組みます。

区の現状・課題

品川区内には区指定の文化財が 142 件と、数多く存在しています。歴史的・文化的環境を将来に引き継ぐため、それらの維持・保全に努めるとともに、区民がふれあうことのできる機会を増やす必要があります。

区の施策

多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用

歴史のある街並み、新しく洗練された街並み、そしてそれをつなぐみどりや川、これらの個性を活かしつつ、調和の取れた景観づくりが必要となっています。デザインに配慮した屋外広告物の配置や集約化、舟運ルートの開拓・運用を進めます。

歴史あるまちの景観の再生と活用

地域で蓄積してきた地域固有の歴史・伝統・文化を景観まちづくりに反映していくため、旧街道等歴史を伝える街並みの形成が重要です。街並み修景や、区の歴史を伝える社寺や大名屋敷跡地の緑化、協調性のある建築物等のデザインや伝統色の採用等、歴史的な雰囲気を伝える街並みづくりを進めます。

生活に密着した住宅地景観の保全と誘導

住宅地においては、地域固有の資源や個性を活かし、みどりの保全や創出により、親しみのある街並みや潤いのある景観を形成する必要があります。良好な住宅地景観の保全と育成、住宅地の緑化等を進めます。

活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出

多様な人々が暮らし、働き、活動する区においては、地域それぞれの特性に合った景観の創出が必要となっています。商業・業務・文化・行政等の施設が集積する商業地や、日常生活に必要な買い物の場としての商店街では、にぎわいと個性のある街並みを形成していきます。暮らしや活動する場には、社寺・公園・樹木・建造物等の地区の個性を創り出す景観資源を活かした景観形成を進めます。

新たなまちの景観の整備と誘導

区内には、規模の大きな開発によるまちづくりが進められている地区と、日常生活における商店街等が中心となる地区があり、それぞれの特性を活かした景観形成が必要となっています

区の取組

- ☼ 歴史・文化を伝える街並み整備を促進します。
- ☼ 地域からの景観計画における「重点地区」指定の要望を受け、推進します。

区民・団体等の取組

- ☼ 地域特性に応じたルールづくりによる住環境の保全・創出に協力します。

事業者の取組

- ☼ 建築物デザイン・広告掲示・緑化等において、まちの美観やにぎわい創出等に協力します。
- ☼ 五反田～天王洲等の新たな舟運ルートを開拓し、利用者へ定着させていきます。

コラム　ESD（持続可能な開発のための教育）

現在、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等の様々な問題があります。ＥＳＤ（Education for Sustainable Development）とは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近な所から取り組むことで、持続可能な社会を実現することを目指して行う学習・教育活動です。

ＥＳＤでは、国際問題を始めとする様々な課題に対して、探究的な学習過程を重視し、グループ活動を取り入れ、話し合い、調査や結果のまとめ、発表を行い、協同的に学びます。また、地域や大学・企業との連携の視点を取り入れること、児童・生徒による発信と学習成果の振り返りを適切に行うことなどが重要とされています。

新型コロナウイルス感染症により、従来の社会システムやライフスタイルが一変しただけではなく、戦争で世界情勢が不安定な中、グローバルな視点での持続可能な社会構築に向けた行動が求められています。

出典：「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」（文部科学省）
ＥＳＤの基本的な考え方

共通目標　次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）

---つなぐ　つづける　つくりだす　～エコなミライへ～
「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」---

エコルとごし
品川区立環境学習交流施設

自然豊かで歴史ある戸越公園内に品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」が 2022（令和 4）年５月にオープンしました。環境について楽しく学べるよう、わたしたちの暮らしと自然環境との関わりを疑似体験できる映像展示や、「みる・きく・さわる」といった体感を重視した常設展示を備えているほか、多彩なイベント・講座などを開催しています。

また、公園内の一施設として、区民の皆さんや公園利用者の皆さんの憩いと交流の場として利用できます。

（1）省エネと創エネを実現した「Nearly ZEB」認証建築物

エコルとごしは、東京都内の公共建築物として初めて「Nearly ZEB（ニアリーゼブ）」の認証を取得し、建物の竣工時点で、基準となる建築物と比較し、91%のエネルギー量削減が見込まれています。

LED 照明や人感センサー、地中熱を利用した空調システムなどの「省エネ（使うエネルギーを減らす）」技術と、太陽光発電設備や蓄電池など再生可能エネルギーを利用する「創エネ（エネルギーをつくり、利用する）」技術を組み合わせ導入されています。

その他にもトイレの洗浄水に雨水を利用し、夏場の室温上昇を防ぐ壁面緑化、深いひさしや遮熱性の窓ガラスなど、省エネにつながる建築の技術が多く採用されています。

ZEB 認証につながった環境負荷低減の様々な取組

❶ 太陽光発電設備
1 日当り約 215kwh（一般家庭 1 日当りの約 11 世帯分）の電力を発電

❷ 蓄電池
災害時は一部の照明、機器へ電源供給し、平時は夜間電力として使用
容量は 120kwh　（一般家庭 1 日当りの約 6 世帯分）

❸ 壁面緑化
夏場の日射遮蔽効果、葉（※）の蒸散効果により室温上昇を防ぐ
※樹種はキヅタを採用（在来種）

❹ 見える化モニター
1 階に、発電状況や電力使用状況等が分かるモニターを設置し、来館者へ情報発信

イメージ図

❺ BEMS
（ﾋﾞﾙｴﾈﾙｷﾞｰﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ）
空調・照明・換気等の設備機器の使用状況などのデータを一元管理するシステム
集計・分析したデータを元に、今後の需要を自動的に予測し、効率的な機器の使用につなげることで、快適な室内環境と省エネの両立を図る

❻ 自然換気
建物周辺の風向に配慮した位置に換気窓を設置
中間期等に外気を効率よく取り入れることで、空調運転負荷を軽減

❼ LED 照明
昼光センサー・人感センサーを併用し消費エネルギーを軽減する
※省エネ効果は、蛍光灯による照明と比較し、約 70%の削減

❽ 深いひさし
奥行が、約 3mの深いひさしを設けることで夏場の室内への直射日光を遮へいし、室温上昇を防ぐ

❾ Low-E 複層ガラス
特殊金属膜をガラスにコーティングしたもので、遮熱性が高く、夏場の室温上昇を防ぐ

イメージ図

❿ 空調設備
■地中熱利用
年間を通して安定した地中熱を空調設備の熱源に使用し、空調負荷を軽減
（6 か所　100m）
■居住域空調
人が活動する床から2m 程度の範囲を効率的に空調することで、空調負荷を軽減する
※省エネ効果は、一般的な業務用空調設備と比較し、約 50%の削減

⓫ 雨水利用
雨水を地下水槽に貯留し、トイレの洗浄水に使用（約4万 L）

（2）環境教育における役割

エコルとごしでは、体感を重視した展示や、多彩なイベント・講座の開催により、特に次世代を担う子どもたちが環境を楽しみながら学ぶことができる施設を目指しています。

展示やイベントだけではなく、最先端の環境情報の発信や、環境保全に取り組む人材の育成・活動支援も行うことで、区民および事業者の環境意識の向上と自主的な環境保全活動の推進につなげていきます。

１）環境を身近に楽しく学べる体験型の環境学習展示

＜映像展示「いきものタッチ」「バランスプラネット」＞

「地球温暖化対策」をメインテーマに、床・壁一面のダイナミックな映像空間で、都市と自然の「バランス」や「いきもの」とのふれあいを体験することができます。

＜常設展示「トイカケのジカン」＞

たった１秒の間にも、地球上では大きな環境変化が起こり、失われる自然や生命があります。一方、同じ１秒でも、積み重ねによって大きな効果を生み出す行動ができます。「1秒」・「1日」・「1 年」・「10 年」の時間軸をテーマに、さまざまな仕掛けを通して、身近な視点で環境との関わりを学ぶことができます。

２）公園の自然を感じながら憩い、交流し、気軽に環境情報に触れる場

自然豊かな公園と一体感のある広々とした空間で、自由に過ごせる憩いと交流の場です。

情報コーナーやキッズスペースも備えています。壁と床、家具にも品川区の交流自治体の木材を使用し、木のぬくもりがあふれる居心地の良いスペースです。

３）区民活動と環境保全活動の拠点としてさまざまなイベントを開催

＜多目的スペース＞

環境を身近に感じられる多彩な講座・ワークショップの開催をはじめ、貸し会議室としても利用できる学びと交流の空間です。

＜地域交流室・ボランティア室＞

地域交流室は、利用者の方々の地域活動・交流のための貸室、ボランティア室はエコルとごしのボランティアや、環境保全に関する活動を主体的にされている環境保全活動団体・個人の活動のための空間です。

＜菜園デッキ＞

エコルとごしのボランティアを中心に運営する、植物の大切さを感じられる菜園スペースです。

４）交流自治体の建材等を活用

品川区では、７つの自治体と個別で協定を結び、交流を深めています。エコルとごしでは、交流自治体との「絆」をつなぐ拠点をめざし、交流自治体の建材や家具などを施設に活用しています。また、東京都・多摩地域で育成した「多摩産材」も使用しています。東京都内における「地産地消」により、東京都全体の林業の活性化や森林の保護につながります。

共通目標1　環境情報を発信する

今後、一人世帯や高齢人口の増加等が見込まれる中、環境に関する情報をよりきめ細やかに提供し、それを受け取った区民・事業者が主体的な実践に移行することが望まれます。

区のホームページ等を含め、各種媒体を通じて情報を効果的に発信し、年齢や国籍、使用言語の違いに合わせた啓発を行っていきます。また、環境活動推進会議や環境活動顕彰を通じて、区民・事業者・区が情報を共有し、取組への意欲向上を図ります。

区の現状・課題

今まで整理してきた、基本目標 1～5 の達成に向けて、多くの担い手と継続した取組が必要です。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、人々のライフスタイルが変化している学生、社会人、高齢者向けなど、さまざまな年齢に浸透する情報発信方法を検討します。

区の施策

環境に関する情報の整理と効果的な発信

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、区民の意識向上や取組の実践につながります。区のホームページやパンフレット等を通じて、区民が環境を身近に感じ、興味・関心を持つきっかけをつくり、行動を促すような情報を発信します。

区の取組

- 区のホームページ・各種パンフレット・手引き等で情報を発信し、区民・事業者への有効活用を促進します。
- 「エコルとごし」を活用した情報発信を行います。
- 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）を主催します。
- 環境活動顕彰（優れた環境活動を実施している企業・団体・個人を顕彰）を実施します。

区民・団体等の取組

- 区が発信する環境情報をホームページ等で入手し、活用していきます。
- 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

事業者の取組

- 区が発信する環境情報をホームページ等で入手し、活用していきます。
- 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

共通目標2	環境学習・体験を推進する

地域の貴重な環境を保全し、継続して維持・活用していくためには、環境に関する学びや理解を促進し、自ら行動する人材の育成が必要です。区民・事業者・区の連携により、学校におけるイベントや、環境教育等の体験学習の場の充実を図ります。

区の現状・課題

2022（令和 4）年に環境学習交流施設「エコルとごし」が開設されました。エコルとごしでは、環境展示やイベントにより、次世代を担う子どもたちをはじめとする区民が環境の保全について関心や理解を深める場となるほか、ボランティアなどの環境保全活動の拠点としても活用されており、施設の機能を最大限活用しながら、あらゆる主体の環境学習及び体験を推進する必要があります。

区の施策

環境学習交流施設「エコルとごし」を活用した次世代を担う人材の育成

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、「エコルとごし」での活動を通じて、環境保全について日常的に実践する人を育て、次代につなぐ環境都市の実現を目指し、区民や活動団体などが交流できる場を提供します。

区民・事業者の環境学習・体験の機会づくり

良好な環境を保全していくためには、環境について学ぶだけでなく、実際に環境保全活動に参加することや、日常において環境保全行動を実践することが必要です。環境に関するイベントや体験型学習講座、学校と連携した環境学習の実施等、区民や事業者の取り組み意欲の向上につながる機会を提供します。

区役所職員の環境学習・行動の推進

区役所が率先して業務から生じる環境負荷を減らし、職員一人ひとりが環境配慮行動を実践することにより、区民や事業者の行動を牽引する必要があります。公共事業等における環境保全を推進するとともに、区の職員が日常業務の中で環境保全行動を実践できるよう、各種研修等を実施します。

区の取組

- 「エコルとごし」での活動を通じて人材育成に努めます。
- 環境学習講座を開催します。
- 環境意識を高める機会を持ち、事業全般で環境負荷の低減を意識します。

区民・団体等の取組

- 各種のイベントや学習講座に参加し、知識の取得と活動を実践します。
- 「エコルとごし」での活動に関心を持ち、興味のある活動内容に参加します。

事業者の取組

- 各種のイベントや学習講座に参加・支援し、経験や技術等を活用した社会貢献活動に取り組みます。
- 「エコルとごし」での活動に関心を持ち、興味のある活動内容に参加します。

コラム　環境教育等促進法の改正

2003（平成 15）年に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が、2011（平成 23）年 6 月に成立・公布されました。

国連の「持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」の動きや、環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、人づくりにつながる環境教育をいっそう充実させる必要があるとして、基本理念の充実をはかりつつ、地方自治体による推進枠組みの強化や環境教育等の基盤強化などが示されました。

具体なものとしては、「体験の機会の場」の認定制度や、行政機関及び民間団体等による「協働取組の推進のための協定制度」などが導入されており、体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展させるとともに、具体的規定を充実させています。

出典：環境省「体験の機会の場」

共通目標3　協働により環境活動を推進する

区民・事業者・団体等、環境活動を行うさまざまな主体が連携することで、取組のさらなる拡大や発展につなげることができます。

環境活動を行う事業者・団体等への支援や情報の共有を図るとともに、周辺自治体・交流提携自治体等との連携を推進し、協働による取組を進めます。

区の現状・課題

「エコルとごし」が開設されたため、交流スペース等を上手く活用し、事業所や団体等との連携・協働を一層推進し、環境学習・イベント参加を促していくことが期待されます。

区の施策

環境活動・環境教育を行う人材との協働

多岐にわたる環境の課題に対応し、良好な環境を維持・保全していくためには、区民・団体、事業者等、さまざまな主体と協働し、行動の輪を広げていくことが必要です。事業者による環境活動や、区民による環境ボランティア活動の支援を行います。

環境に配慮した事業活動の支援

事業活動において、さまざまな側面で環境に配慮することにより、環境への負荷を低減していくことが必要です。事業者による食品ロス削減等、環境に配慮した事業活動を支援します。

他地域での環境活動の促進

環境の課題は区内のみにとどまらず、周辺地域との関連性が深い場合が多いため、地域での取組が不可欠です。周辺自治体との連携を促進するとともに、交流提携自治体等における環境活動を推進します。

区の取組

- ☼ SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等を推進します。
- ☼ 他自治体における環境活動（産品利用・森林整備等）を推進します。

区民・団体等の取組

- ☼ 環境学習やイベントの運営支援を行う等、地域で率先して行動します。
- ☼ 食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用します。

事業者の取組

- ☼ 区等が実施するセミナーや支援制度を活用し、環境に配慮した経営を行います。
- ☼ SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等に協力します。

コラム　区内商店街での国産間伐材啓発イベント

区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、「間伐材を知る」「間伐材に触れる」きっかけを作り、国産間伐材の有効活用による森林保全・環境保全の周知・啓発を行うとともに、商店街を舞台として事業展開を行うことで、商店街の活性化を図っています。

ふくい　しながわ　ハッピーウッドキャラバン

（令和４年１１月実施　品川区商店街連合会と福井県との連携事業）

コラム　区内企業・高校と食品ロス等削減イベント

区内小学生とその保護者を対象にした「食品ロス削減・使い捨てプラスチック削減推進　区内企業・学校連携イベント“もったいない食材”をみんなで食べよう！」を 8 月 29 日「エコルとごし」で実施。親子 16 組 35 名（大人 16 名・子ども 19 名）が参加しました。

このイベントは区内企業である株式会社ローソンとオイシックス・ラ・大地株式会社、青稜高校の協力により開催。食を通じて食品ロスや使い捨てプラスチック削減について考える契機とし、夏休み最後に家族の交流などをサポートすることが狙いです。

出典：品川区ホームページ

2. みんなで取り組む“重点プロジェクト”

（1）重点プロジェクトとは

区の地域特性や環境に関わる最新の動向、環境の課題等を踏まえ設定し直した本計画の 5 つの基本目標と一つの共通目標を達成するうえで、残りの計画期間を考慮して特に重点的かつ分野横断的な展開を図る必要のある主要なテーマを「重点プロジェクト」として再度位置づけを行い、推進します。

重要プロジェクトとは、以下の方針に則り設定しました。

〈重点プロジェクトの設定方針〉

- 基本目標と共通目標を強力にけん引するものであること
- 区民・団体等、事業者のそれぞれの行動を促し、単独では得られない相乗的な効果を期待できること
- 区の次世代を担う人材の育成につながるものであること

（2）重点プロジェクト

前述の方針に則り、重点プロジェクトは以下の 5 つとします。

重点プロジェクト１　快適な脱炭素型ライフスタイルへの転換プロジェクト

- **区民・団体、事業者、区のみんなで、あらゆる「賢い選択」を推進**
- **区有建築物の ZEB、ZEH 化の水平展開**
- **太陽光発電の普及拡大**

重点プロジェクト２　さまざまな連携による地域全体の脱炭素化の推進

- **他の地域と連携した横断的な取組の推進**
- **環境面と経済面の統合的な向上を図る事業やサービスの推進**

重点プロジェクト３　プラスチックごみ対策・食品ロス削減の推進

- **製品プラスチックを含めたプラスチック分別回収の検討**
- **SHINAGAWA"もったいない"推進店登録制度の活用**
- **マイボトル対応型給水機の設置**

重点プロジェクト４　水とみどりを活かしたつながりづくり

- **まちづくりと一体となったみどり環境の保全**
- **水辺の生き物の生息・生育空間の保全**
- **生物多様性への理解促進**

重点プロジェクト５　次世代を担う人材への学びの機会の充実

- **「エコルとごし」を活用した学びの機会の充実**

重点プロジェクト１　快適な脱炭素型ライフスタイルへの転換プロジェクト

重点プロジェクトの概要

地球温暖化対策を強力に推進するためには、二酸化炭素の排出要因の大部分を占める、エネルギーの使用を削減することが必須となります。区のエネルギー使用量の約７割は家庭や事業所が占めており、当面は人口や世帯数、業務系施設の延床面積の増加により、エネルギー使用量が減りにくい状況が続くことが想定されます。

そのため、特に家庭や事業所の省エネルギー及び再生可能エネルギー利用による脱炭素型ライフスタイルへの転換に重点的に取り組む必要があります。中でも、家電や設備機器等の省エネ型機器への転換や区でポテンシャルの高い太陽光発電システムの導入は、長期的な光熱費の削減につながるだけでなく、快適な空間の維持、ひいては健康維持や災害時のレジリエンス強化にもつながります。

重点プロジェクトの全体イメージ

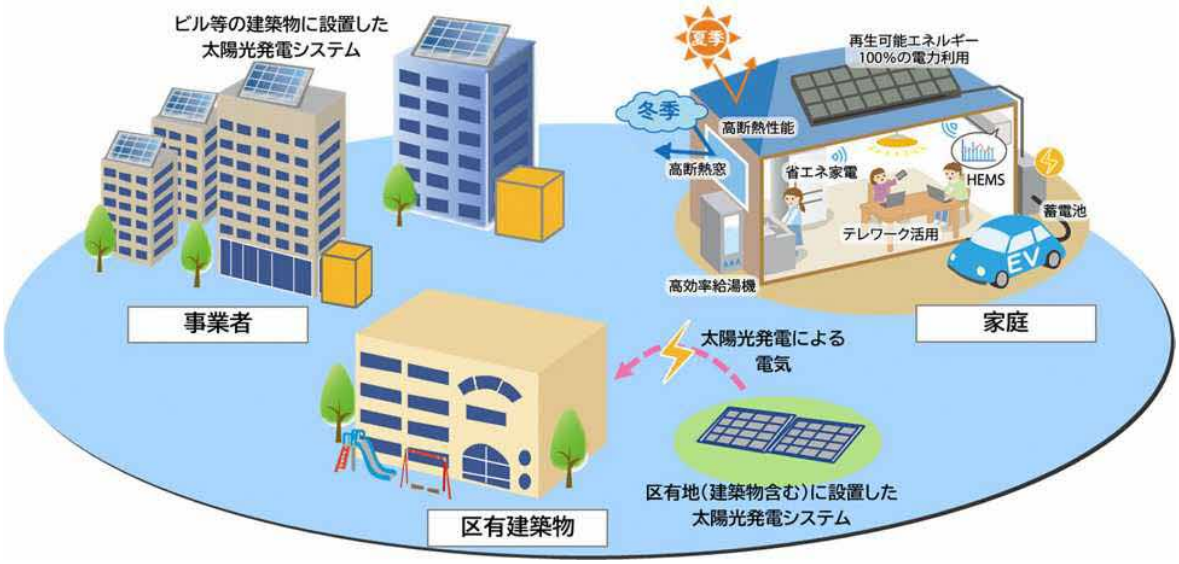

個別の事業例

◐　**区民・団体、事業者、区のみんなで、あらゆる「賢い選択」を推進**

省エネを日常的に実践する、高効率な設備へ更新する、よりクリーンな商品・サービスを利用するなど、区民・事業者・団体・区の多様な主体が、あらゆる行動で「脱炭素を意識した賢い選択」を実践することで、区全体で使われるエネルギーを徹底的に削減します。

商品のライフサイクル全体の
二酸化炭素排出量を示した
カーボンフットプリントラベル

家庭での節電・節水

再エネ電力への切替え

出典：経済産業省

◐ 区有建築物の ZEB、ZEH 化の水平展開

都内公共施設としては初となる「Nearly ZEB」認証を受けた「エコルとごし」などを活用しながら、区有建築物の ZEB、ZEH 化の認知度向上を図ります。

① 「Nearly ZEB」認証を受けた「エコルとごし」を活用した啓発推進

「エコルとごし」は、都内の公共施設では初となる「Nearly ZEB」認証を受けました。太陽光発電や地中熱・蓄電池などの省エネ及び創エネ設備を活用しており、ZEB、ZEH 化の啓発につなげます。

「Nearly ZEB」認証を受けた「エコルとごし」

② ZEB プランナー、BELS（第三者認証）を活用した普及推進

民間建物の建物所有者に対し、国の補助制度や ZEB プランナー登録制度、BELS（第三者認証）の利用を促し、ZEB、ZEH 化の普及推進を図ります。

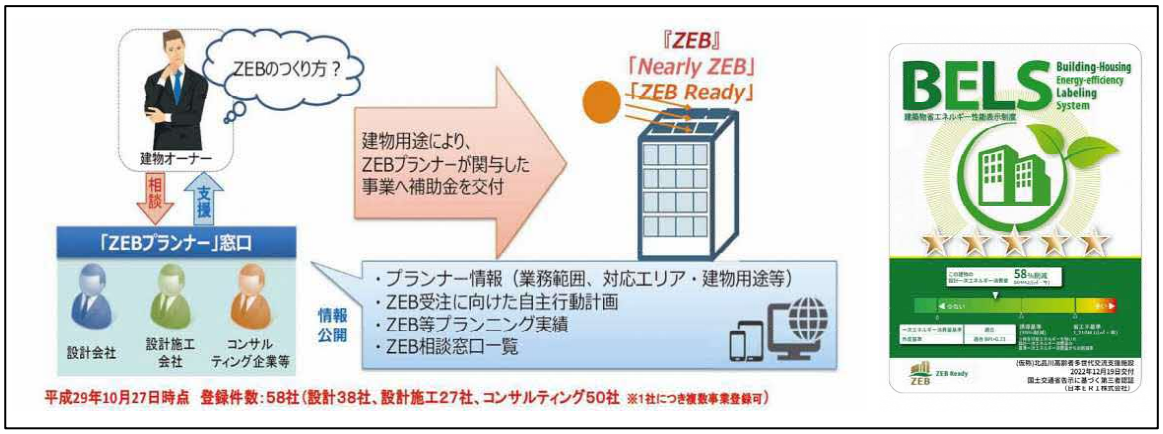

◐ 太陽光発電の普及拡大

① 区有建築物への導入検討

区内建物の先進事例となるよう、区の重要な再生可能エネルギーである太陽光発電設備の率先した導入を推進します。また、太陽光発電設備を導入することで近年多発化する自然災害により、電気の供給が停止した際でも、自然エネルギーを活用した電源を確保し、災害時の活動などに利用することができます。

区では、以前から区有建築物の新築や改築の際に太陽光発電を導入してきましたが、今後は、既存の区有建築物についても現地調査、設置検討をおこない、計画的に導入を推進します。

対象	区有建築物　（2022（令和 4）年度時点で 233 施設。うち 42 施設に太陽光発電設置済み）
調査・検討内容	・屋上設置の検討（荷重検討、法令確認、近隣施設の有無等） ・設置による発電量、活用方法の検討 ・実施方法及びスケジュールの検討 ・設置済み施設の実績調査、改善策の検討　等

区有建築物における太陽光発電の設置状況

② 区民・事業者の導入促進

・PPA モデルの活用

PPA モデル（※）は、事業者が、事業者や家庭が保有する建築物等に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を所有者や需要先へ供給する仕組みです。事業者や家庭は設備を保有しないことから、初期費用や維持管理費用をかけずに、再生可能エネルギーを利用することができます。PPA モデルの導入方法や活用可能な補助金等の情報を周知し、区民および事業者への導入を後押します。

出典：「再エネスタート」（環境省）

※PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれます。

・太陽光発電システム等の助成事業の周知

区では、太陽光発電システム等の助成事業を行っており、これらを周知することで、区民や事業者の取組の支援を行います。

～太陽光発電等システム設置助成事業(平成 23 年度より実施)～

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民・中小企業者が家庭および事業所等に太陽光発電システムおよび蓄電池システムを設置する際の費用の一部を助成しています。

[根拠法令等]

・品川区太陽光発電システム等設置助成事業実施要綱

・品川区太陽光発電システム等設置助成事業事務取扱要領

～その他の助成事業～

太陽光発電以外にも、区ではさまざまな助成事業により、脱炭素化を支援しています。

助成事業名	目的	主な内容
事業所用 LED 照明設置助成事業（対象：事業者）	LED 照明の普及を促進	区内施工業者を利用し、LED 照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成
低公害車買換支援事業（対象：事業者）	低公害車への買い替えを促進	都の融資あっせんを受けた際、補助されない自己負担分を区が助成

重点プロジェクト２	さまざまな連携による地域全体の脱炭素化の推進

重点プロジェクトの概要

地球温暖化対策を推進するためには、重点プロジェクト１で示したエネルギー使用量の削減に加え、普段使用しているエネルギーを再生可能エネルギーに転換していくことが重要です。しかし、都市化が進んだ品川区では、大規模な発電施設はもちろんのこと、住宅や事業所等への再生可能エネルギー等の設備導入（自家消費型の太陽光発電システム等）も、設置場所や施工性についての大きな制約があり、導入には限界があります。

そのため、再開発等の機会を活用しながら、まちづくりと一体となった地域で再エネ利用を拡大する、区外でのカーボンオフセット事業の展開を行うなど、民間事業者や他自治体などとの連携を視野に入れた新たな取組を検討しながら、脱炭素化を推進します。

重点プロジェクトの全体イメージ

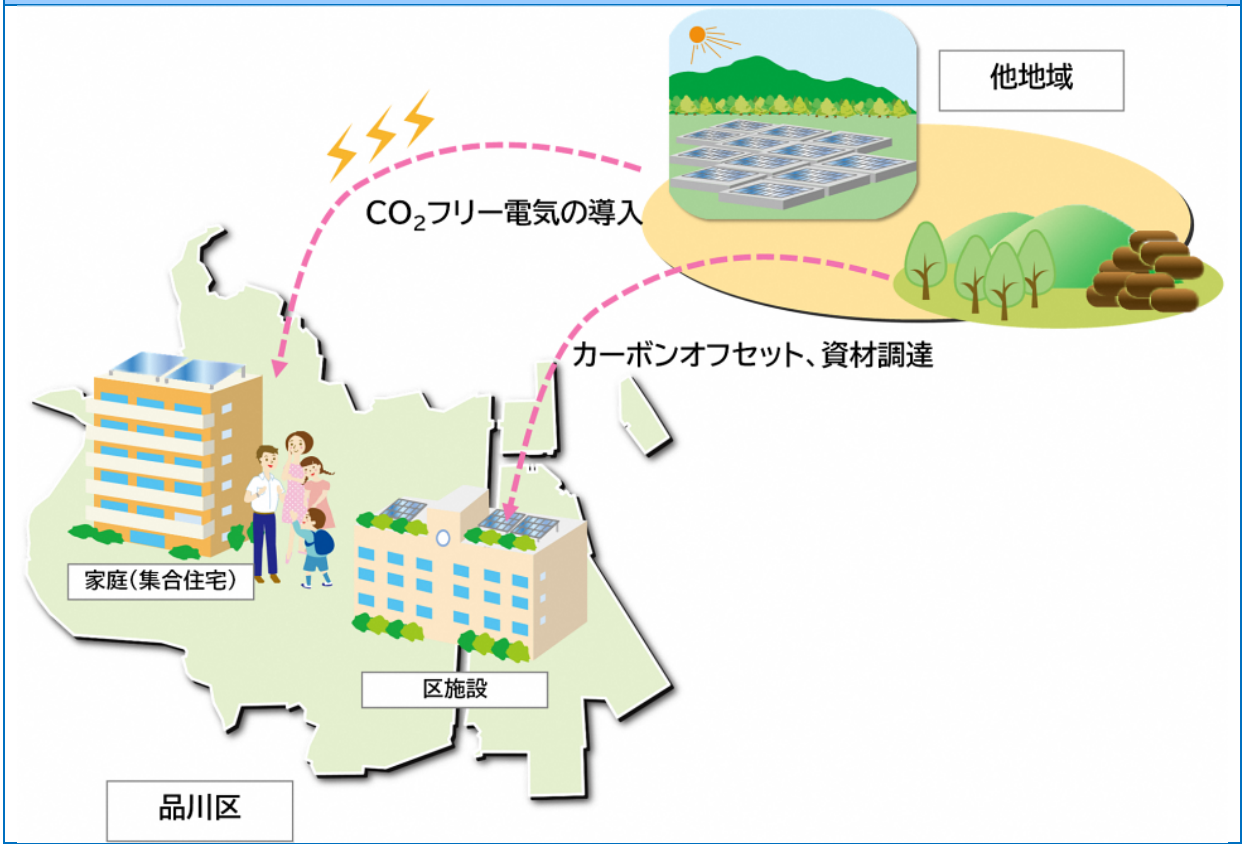

個別の事業例

◐ 他の地域と連携した横断的な取組の推進

① 区域外からの再エネ調達

再生可能エネルギーポテンシャルの高い地域と連携し、区域外から調達した再エネ電力を区内の電力に利用することで不足する分を補えるというメリットがあります。

区からは、連携先となる地域に対し、森林保護活動や環境教育、材木の優先購入などを支援することにより、相互の地域特性を活かした連携体制の構築を検討します。

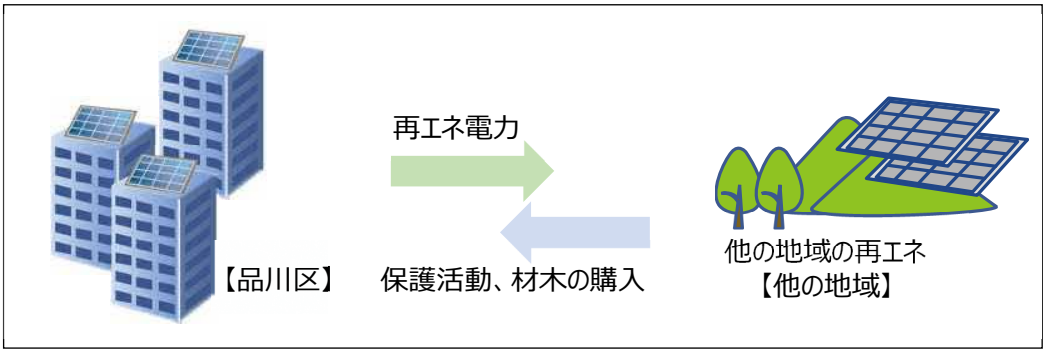

② グリーン電力証書の活用の推進

事業者や区の活動を通じた二酸化炭素排出や、再生可能エネルギーを購入したりすることで二酸化炭素排出の価値を取引するグリーン電力証書の活用を推進します。

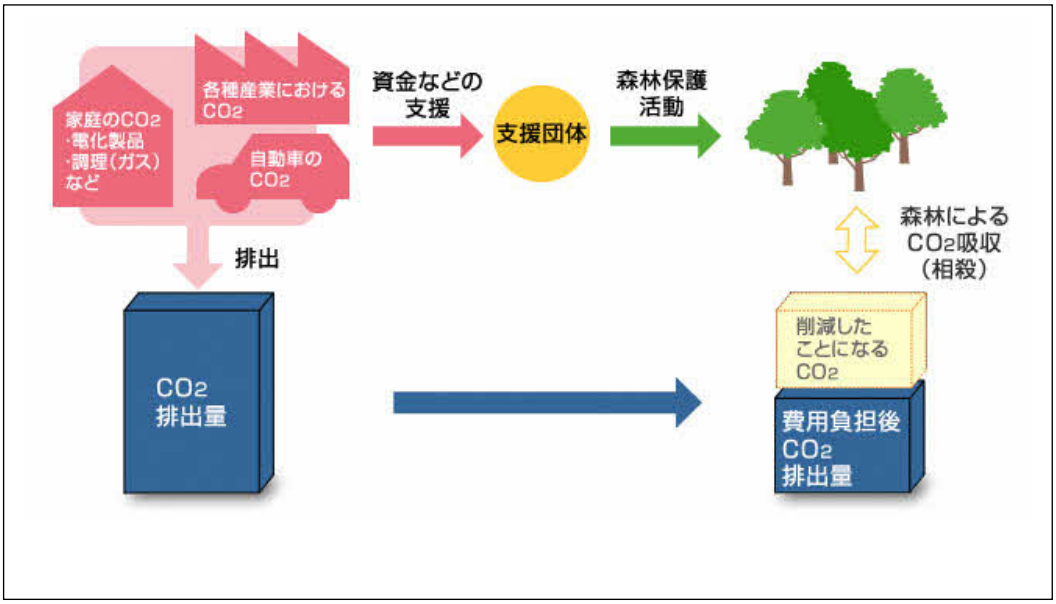

◐ 環境面と経済面の統合的な向上を図る事業やサービスの推進

① 公共事業のグリーン化の推進

区が発注する公共事業は、入札制度や事業者評価において現在も環境に配慮していますが、脱炭素に関する優遇をさまざまな視点から強化し、より環境負荷の少ない事業や、身近な資材を活用するなど、より一層のグリーン化を推進します。

多摩産材および品川区交流自治体の地域産材の活用

② 事業者との連携による脱炭素化まちづくりの推進

かつては公共が主体であったまちづくりも、民間と公共の垣根を超えたまちづくりが主流となりつつあります。脱炭素化に向けた区の将来像を事業者や区民と共有しながら、地域全体の脱炭素化に向けたロードマップの推進体制を構築します。

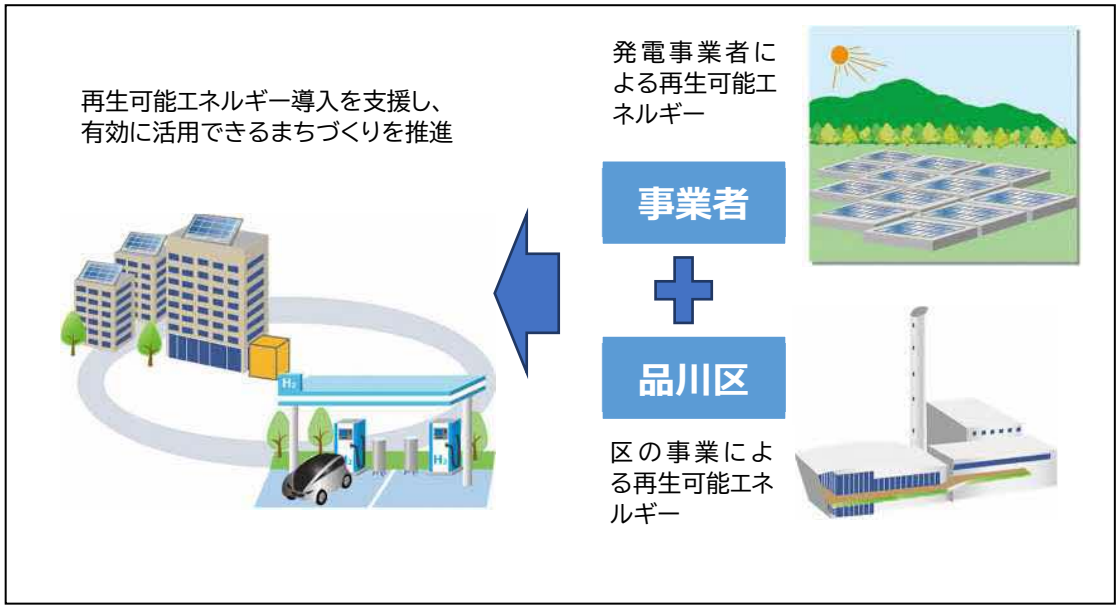

重点プロジェクト３　プラスチックごみ対策・食品ロス削減の推進

重点プロジェクトの概要

2022（令和 4）年度のプラスチック資源循環法の施行に伴い、ごみとなるプラスチックを減らすため、プラスチック製品の製造から廃棄、リサイクルに至るまでそれぞれの段階での対策が求められ、行政においては、プラスチックごみの分別回収によるさらなる資源化を検討・推進する必要があります。

そのため、民間事業者と連携した使い捨てプラスチック削減およびリサイクルや、通常のごみに新たな回収品目として加えることも視野に、さまざまな視点でプラスチックごみの削減および循環利用を検討し、取り組んでいきます。また、食品ロスについては、飲食店や小売業者等と連携し、削減に取り組みます。

重点プロジェクトの全体イメージ

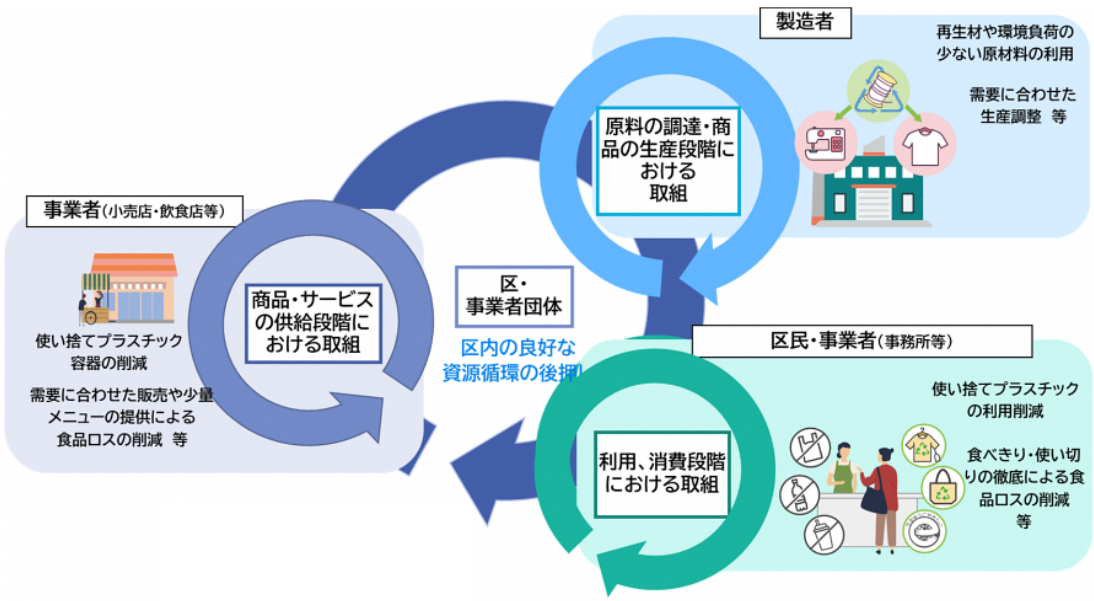

個別の事業の例

◐ 製品プラスチックを含めたプラスチック分別回収の検討

プラスチック資源循環法では、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するものとしており、品川区清掃事務所では、本法に基づいた効率的な分別回収開始に向けて、検討を進めます。

◐ SHINAGAWA"もったいない"推進店登録制度の活用

SHINAGAWA"もったいない"推進店登録制度では小盛り対応や食べ残し削減の PR 活動など食品ロス削減に取り組んでいる、区内の飲食店や食品を扱っている小売店等を区が紹介することで、区民や事業者の意識の醸成を図っています。

本制度への登録事業者を増やし、区民に啓発を図るなどにより浸透させることで、食品ロスの削減につなげます。

◐ マイボトル対応型給水機の設置

マイボトル対応型給水機を区内施設に設置することで、プラスチックごみ削減とともに、マイボトルを持つ習慣作り・プラスチックごみ削減の意識啓発を図ります。

◆実施内容
誰でも利用可能なマイボトル用給水機を区内施設に設置

◆設置場所
令和 4 年度：「エコルとごし」
令和 5 年度以降：区有施設へ拡大（品川区役所本庁舎・体育館・地域センター等）

設置機器イメージ

屋外イベントでの設置の様子

重点プロジェクト４　水とみどりを活かしたつながりづくり

重点プロジェクトの概要

区の特徴である水辺・みどりと、区外も含めた緑地や水辺のネットワークを活かしつつ、既にある生き物の生息・生育区間の保全を推進することで、都市整備と一体となった新たな生息・生育空間の創出を推進します。また、水辺の清掃活動や生き物観察会により、区内の生き物の生息状況を把握しながら、区民や事業者に身近な自然に触れあう機会を設けることにより生物多様性の理解の浸透を図ります。

重点プロジェクトの全体イメージ

個別の事業例

◐　**まちづくりと一体となったみどり環境の保全**

①　区民との協働によるみどりの保全と創出

区民や地域団体とともに区有施設（公園、学校、街路樹など）での樹木や花壇、ビオトープについて、生き物観察会や清掃活動を通じ、協働で良好な自然環境を維持・管理する体制の構築を検討していきます。

しながわ花海道

②　事業者との協働によるみどりの保全と創出

市街地再開発事業等に携わる開発事業者に対して、再開発区域内に広域的なみどりの保全・創出、適正な管理を図れるよう調整を進めます。

再開発で創出された
品川シーサイドのみどり

◐ 水辺の生き物の生息・生育空間の保全

① 水鳥の生息・繁殖場所の創出

カルガモなどの水鳥が安心して子育てできるように、運河に面した区立公園で水鳥の人口巣の設置を検討していきます。

渡り鳥が羽休めできるように、運河に面した区有施設などで水鳥の止まり木の設置を検討していきます。

京浜運河の桟橋跡の朽木で
羽を休めるイソシギ

② 水辺の生き物の生息場所の創出

汽水域の生き物が生息しやすくするため、運河に面した区有施設などで石積などの設置を検討していきます。

東品川海上公園の石積に
生息するイワガニ

◐ 生物多様性への理解促進

① 子どもに向けた環境教育

区内の水とみどりの多様なフィールドを活用し、体験プログラムや生き物観察の実施などを通した意識啓発に取り組みます。

② 区民・事業者への働きかけ

「エコルとごし」と連携して、生き物観察などの講座の開催や、展示や SNS などによる情報発信をしていきます。

事業者が生物多様性に配慮した経営の一助となるように、環境にも経営にも役立つ情報の配信をしていきます。

環境学習講座での
生き物観察の様子

重点プロジェクト５　次世代を担う人材への学びの機会の充実

重点プロジェクトの概要

環境保全への取組をこれまで以上に強化していくためには、区による意識啓発だけでは限界があります。区民・事業者の主体的な実践行動につなげるためには、区も含めた連携の推進と、取組の輪を広げるとともに、環境保全の必要性を「実感」することでより効果が高まります。

また、アンケート結果からは、特に 20 代～30 代といった若い世代において環境への取組や関心がやや低い傾向があることから、これまで環境保全に積極的ではなかった区民・事業者も含め、気軽に参加できる環境を整えることが、取組の裾野を広げるために必要です。

家電製品購入時に省エネルギータイプを選択するかどうか（n=549 ,区民）

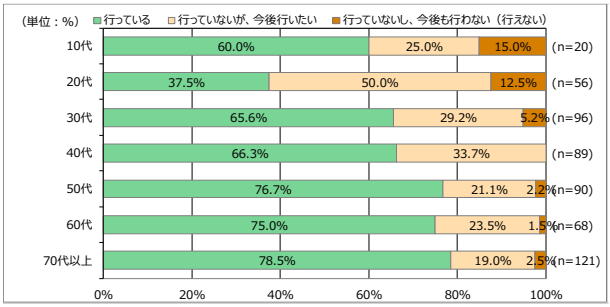

重点プロジェクトの全体イメージ

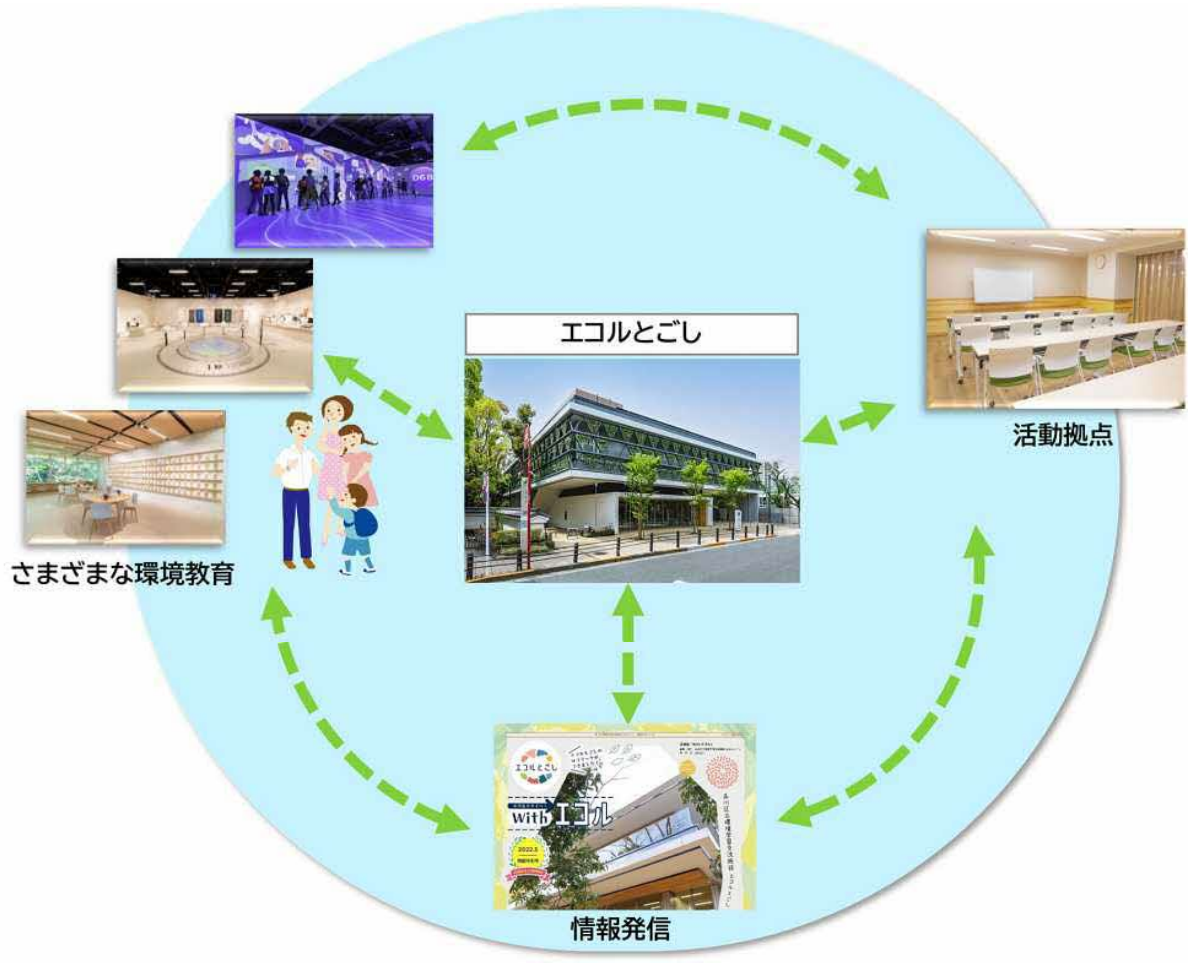

個別の事業の例

◐ **「エコルとごし」を活用した学びの機会の充実**

持続可能な社会を目指すためには、区民や事業者などに対し、環境課題の実態や新たな技術について、わかりやすく学ぶ場を提供することが重要です。「エコルとごし」では体感を重視した展示や多彩なイベント・講座を通じて、環境を楽しみながら学ぶことが出来ます。

「エコルとごし」の映像展示

第5章　計画を進めるために

1．推進体制と進捗管理指標

（1）推進体制

区では、計画を推進するため、庁内組織である「環境対策推進会議」・「環境対策庁内会議」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

また、有識者や区民・事業者・団体の代表・学生で構成される「環境活動推進会議」は、区民の立場および専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直しや国に対しての助言・提言を行います。

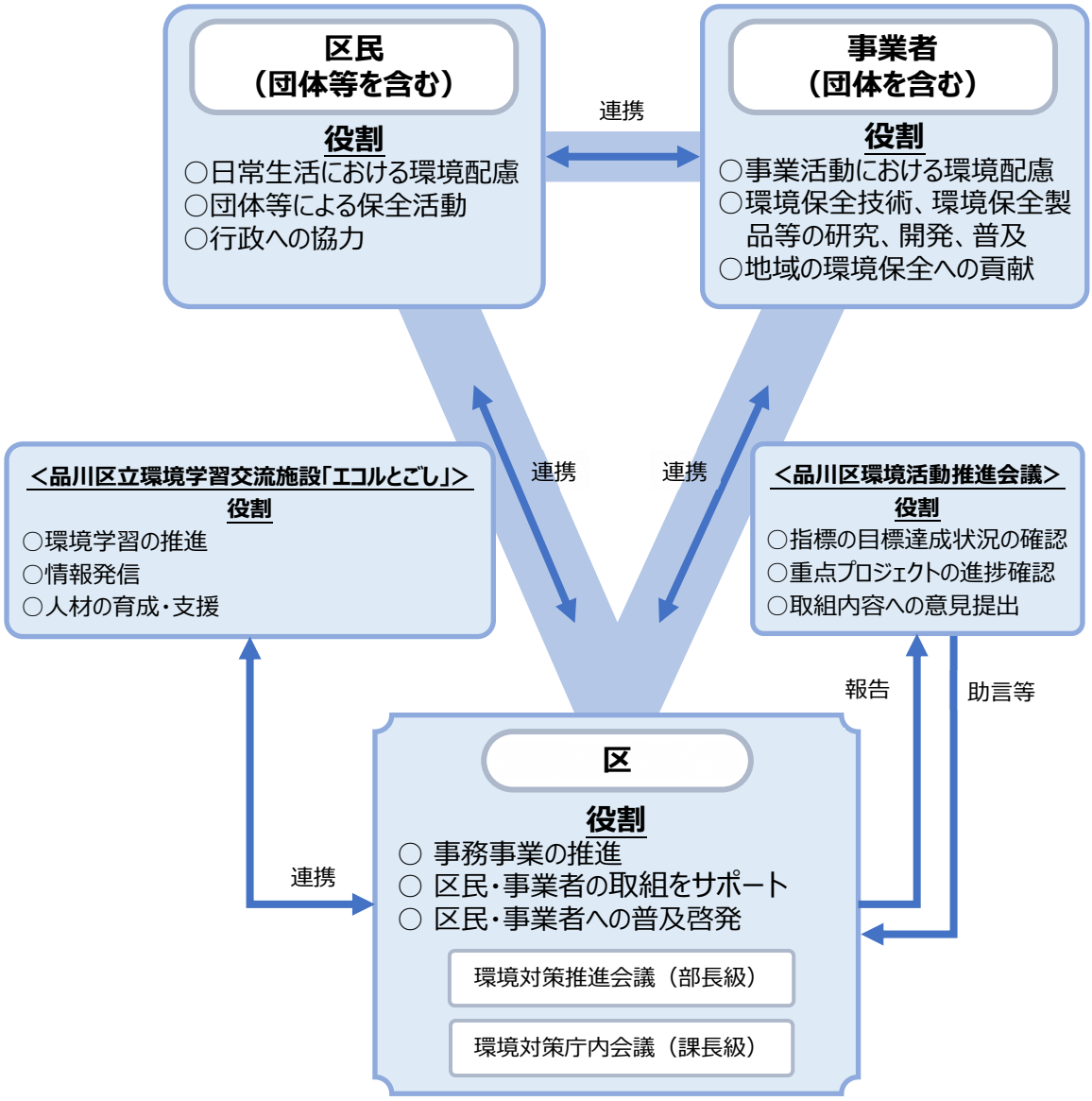

図 5.1　推進体制図

（2）進捗管理指標

計画の進捗状況を点検するための進捗管理指標は下記のとおりです。

■基本目標 1 関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
品川区の二酸化炭素排出量	2,218 千 t-CO_2	1,109 千 t-CO_2 ※1
区有建築物への再生可能エネルギー導入量	33 施設	60 施設
シェアサイクル配置台数	200 台	増加を目指す
打ち水大作戦参加者数	4,795 名	7,000 名
区有建築物の ZEB･ZEH 化	0 施設 ※2	5 施設
既存区有建築物の照明 LED 化	3 施設	対象施設完了

※1 2030（令和 12）年度を目標年とする。2019（令和元）年度の排出量は 1,837 千 t-CO_2 であり、目標達成のためには、今後、年間 66.2 千 t-CO_2 以上のペースで削減する必要がある。

※2 2022（令和 4）年度末現在、ZEB3 施設、ZEH1 施設の計 4 施設

■基本目標 2 関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
区民 1 人 1 日あたり収集ごみ量	567g	440g
資源化率	26%	31%
スケルトン車両を使った環境学習	44 ヶ所	継続
使い捨てプラスチック製品をなるべく使わない区民の割合	–	28.5%
フードドライブに協力してくれた区民	–	160 名

■基本目標 3 関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
良好な水環境の維持・向上	環境基準達成 （目黒川・立会川）	環境基準達成継続 （目黒川・立会川）
みどり率増加	21.1％ （2018（令和元）年）※1	22.6%→21.7※2
水のきれいさや水辺空間の区民満足度	31.3 ％ （2019（令和 2）年）※1	50%※2
区有船着場の利用回数	150 回/年	450 回/年※2
みどりや水辺の保全への関心度	53.8 ％	70%※2

※1　それぞれの調査実施年度の数値とする。
※2　品川区水とみどりの基本計画・行動計画の目標値であり 2031(令和 13)年度を目標年とする

■基本目標 4 関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
大気測定局における環境基準達成状況	2 局	全 3 局達成
放置自転車・放置バイク台数	1,286 台	削減を継続
各地区バリアフリー計画の特定事業計画に基づく整備状況	各特定事業計画	計画通りの整備実施 （118 件）

■基本目標 5 関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
景観「重点地区」指定地区数	2 地区	地域からの指定要望に随時対応

■共通目標関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
エコアクション 21 認証取得事業所数	35 社	70 社
SHINAGAWA“もったいない”推進店数	48 店舗	185 店舗

■「エコルとごし」を活用した目標関連

指標	2013(平成 25)年度	2027(令和 9)年度
環境学習講座の開催回数	50 回 (2022(令和 4)年見込み)	100 回
環境情報の更新回数 ※	700 回 (2022(令和 4)年見込み)	850 回
小学校・義務教育学校等との連携(エコルとごしにおける社会科見学等実施校)	24 校 (2022(令和 4)年見込み)	全校および私立校による活用
エコルとごしの年間来館者数	200,000 人 (2022(令和 4)年見込み)	240,000 人
エコルとごしの環境ボランティア登録人数	27 人 (2022(令和 4)年見込み)	50 人
環境保全活動団体登録数	18 団体 (2022(令和 4)年見込み)	25 団体

※　エコルとごしの公式ホームページ、SNS（LINE、Instagram、Twitter）の情報を更新した回数の合計を集計

2. 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策の実施状況、関連する成果指標の推移などの点検を行い、その結果に基づき、改善をしていく PDCA のサイクルが必要です。

区は、行政評価等により環境の現状や環境施策の進捗を全体的に把握し、評価を行い、その後の施策展開へ反映します。

また、継続的に PDCA サイクルを実施する中で、施策の進捗状況、国や都の計画策定等の動向、社会情勢の大きな変化があった場合は、適宜、目標および施策の強化などの見直しを検討していきます。

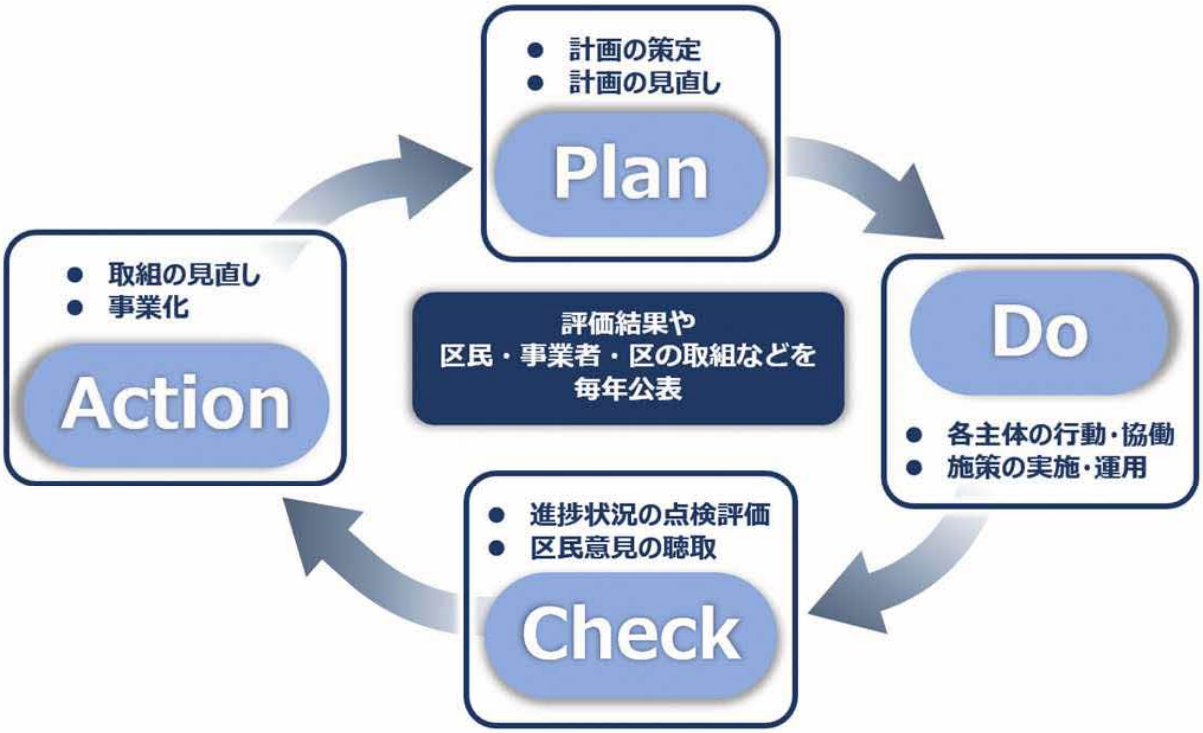

図 5.2 計画の推進体制および進行管理方法

第6章　資料編

1．区民･事業者等の環境意識

（1）2022（令和 4）年度　環境に関するアンケート調査の実施概要

	区民	事業者	CSR 企業
対象	満 18 歳以上の区民 1,500 人	品川区内の事業者 500 事業者	区内の CSR 企業※2
調査項目	･属性 ･環境の現状認識 ･保全活動の状況 ･品川に残したい環境 ･区の環境行政に対する意見等	･属性 ･環境保全対策の取り組み状況 ･廃棄物の減量･リサイクルの取り組み ･環境管理の取り組み状況 ･地球温暖化対策への取り組み状況 ･環境の保全･創造のための仕組みづくり ･環境の現状認識 ･区に望む環境保全に関する施策	
回収数	36.8%（549/1491※1）	27.1%（134/495※1）	25.3%（22/87）
実施時期	2022(令和 4)年 6 月 10 日 ～7 月 1 日	2022(令和 4)年 6 月 15 日～7 月 1 日	
調査方法	郵送による調査票の送付及び回収、WEB 回答の併用		

※1　宛先不明で返却された分は、母数から除外している。
※2　CSR 企業：しながわ CSR 推進協議会 の会員企業

（2）区民　調査結果

1）総括

○　身近なみどりの保全や公園緑地の整備に対する要望が高く、品川区というオフィスビルや商業施設の中にも公園や河川といった水辺空間が存在する特徴を反映した結果となっています。
○　省エネの行動は浸透しているものの、省エネ･再エネ機器の導入率は低く、今後の導入意向も低いことから、導入による効果や導入方法などの普及啓発と補助事業などによる後押しが必要です。
○　クリーン電力への切替えは、今後購入予定も含めると3割と比較的高いものの、導入方法や効果がわかりにくいという回答も多く、認知度を高めつつ、さらなる普及啓発が必要です。
○　生物多様性については認知度が低く、重要度などの関心も低くなっています。水辺や公園緑地に関する要望は高いことから、みどりの保全と併せた普及啓発が必要です。

2）品川区の環境に対する満足度及び重要度について

重要度が高い項目は全体的に満足度も高くなっています。重要度が高い一方で満足度が低い項目としては「歩道、自転車道の整備状況」があります。

満足度･重要度ともに高い項目 （重点維持分野）	⑬公共交通機関の利用のしやすさ ⑯区全体のごみの収集、処理の状況
満足度は高いが重要度は低い項目 （維持分野）	⑩ 史跡や遺跡、神社、寺などの文化財の保存状態
満足度は低いが重要度は高い項目 （重要改善分野）	⑫ 歩道、自転車道の整備状況
満足度･重要度ともに低い取組 （検討分野）	⑤ 星の見やすさ、⑥ 生き物の豊かさ、⑱ まちなかの暑さ

3）家庭での環境に配慮した取組について

節電、節水、公共交通機関の利用など普段身の回りでできる取組の実施率が高くなっています。一方で環境イベントや環境活動などへの参加率は低くなっており、「今後行いたい」を合わせた割合もそれほど高くありません。

4）「省エネルギーや再生可能エネルギー機器などの利用」について

利用者が多いものは LED 照明など普及段階の機器等が多いものの、太陽光発電など現状利用者が少ないものは、価格や、集合住宅では導入しづらいといった理由が挙げられていることから、こうした障壁を低くするためのアプローチが必要です。

利用者が多いもの	LED 照明、省エネルギー型エアコン、省エネルギー型冷蔵庫
利用者が少ないもの	太陽熱利用システム、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）、太陽光発電システム、次世代自動車

（3）事業者　調査結果

1）総括

○ 環境保全対策の取組は、CSR 企業については取組が進んでいるものの、その他の事業者については現在取組めていないものの今後取り組みたいとの回答が多いことから、導入による効果や導入方法などの普及啓発による後押しが必要です。
○ 省エネの行動は浸透しているものの、省エネ・再エネ機器の導入率は低く、今後の導入意向も低いことから、導入による効果や導入方法などの普及啓発と補助事業などによる後押しが必要です。
○ クリーン電力への切替えは、利用事業者も導入予定事業者も少なく、効果や導入手法についての認知度を高めることが必要です。
○ 生物多様性については認知度が低く、重要度などの関心も低くなっています。水辺や公園緑地に関する要望は高いことから、みどりの保全と併せた普及啓発が必要です。

2）「省エネルギーや再生可能エネルギー機器などの利用」について

利用者が多いものは LED 照明など普及段階の機器等が多いものの、太陽光発電など現状利用者が少ないものは、価格や、集合住宅では導入しづらいといった理由が挙げられていることから、こうした障壁を低くするためのアプローチが必要です。

利用者が多いもの	高効率照明器具、屋上緑化・壁面緑化、省エネルギー建築（二重サッシ、複層ガラス、床断熱など）、太陽光発電システム
利用者が少ないもの	コジェネレーションシステム（業務用）、エネルギーマネジメントシステム（BEMS、FEMS など）、太陽熱利用設備、風力発電システム、地中熱利用システム、V2H（電気自動車用充給電装置）

2. 環境法律･条例、計画（2023（令和５）年３月現在）

（1）主な環境関連法律･条例

分類	法令	公布日及び最終改正
環境全般	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日公布
		令和 3 年 5 月 19 日最終改正
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
公害	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和 46 年 6 月 10 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
大気環境	大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx･PM 法）	平成 4 年 6 月 3 日公布
		令和元年 5 月 24 日最終改正
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年 7 月 16 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成 17 年 5 月 25 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	昭和 63 年 5 月 20 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	平成 13 年 6 月 22 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
水環境	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	河川法	昭和 39 年 7 月 10 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成 21 年 7 月 15 日公布
		平成 30 年 6 月 22 日最終改正
	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	昭和 45 年 12 月 25 日
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	昭和 48 年 10 月 16 日
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、PRTR 法）	平成 11 年 7 月 13 日公布
		平成 14 年 12 月 13 日最終改正
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）	平成 13 年 6 月 22 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
地盤沈下	工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和 37 年 5 月 1 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
エネルギー	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）	昭和 54 年 6 月 22 日公布
		令和 4 年 5 月 20 日最終改正
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	平成 9 年 4 月 18 日
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	エネルギー政策基本法	平成 14 年 6 月 14 日公布
	バイオマス活用推進基本法	平成 21 年 6 月 12 日公布
	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	平成 21 年 7 月 8 日公布
		令和 4 年 5 月 20 日最終改正
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
廃棄物・リサイクル	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日公布
		平成 24 年 6 月 27 日最終改正
	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	昭和 45 年 12 月 25 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）	平成 7 年 6 月 16 日公布
		平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	平成 10 年 6 月 5 日公布
		平成 29 年 6 月 16 日最終改正
	食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）	令和元年 5 月 31 日公布
	プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）	令和 3 年 6 月 11 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日

分類	法令	公布日及び最終改正
廃棄物・リサイクル	建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	平成 12 年 5 月 31 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）	平成 12 年 6 月 7 日公布
		令和元年 12 月 4 日最終改正
	自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）	平成 14 年 7 月 12 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）	平成 24 年 8 月 10 日公布
資源の有効利用	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	平成 12 年 5 月 31 日公布
		令和 3 年 5 月 19 日最終改正
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年 4 月 26 日公布
		令和 4 年 5 月 20 日最終改正
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	平成 20 年 5 月 28 日公布
		令和 2 年 12 月 9 日最終改正
温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日公布
		令和 4 年 6 月 1 日最終改正
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成 19 年 5 月 23 日公布
		令和 3 年 5 月 19 日最終改正
環境アセスメント	環境アセスメント法（環境影響評価法）	平成 9 年 6 月 13 日公布
		令和 2 年 6 月 10 日最終改正
自然環境	自然環境保全法	昭和 47 年 6 月 22 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	自然公園法	昭和 32 年 6 月 1 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	都市緑地法	昭和 48 年 9 月 1 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	首都圏近郊緑地保全法	昭和 41 年 6 月 30 日公布
		平成 29 年 5 月 12 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
自然環境	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成 4 年 6 月 5 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成 14 年 7 月 12 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	自然再生推進法	平成 14 年 12 月 11 日公布
	森林法	昭和 26 年 6 月 26 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	平成 15 年 6 月 18 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	平成 20 年 5 月 16 日公布
		令和 3 年 3 月 31 日最終改正
	生物多様性基本法	平成 20 年 6 月 6 日公布
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成 16 年 6 月 2 日公布
		令和 4 年 5 月 18 日最終改正
土壌環境	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和 45 年 12 月 25 日公布
		平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正
環境教育	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	平成 15 年 7 月 25 日公布
		平成 23 年 6 月 15 日最終改正
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	平成 16 年 6 月 2 日公布
		平成 17 年 7 月 26 日最終改正
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成 15 年 7 月 25 日公布
		平成 23 年 6 月 15 日最終改正
工場立地	工場立地法	昭和 34 年 3 月 20 日公布
		令和 4 年 6 月 17 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
条例（東京都）	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）	平成 12 年 12 月 22 日公布
		令和 4 年 6 月 22 日最終改正
	東京都環境基本条例	平成 6 年 7 月 20 日公布
		平成 15 年 10 月 14 最終改正
条例（品川区）	品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例	平成 15 年 3 月 31 日公布
	品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例	平成 11 年 12 月 10 日公布
		平成 28 年 12 月 8 日最終改正
	品川区みどりの条例	平成 6 年 3 月 30 日公布
		平成 14 年 3 月 29 日最終改正
	品川区景観条例	平成 22 年 7 月 8 日公布
		平成 24 年 3 月 26 日最終改正
	品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例	平成 24 年 12 月 10 日公布
		平成 29 年 3 月 29 日最終改正

（2）主な環境関連計画

分類	計画名	策定年度
国	第五次環境基本計画	平成 30 年 4 月
東京都	東京都環境基本計画 2022	令和 4 年 9 月
品川区	品川区景観計画	平成 23 年 1 月
	品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）	令和 5 年 3 月
	品川区地域防災計画	令和 3 年度一部修正
	水とみどりの基本計画・行動計画	令和 4 年 3 月改訂

3. 用語解説

【アルファベット・英数字】

2R

発生抑制に相当する Reduce（リデュース）、再使用に相当する Reuse（リユース）を指す。

AIM モデル

国立環境研究所 AIM プロジェクトチームによって特定の対策を実施した場合の温室効果ガス削減量の推計手法のこと。

下記のように、社会変容や技術革新をはじめとするさまざまなシナリオが想定されている。

①生活や就業スタイルなどの変化、②マテリアルの効率的利用、③業務・通勤移動の低減、④貨物輸送の低減・物流効率の改善、⑤電化のさらなる普及、⑥電化が難しい領域での新燃料（水素、合成燃料、アンモニアなど）の活用。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつである。普通 20℃において 5 日間に消費する量を、ppm 又は mg/l で示す。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられる。

COD

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値である。BOD とともに、水質汚濁の程度を示す指標である。

HEMS

住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略で、家電や照明などのエネルギー消費量を可視化し、各機器の運転を最適な状態に制御することで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みである。

IPCC （気候変動に関する政府間パネル）

気候変動に関連する科学的、技術的および社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見について政策決定者をはじめ広く一般に利用するため設立された 195 の国・地域が参加する政府間組織のこと。5～7 年ごとに評価報告書、不定期に特別報告書などを作成・公表している。

J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなどの用途に活用できる。

KPI

Key Performance Indicator の略。日本語では重要業績評価指標、重要達成度指標などと呼ぶ。目標を達成する上での評価の指標を意味する。

MaaS

Mobility as a Service の略でマースと読む。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスである。また、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決等の重要な手段となるものである。

Nearly ZEB

ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物。

VR

Virtual Reality の略。日本語では仮想現実などと呼ぶ。コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できることを意味する。

ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）のこと。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギ

ー量が大幅に削減されている最先端の建築物である。

ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）のこと。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅である。

【あ】

愛知目標

2010（平成 22）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会（COP10）で採択された世界目標である「戦略計画 2011－2020」は、2050（令和 32）年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020（令和 2）年までにミッション（短期目標）および 20 の個別目標の達成を目指すものである。この 20 の個別目標を COP10 の開催地にちなみ愛知目標という。

ウォーカブル

「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味を持ち、都市の魅力を向上させまちなかににぎわいを創出することや、車中心から人中心の空間に転換する取組のこと。

エコポイント制度

家電エコポイント制度とは、地球温暖化対策、経済の活性化および地上デジタル対応テレビの普及を図るため、グリーン家電の購入により様々な商品・サービスと交換可能な家電エコポイントが取得できるものである。

温室効果ガス（Greenhouse Gas）

大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスのことである。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、フロンガス等がある。

【か】

カーシェアリング

1 台の車を複数の人々と共同で利用する仕組み。社会全体の車の数を減らすとともにメリハリのある利用が促進されるため、環境負荷の軽減を図ることができる。

カーボンクレジット

排出量見通し（ベースライン）に対し、実際の排出量が下回った場合、その差分を MRV（モニタリング・レポート・検証）を経てクレジットとして認証するもの。

機器・建材トップランナー制度

機械器具等（自動車、家電製品や建材等）に係る措置として、『トップランナー制度』による省エネ基準を導入している。トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めている。

目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めている。

キャップ&トレード制度

「国内排出量取引制度」とも呼ばれ、企業それぞれに設けられた温室効果ガスの排出枠（限度＝キャップ）の余剰分や不足分を企業間で取引する制度のこと。

クールスポット

夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる休息空間のこと。水辺、公園、日陰、また休憩が可能な建物などがある。

グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称である。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

グリーントランスフォーメーション（GX）

産業革命以来の化石燃料中心の経済・

社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革をして成長につなげることを言う。

建築物省エネ法

2015（平成 27）年 7 月 8 日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）のこと。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置が講じられた。

また、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が 2022（令和 4）年 6 月 17 日に公布された。

コジェネレーション

熱電併給とも呼ばれる、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

【さ】

サイクルシェアリング

自転車を共有する仕組みのことで、各所にある指定の場所であれば借りた場所以外にも返却ができる。渋滞などで混雑する都心なら、車を使い移動するより時間も正確で、走行中は二酸化炭素の排出がない移動方法である。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

集団回収

町内会や自治会、ボランティア等の地域コミュニティの中で住民が自主的にグループを作り、家庭から出る空き瓶や空き缶、古紙、段ボール等の資源ごみを、一定の場所と日時を決めて集めた後、資源回収業者に引き渡し、資源として再利用するシステムのこと。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。食品ロスの発生は環境に悪い影響をもたらす。

水素

水素は、地球上でもっとも軽い気体で、H 原子が 2 つ結びつくことで生成される。化学式では H_2 として表示される。

生態系サービス

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられているが、これらの恵みを「生態系サービス」と呼ぶ。

生物多様性

様々な生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、様々な生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルで多様性があるとしている。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用および遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約のこと。1992（平成 4）年に採択され、1993（平成 5）年に発効した。

生物多様性条約締約国会議（COP）

1992（平成 4）年の地球サミットで採択された生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議（COP：Conference of the Parties）のこと。おおむね 2 年に 1 回開催される。

第 15 回締約国会議（COP15）第一部は 2021（令和 3）年 10 月にオンライン方式と昆明（中国）での対面方式を併用して開催された。

ゼロカーボン・ドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブのこと。

ソーラーカーポート

簡易的な車庫であるカーポートの屋根部分に太陽光パネルを設置、もしくは屋根部分と一体化したもの。建築基準法上の「建

築物」に該当するため、建築基準法に則った設計・施工・監理が必要。

【た】

脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

低炭素アスファルト

通常と比べ製造時の加熱温度を 10～30℃程度低減させることで二酸化炭素排出量を削減したもの。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第３のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。

電源構成

一定地域に電力を供給するための電源の組み合わせをいう。一定地域とは、主として国全体または特定電力会社の供給エリアを指す。また、電源とは発電設備のことであり、通常は使用するエネルギー源で大きく分類される。典型的な分類としては水力発電、火力発電、原子力発電、その他発電（廃棄物、風力、太陽光など）が挙げられる。

【な】

ネガティブエミッション技術

ネガティブエミッション技術とは、大気中の二酸化炭素を直接回収する DAC や生物機能利用と、貯留または固定化等を組み合わせることにより、正味としてマイナスの二酸化炭素排出量を達成する技術。

燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

【は】

バーチャルパワープラント

工場や家庭などが有する分散型のエネルギーリソースを、IoT(モノのインターネット)を活用した高度なエネルギーマネジメント技術によりこれらを束ね(アグリゲーション)、遠隔・統合制御する仕組みのこと。一つの発電所のように機能することから、「仮想発電所:バーチャルパワープラント(VPP)」と呼ばれている。

【ま】

マイクロプラスチック

一般に５mm 以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

メタネーション

二酸化炭素と水素から「メタン」を合成する技術のこと。「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、ガスについても脱炭素化の動きが加速しており、その方法の一つとして有望視されている。